

VII. 中華人民共和国
(People's Republic of China)

<目次 ～中国～>

第1章 金融制度	3
1. 金融機関の種類	3
(1)政策銀行 (policy banks)	7
(2)商業銀行 (commercial banks)	7
(3)中小農村金融機関 (small- and medium-sized rural financial institutions)	10
2. 監督官庁と指導体制	11
3. 中国の金融制度の特徴	14
4. 預金保険制度の枠組み	15
第2章 郵便貯金の概要	17
1. 設立目的・沿革概要	17
2. 経営形態	19
3. 金融サービス提供の形態	21
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	21
(2) 銀行支店、委託店舗（郵便局）における金融サービスの提供状況	22
(3) 受託者の経営状況	23
(4) 店舗・ATM配置戦略	24
(5) DXの推進	24
4. 預金業務概要	25
5. 口座維持手数料等の導入状況	26
6. リスク性金融商品概要	27
7. 貸付業務概要	27
8. 金融包摂への取り組み	28
9. 送金・決済業務概要	28
10. インターネットバンキング	29
11. 国際業務概要	29
12. 付随業務概要	30
13. 資金運用	30
14. 窓口取扱時間	30
15. 他行、他業種との業務提携	31
16. 財務諸表	32
第3章 民間リテール金融機関の概要	33
1. 中国工商銀行 (ICBC)	33
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	33
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	34
(3) 提供商品の現状	34
(4) 子会社、関連会社への出資状況	35
(5) ESG投資	35
第4章 最近の金融動向と今後の展望	37
1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向	37
(1)フィンテックの動向	37
(2)キャッシュレス化の状況	40
(3)モバイル決済の動向	42
(4)リテール決済に関する法規制の状況	43
(5)リテール金融機関の顧客接点におけるDX	48
(6)インターネット専業銀行	49

(7) デジタル通貨導入に向けた動き	50
(8) IT 人材の育成・活用状況	52
(9) 生成 AI の活用状況	53
(10) 訪中外国人の決済手段の改善	54
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	55
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	55
(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり	55
(3) 提供される金融商品・サービス	61
(4) 政策評価と方向性	61
3. 最近の金融動向	63
(1) 顧客データを活用したビジネス動向	63
(2) 高齢化対策	64
第 5 章 参考	64
(1) リテール拠点における感染症対策	64

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
銀监会	China Banking Regulatory Commission	中国銀行業監督管理委員会
保监会	China Insurance Regulatory Commission	中国保険監督管理委員会
銀保监会	China Banking and Insurance Regulatory Commission	中国銀行保険監督管理委員会
証监会	China Securities Regulatory Commission	中国証券監督管理委員会
人民銀行	People's Bank of China	中国人民銀行
郵儲銀行	Postal Savings Bank of China Corporation Limited	中国郵政儲蓄銀行
郵政集団	China Postal Group	中国郵政集団
全人代	National People's Congress of the People's Republic of China	全国人民代表大会

為替レート：人民元。1米ドル=6.90元、1元=23.11円（2026/3/16）

第1章 金融制度

現在の中国の商業銀行は「商業銀行法（2015年改正施行）」を根拠法としている¹。政策銀行は、国有商業銀行が従来担ってきた政策性金融業務を分離する形で設立され、1993年「金融体制改革に関する決定」²および1994年「国家開発銀行の設立に関する通達」、「中国輸出入銀行の設立に関する通達」、「中国農業発展銀行の設立に関する通達」を根拠法とする³。農村金融機関については1996年「農村金融体制改革に関する決定」などにおいて規定されている。

1. 金融機関の種類

中国が1978年12月に「改革・開放」路線へ転換し、近代化に邁進し始めて既に40年以上が経過した。

改革開放の実施と市場原理の重視に伴い、財政機能が後退し、金融機能の重要性が注目されるようになった。1979年から中国政府は、事実上中央銀行に相当する中国人民銀行（People's Bank of China, 人民銀行）1行だけで全ての金融業務をカバーする体制の変革を急務とし、金融機関の整備を急いだ。現在、中国では図表1のように、中国共産党・国務院の下で、銀行、ノンバンク、保険、証券の金融機関の体系を形成している。これは、2009年11月に人民銀行が「金融機関のコーディング規範」⁴を発表し、金融機関の分類を統一したことに基づく。

同規範に従えば、銀行業預金性金融機関には、政策銀行（3行）、大型商業銀行（6行）、株式制商業銀行（12行）、都市商業銀行（125行）、外資銀行（41行）、農村商業銀行（1,563行）、農村合作銀行（23行）、農村信用合作社（458行）などが含まれる（図表2）。

中国には、政策銀行、大型商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行などの銀行業預金性金融機関、財務公司、金融リース会社、信託会社等のノンバンクを含む金融機関が全体で4,295機関ある（2024年末）。金融機関全体の総資産は、444兆5,744億元である（2024年末、民営銀行、外資銀行を除く）⁵。特に、大型商業銀行⁶（中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行、交通銀行、郵儲銀行）の資産規模は190兆2,610億元と、全体の42.8%を占めている（2024年末）。中国の金融機関の規制当局である中国銀行保険監督管理委員会（China Banking and Insurance Regulatory Commission, 銀保監会）の分類を基にした、金融機関の概要は図表2の通りである。

¹ 「商業銀行法」は1995年公布施行後、2003年、2015年に2度の改正が行われた

² <http://www.scio.gov.cn/zhzc/6/2/Document/1070933/1070933.htm>（閲覧日：2024年1月31日）

³ 路国英、張治安主編『中国金融法律知識手冊』（1996年）p.57-62、中国金融学会編『中国金融年鑑1995』p.65-74

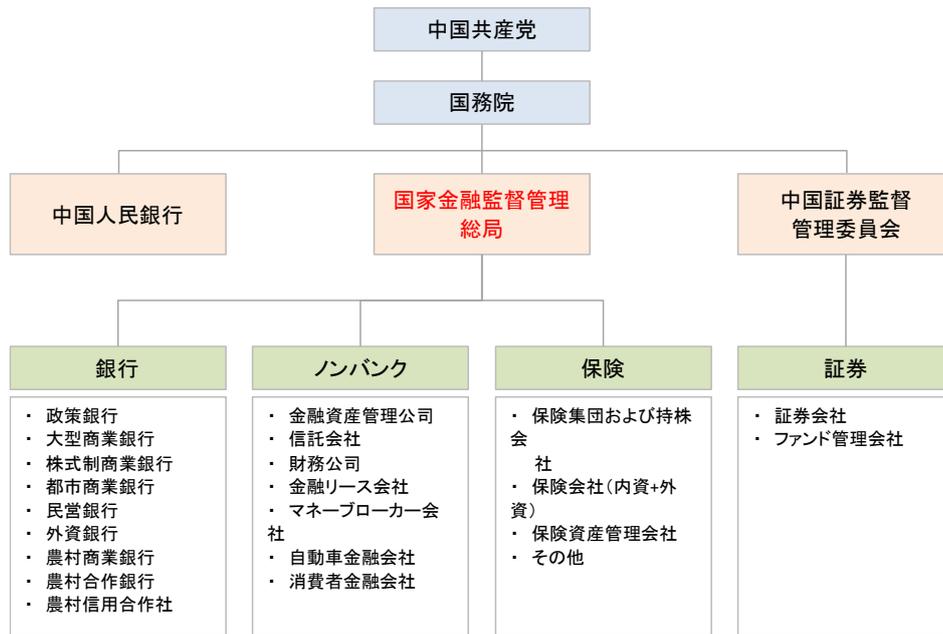
⁴ 「金融機関のコーディング規範」は金融機関を銀行業金融機関、証券業金融機関、保険業金融機関に分類したうえで、取引と決済性金融機関、金融持ち株会社とその他の金融機関を付け加えた。うち、銀行業金融機関を更に銀行業預金性金融機関と銀行業非預金性金融機関に細分した（童適平『中国の金融制度』（2013年）、p.27）

⁵ 中国銀行保険監督管理委員会「2024年银行业总资产、总负债（季度）」
<https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1164264&itemId=954&generaltype=0>

⁶ 2019年2月より、中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）も大型商業銀行に組み入れられた。

中国銀行保険監督管理委員会「银行业金融机构法人名单（截至2018年12月底）」（其他[2019]1号）
<https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1164264&itemId=954>

図表 1: 中国の金融システム体系



(注) 2023年5月に中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) が廃止され、証券業を除く金融業の監督・管理を担う国家金融監督管理総局が設立された。

(出所) 中国銀行保険監督管理委員会ウェブサイト、各種報道を基に作成

図表 2: 中国の銀行業金融機関 (banking institutions) の業態分類 (2024 年末)

		2023年末		
業態		銀行数 (シェア)	根拠法	特徴
政策銀行 (policy banks)		3 0.07%	「金融体制改革に関する決定」(1993年)、「国家開発銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第2号)、「中国輸出入銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第3号)、「中国農業発展銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第4号)	国有商業銀行が担っていた政策融資業務を引き継ぎ設立。国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の3行がある。
商業銀行 (commercial banks)	大型商業銀行 (large commercial banks)	6 0.14%	商業銀行法 (2015年改正施行)	預金の預入及び貸出ともに、業態としては最大規模。1994年以前は政策融資も行っていた。2004年以降株式会社化を実施し、現在は上場企業である。中国郵政儲蓄銀行株式会社は2011年株式会社制度を導入し、2012年に中国政府の許可を得て正式に発足。2019年に大型商業銀行の分類に組み入れられた。取扱局は約4万カ所、うち70%は地方の郡又はそれ以下の単位に配置(「70%」は規定ではなく、現状説明)。なお、2016年9月9日同行発表によれば、「同行の全国拠点数は4万カ所を超え、県または県以下の拠点数は全体の71%を上回り、県レベルのカバー率は99%近くに上っている」と記載されている。
	株式制商業銀行 (joint-stock commercial banks)	12 0.28%		預金の預入及び貸出。最低登録資本10億元以上。
	都市商業銀行 (city commercial banks)	124 2.89%		都市商業銀行は比較的新しい銀行で、多くは都市信用組合から形態を変えた。1990年代に地方政府が5,000の都市信用合作社(urban credit cooperatives)を合併・再編成したことで誕生した。最低登録資本1億元以上。
	民営銀行 (private banks)	19 0.44%		民間事業法人の出資で設立される銀行。2015年に解禁された。
	外資銀行等 (foreign banks)	41 0.95%		中国で銀行免許を交付された外国銀行の現地法人、支店等。
商業銀行 (commercial banks)	農村商業銀行 (rural commercial banks)	1,563 36.39%	商業銀行法(2015年改正施行)	経済が比較的発展した沿海地域・大都市の郊外に集中。農村地域に立地し、農村金融を主要内容とする。また、資産規模が大きく比較的健全な農村信用合作社を統合し、設立。預金の預入及び貸出。最低登録資本5,000万元のほかに、資産規模は10億元以上、不良債権比率は15%以下、自己資本比率は8%以上であることも必須条件。
中小農村金融機関 (small-and medium-sized rural financial institutions)	農村合作金融機関 (rural cooperative financial institutions)	23 0.54%	1996年の「農村金融体制改革に関する決定」により業態の定義を規定。	農村信用合作社より派生。農村合作銀行は、協同組合制と株式制の性格を合わせ持った金融機関で、資本金(最低登録資本2,000万元以上、自己資本比率4%以上)は、組合員の資格を取得するための「資格株」と、資格株の基礎のうえに出資して形成される「投資株」とによって構成される。
	農村信用合作社 (rural credit cooperatives)	458 10.66%		1997年9月15日公布、施行の『農村信用合作社管理規定』(銀發[1997]390号)第2条で「中国人民銀行の認可を得て設立され、社員持分から成り、社員の民主管理を実行し、主に社員に金融サービスを提供する農村合作金融機関である」とされ、第9条で登録資本金は一般に100万元以上とされている。
	新型農村金融機関 (new-type rural financial institutions)	1,565 36.44%		新型農村金融機関は主に中西部地域で農家や中小企業向けの金融サービスを提供。2014年末で、村鎮銀行のうち、62%は中西部に設置されている。2007年1月22日公布、施行の『村鎮銀行管理暫定規定』(銀監發[2007]5号)の第8条で県(市)に設立する村鎮銀行の登録資本金は300万元以上、郷(鎮)に設立する村鎮銀行の登録資本金は100万元以上とされている。また、第25条に「村鎮銀行の最大の株主或いは唯一の株主は銀行業金融機関でなければならない。最大の銀行業金融機関の持株比率は全体の20%以上」とある。また、同日公布、施行の『農村資金互助社管理暫定規定』(銀監發[2007]7号)の第9条で県(市)に設立する農村資金互助社の登録資本金は30万元以上(払込資本金)、郷(鎮)に設立する農村資金互助社の登録資本金は10万元以上(同上)とされている。さらに同日公布、施行の『貸出公司管理暫定規定』(銀監發[2007]6号)、第8条で貸出公司の登録資本金は50万元以上(払込資本金、一括払い)とされている。また、第2条で貸出公司是国内商業銀行或いは農村合作銀行が全額出資する有限責任公司であるともされる。
中徳住房儲蓄銀行 (Sino-German Bausparkasse)		1 0.02%		2004年にドイツのBausparkasse Schwaebisch Hall AGと中国建設銀行の合併企業として設立され、住宅金融を提供。
ノンバンク (non bank financial institutions)		480 11.18%		
計		4,295		

(注) 農村商業銀行は、区分上商業銀行と中小農村金融機関の両者に含まれる。

(出所) 中国銀行保険監督管理委員会「银行业金融机构法人名单（截至 2024 年 12 月底）」

<https://www.nfra.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=1201355&itemId=863&generaltype=>

農村商業銀行、農村合作銀行の最低資本金等の条件は 2003 年 9 月 12 日付中国銀行業監督管理委員会（銀監会）公布、同日施行の（銀監發[2003]10 号）『農村商業銀行暫定管理規定』の第 8 条、『農村合作銀行暫定管理規定』の第 9 条に各々規定されている。

(1) 政策銀行 (policy banks)

1994年に中国政府は国有商業銀行の経営健全化を図るため、政策性金融業務を国有商業銀行から切り離し、政策銀行を設立した。中国政府が主導する貿易金融やインフラプロジェクトへの融資を主要とする業務を国有商業銀行から引き継いだ形になっている。政策分野別に国家開発銀行 (China Development Bank)、中国輸出入銀行 (Export-Import Bank of China, China Exim Bank)、中国農業発展銀行 (Agricultural Development Bank of China) の3行が設立された。

国家開発銀行は、財政部 (持分比率 36.54%)、中国匯金投資有限責任公司 (34.68%)、梧桐樹投資平台有限責任公司 (27.19%)、全国社会保障基金理事会 (1.59%) を株主とし、中国経済の発展のための主要開発戦略に対し、中長期的な貸付・投資を行っている⁷。中国輸出入銀行の株主構成は、財政部が 10.74%、梧桐樹投資平台有限責任公司が 89.26%となっている。対外貿易やクロスボーダー投資、一帯一路構想などの国家開発戦略を促進するための政策銀行である⁸。中国農業発展銀行は重要国家戦略である「三農 (農業、農村、農民)」の発展を実現するための政策銀行である⁹。

(2) 商業銀行 (commercial banks)

商業銀行では保険商品の販売は認められているが、証券取引業務と信託投資、自社用以外の不動産への投資や銀行以外の金融機関及び企業への投資は原則、禁止されている¹⁰。

① 大型商業銀行 (large commercial banks)

1979年から開始された経済改革の一環として、1983年当時、中国財政部の一部であった人民銀行が中国唯一の銀行として併せて持っていた中央銀行機能と商業銀行機能 (モノバンク制度) を分離した。商業銀行機能を担う銀行として、中国工商銀行 (Industrial and Commercial Bank of China)、中国農業銀行 (Agricultural Bank of China)、中国銀行 (Bank of China)、中国建設銀行 (China Construction Bank) の個別の専門分野を持つ4行の国有銀行が設立された¹¹。これにより、人民銀行は中央銀行としての機能 (金融政策、金融機関の規制等) に特化した業務を担当することとなった。中国銀行保険監督管理委員会 (銀保監会) によると、これら4行に交通銀行 (Bank of Communications)、中国郵政儲蓄銀行 (Postal Savings Bank of China Corporation Limited) を加えた6行が大型商業銀行とされている¹²。

なお、大型商業銀行は従来、政策に直結する融資機能を有していたが、1994年に同機能は分離され、政策銀行へ移管された。

2001年末のWTO加盟以来、中国の金融改革は、①グローバル資本市場のビジネス展開、②透明性や情報開示を含む企業統治の強化、③自己資本の強化などを狙って

⁷ 国家開発銀行 Annual Report 2024 p.16

⁸ 中国輸出入銀行 Annual Report 2024

⁹ 中国農業発展銀行 “About Us” <http://www.abchina.com/en/AboutUs/AboutAabc/Overview/Overview/> (閲覧日: 2025年11月4日)

¹⁰ 「中華人民共和國商業銀行法 (2015年改正施行)」第43条
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-11/10/content_1951895.htm (2015年8月29日)

¹¹ 1994年に、これら大型商業銀行から政策に直結する融資機能を分離して設立されたのが、前述の政策銀行である。

¹² 2019年2月より、中国郵政儲蓄銀行 (郵儲銀行) も大型商業銀行に組み入れられた。
中国銀行保険監督管理委員会 「银行业金融机构法人名单 (截至2019年12月底)」
<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=894966&itemId=924&generaltype=1>

国営企業から株式会社に転換させ、新規株式公開（IPO）計画を打ち出した。2005年以降、大型商業銀行の新規株式公開（IPO）が香港・上海の株式市場で相次いで実現した。2005年及び2007年の上場で中国建設銀行は1,326億元、2006年に中国銀行は1,100億元、2006年に中国工商銀行は1,732億元の資金をそれぞれ調達した。中国農業銀行も2010年7月にIPOを実施し、資金調達額はドル建てでは当時史上最大となる1,487億元（221億ドル）を記録した。交通銀行は2005年6月に香港上場（調達額：168億香港ドル）、2007年に上海上場（調達額：248億元）を果たした。また、中国郵政儲蓄銀行は2016年9月に香港に上場（調達額：591億香港ドル）、2019年12月には上海に上場した（調達額：327億元）。

② 株式制商業銀行（joint-stock commercial banks）・都市商業銀行（city commercial banks）

商業銀行は最低登録資本によって業態が決まる一方で、提供できる商品の内容等については、詳細に区別されていない。商業銀行法によれば、業種別の最低登録資本については、株式制商業銀行は10億元、都市商業銀行では1億元とされている。株式制商業銀行は、1978年の中国政府による「改革・開放政策」の導入を契機とした、金融産業生成の過程で誕生し、企業や地方政府などの出資によって設立された。日本の第一地銀に相当する。本店は、北京、上海、広東省、福建省など沿海部の大都市に置かれ、更にそこから全国的に展開している。

都市商業銀行は、以前小規模な形で存在していた協同組織の都市信用合作社を起源とし、都市部で地域密着型金融サービスを提供している。リテール業務を主としている。

③ 外資銀行等¹³（foreign banks）

2001年の中国のWTO加盟を機に、それまでの営業地域や顧客に対する外国銀行¹⁴への厳しい制限が緩和され、外国銀行による現地法人の設立が許可されるようになった。2014年11月に公表された国務院による「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改正においては、①外国銀行が中国で外商独資銀行、中外合弁銀行（本店）を設立した後に支店を設置する場合、本店から支店への運営資金の最低限度額を規制しない（従来は最低1億人民元が必要）こと、②外国銀行が中国で外商独資銀行や中外合弁銀行及び初めての外国銀行支店を設立するに際し、代表処（駐在員事務）を設置してから2年以上経過していることを前提条件としないこと、③人民元取引業務の申請条件としての中国における開業年数を3年以上から1年以上に短縮するとともに、2年連続の黒字要求も免除するなど、外国銀行の市場参入条件に関する緩和措置を実施した¹⁵。

2017年3月、銀監会（当時）は「外資銀行の一部業務展開に関する事項についての通達」（銀監弁発[2017]12号）を公布し、外商独資銀行および中外合弁銀行による国債引受業務の展開につき、行政許可の取得を経ずに実施することを認めたほか、財務顧問等のアドバイザー業務についても、行政許可を不要とするなど、外資銀行業務に対する規制緩和を行った。

2018年2月、銀監会（当時）は「『中国銀監会の外資銀行行政許可事項実施弁法』を改正することに関する決定」（中国銀行業監督管理委員会令2018年第3号）を公

¹³ 本稿では、「外資銀行」は外国の金融機関が中国国内に設立した外商独資銀行、中外合弁銀行等のことを指す

¹⁴ 本稿では、「外国銀行」は外国（中国以外の国・地域）において銀行業を営む金融機関のことを指す

¹⁵ http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/20/content_9309.htm（2014年11月27日）

布し、外資銀行が中国国内の銀行業金融機関に資本参加することが可能であることを明確化し、中国資本銀行と外資銀行の市場参入の同一化を図った。

2018年4月10日、中国・海南島で開催されたボアオアジアフォーラムにおいて習近平国家主席は基調講演を行い、対外開放は基本的国策であり、中国が質の高い発展を遂げるためには必要不可欠な政策であると明言し、対外開放を推進する姿勢を示した。金融市場の対外開放は、その重点施策の1つに位置付けられ、外資規制緩和を着実に実行に移す方針が示された¹⁶。習主席の講演を受け、中国人民銀行の易綱総裁は翌11日に、金融業における外資参入規制緩和の具体策を発表し、銀行業については、中国資本の銀行・金融資産管理会社に対する外資出資比率規制を撤廃するほか、外資銀行の業務範囲を拡大する方針を明示した¹⁷。

上述の易綱総裁の発言を受け、銀保監会は2018年4月27日付で「外資銀行の市場参入をさらに緩和することについての通達」（銀保監弁発[2018]16号）を公布し、銀監弁発[2017]12号において認められていた国債引受業務のほか、外資銀行による政府債券の代理発行、引受業務等の展開につき、行政許可の取得を経ずに実施することを認め、外国銀行が中国国内に複数の支店を有している場合における人民元業務およびデリバティブ商品の取扱につき規制緩和を行い、外資銀行の業務範囲拡大を実行に移した¹⁸。

さらに銀保監会は2018年8月17日付で公布した「一部規定を廃止または改正することに関する決定」（中国銀行保険監督管理委員会令2018年第5号）において、「国外金融機関による中国資本金融機関への投資、資本参加に関する管理弁法」（中国銀行業監督管理委員会令2003年第6号）を廃止し、従来、外資による中国資本銀行および金融資産管理会社への資本参加について設けられていた出資比率上限規制（単独出資：20%、共同出資：25%）を撤廃した。

2019年に入り、銀保監会の郭樹清主席は5月、銀行・保険業の対外開放策につき、新たに12項目の対外開放措置を打ち出す方針を示した¹⁹（図表3）。この方針の中には、出資比率等の参入規制緩和のほか、外資銀行の人民元業務に関する規制緩和措置等も含まれている。従来、外資銀行が人民元業務に従事する場合、準備期間として1年間の営業期間を経なければならなかった。しかし、郭樹清主席の方針を受け、2019年9月30日付で改正された「外資銀行外資条例」では、当該規制が撤廃された²⁰。

2019年12月、銀保監会は、「『中国銀監会の外資銀行行政許可事項実施弁法』を改正することに関する決定」（中国銀行保険監督管理委員会令2019年第10号）を公布した。これは、①外国銀行に対し支店と銀行子会社の同時設立を認める、②外国銀行が国内で銀行を設立する際の総資産条件を撤廃する、③中外合弁企業設立に係る中国側出資者の条件を緩和するなど、上述の「外資銀行外資条例」の改正に関して、細部を充実する内容となっている²¹。

¹⁶ <http://www.xinhuanet.com/fortune/boao2018kms/index.htm#wzsl>（閲覧日：2024年5月7日）

¹⁷ <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3517821/index.html>（閲覧日：2024年5月7日）

¹⁸ 「外資銀行」には、関連規定に基づき中国国内に設立された外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行支店等が含まれる（第1条）。

¹⁹ 中国銀行保険監督管理委員会「郭樹清就银行业保险业扩大对外开放接受采访」（2019年5月1日）
<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=217299&itemId=915&generalType=0>
（閲覧日：2024年5月7日）

²⁰ 国务院「国务院关于修改〈中华人民共和国外资保险公司管理条例〉和〈中华人民共和国外资银行管理条例〉的决定」（国务院令 第720号）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/15/content_5439956.htm（閲覧日：2024年5月7日）

²¹ 中国銀行保険監督管理委員会「中国銀保監会外資銀行行政許可事項实施办法」

図表 3：郭樹清主席の銀行・保険業対外開放に関する方針（2019年5月）

①	内外資一致の原則に基づき、単独の中資銀行および単独の外資銀行による中資商業銀行に対する出資比率上限規制を撤廃
②	外国銀行が中国に外資銀行を設立する際の総資産 100 億米ドル以上という条件、ならびに外国銀行が中国に外国銀行支店を設立する際の総資産 200 億米ドル以上という条件を撤廃
③	国外金融機関が信託会社に出資する際の総資産 10 億米ドル以上という条件を撤廃
④	国外金融機関が中国の外資保険会社に出資することを許可
⑤	外国保険ブローカー会社が中国で保険ブローカー業務に従事する際の経営期間 30 年以上、総資産 2 億米ドル以上という条件を撤廃
⑥	中外合弁企業設立に係る中国側出資者の条件を緩和し、中国側の唯一または主要出資者が金融機関でなければならないという条件を撤廃
⑦	国外金融機関が、民間資本の支配する銀行・保険業機関と持分、業務、技術等の各種協力を実施することを奨励・支援
⑧	外国保険集団会社が保険類機関を投資・設立することを許可
⑨	国内外資保険集団会社が中資保険集団会社の資質条件に基づき保険類機関を設立することを許可
⑩	内外資一致の原則に基づき、中資・外資金融機関による消費者金融会社設立に関する参入政策を同時に緩和
⑪	外資銀行の人民元業務の審査・承認を撤廃し、外資銀行が開業と同時に人民元業務に従事することを許可
⑫	外資銀行が「代理受取・支払」に従事することを許可

（出所）銀保監会「郭樹清就銀行保险业扩大对外开放接受采访」に基づき作成

2019年10月末現在、中国国内では外国銀行が41の中国現地法人、114の支店、151の駐在員事務所を設置している。総資産は3.37兆元となった²²。

④ 農村商業銀行（rural commercial banks）

農村商業銀行は農村地域で事業を展開する銀行である。商業銀行法を根拠とし、区分上も商業銀行に含まれるが、同時に中小農村金融機関（後述）区分にも包含される。

(3) 中小農村金融機関（small- and medium-sized rural financial institutions）

中小農村金融機関は、伝統的な農村合作金融機関と、新型農村金融機関に大別される。いずれもリテール業務を主としている。

農村合作金融機関は、農村商業銀行（rural commercial banks）、農村合作銀行（rural cooperative banks）、農村信用合作社（rural credit cooperatives）の総称である。これらは全て1950年代以降各地で設立された農村信用合作社を起源とする。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=881654&itemId=4110&generaltype=1>

²² 中国銀行保險監督管理委員會「銀保監會積極推動對外開放措施實例落地」

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=858572&itemId=917&generaltype=0>

新型農村金融機関は、村鎮銀行（village/township banks）、農村資金互助社（rural mutual cooperatives）、貸出公司（lending companies）の総称である。農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関と異なり、2000年代後半以降、農村における金融拠点網整備の一環として新たに設立されたものである。

2. 監督官庁と指導体制

従来、中国人民銀行（人民銀行）が、銀行部門の規制・監督業務を担当していたが、経済改革の一環として同行は通貨政策の制定、実行のみを担当することになり、銀行部門の許可・監督する業務については、独立した組織が担当することとし、2003年に銀行業監督管理法（2003 Banking Supervision Law）により、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）が国务院直属機関として設置された。

なお、同委員会の他に、1992年に中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission）が設置され、1998年に中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission）が設置された。

従来の業界毎の縦割り型の監督管理に替え、横断的に業界の監督管理を行なうため、政府は2017年11月国务院金融安定発展委員会を設立し、馬凱副総理（当時）に同委員会の主任を兼任させた。2018年7月、同委員会の主任には劉鶴副総理が、副主任には易綱人民銀行総裁、丁学東国务院常務秘書長が就任することを発表した²³。

2018年3月、全国人民代表大会（全人代）において、「国务院機構改革方案」が審議・可決された²⁴。その一環で金融監督管理当局についても再編が行われ、銀行業監督管理委員会（銀監会）と保険監督管理委員会（保監会）の統合が実施され、新たに中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）が発足した。銀保監会の初代主席には、銀監会の郭樹清主席が就任した。また従来、銀監会、保監会が担っていた銀行業、保険業に係る重要な法律法規の草案およびマクロプルーデンス監督管理の基本制度の立案についての職責は中国人民銀行に移管された。

中国におけるバーゼル規制に関しては、銀監会が2004年2月に発表し、同年3月から施行された「商業銀行自己資本比率管理規則」がある。これは、バーゼルⅠを基に、自己資本比率を監督指標として中国の銀行業界に全面導入したもので、自己資本比率を8%以上（うち、中核的自己資本比率を4%以上）と定めており、2010年末で中国国内の商業銀行は全てこれらの指標を達成している。

更に、銀監会は、商業銀行におけるバーゼルⅡ導入を促進するため、2007年2月、「中国銀行業のバーゼル実施に関する指導意見」を公表し、国際業務が相当な比重を占めている大型商業銀行は、2010年末（遅くとも2013年末）にバーゼルⅡ適用を開始し、それ以外の銀行は、2011年以降に自発的にバーゼルⅡ実施申請を行うことができるようにした。

また、バーゼルⅢに対応するために、銀監会は、2011年5月に「中国銀行業の新監督管理基準の実施に関する指導意見」（新基準）を公表し、限定的適用であったバーゼルⅡはバーゼルⅢに包含され、全銀行への強制適用となった。適用開始時期は、2012年1月とし、期限については、システム上重要な銀行は2013年末までに自己資

²³ 新一届国务院金融稳定发展委员会召开第一次会议
http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/03/content_5303229.htm

²⁴ 中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》
http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1

本比率 11.5%、レバレッジ比率 4.0%等、それ以外の銀行は 2016 年末までに各々 10.5%、4.0%等を達成することが要求された。

しかしながら、監督管理指標が厳しすぎると銀行側から強く反対されたために、2012 年 1 月の実施は見送られた。銀监会は、改定を行い、2012 年 6 月に改めて国务院審議を経て、新規則である「商業銀行資本管理規則（試行）」（中国銀行業監督管理委員会令 2012 年第 1 号）を発表した。新規則は、バーゼルⅢをベースにした中国の銀行管理の枠組みをまとめたものであり、「中国版バーゼルⅢ」と呼ばれている。

バーゼルⅢ適用開始は、2013 年 1 月（1 年の延期）からとし、全商業銀行の対応期限は 2018 年末（2 年の延期）に設定された。なお、2023 年末時点の商業銀行全体の自己資本比率は 15.06%、レバレッジ比率は 6.79%と、バーゼルⅢの数値目標を上回っていた²⁵。

（参考）バーゼル規制

バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率注や流動性比率等に関する国際統一基準のことである。

バーゼル規制は、1988 年に最初に策定され（バーゼルⅠ）、2004 年に改定された（バーゼルⅡ）。その後、2007 年の世界的な金融危機を契機として、再度見直しに向けた検討が進められ、2010 年に新しい規則の枠組み（バーゼルⅢ）が合意された。

（注）自己資本比率とは、自己資本を分子、保有資産等のリスクの大きさを示す数値を分母として算出される比率のことで、銀行等の経営の健全性を示す重要な指標の一つ。

バーゼルⅠ

国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的として策定。これにより、銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低基準（8%以上）が定められた。

バーゼルⅡ

（1）最低所要自己資本比率規則（リスク計測の精緻化）、（2）銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証、（3）情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上を 3 つの柱として策定。バーゼルⅡでは、達成すべき最低水準（8%以上）はバーゼルⅠと変わらないものの、銀行が抱えるリスク計測（自己資本比率を算出する際の分母）の精緻化が行われた。

バーゼルⅢ

金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しに向けた検討が行われた結果、合意が成立、具体的には、金融危機の経験を踏まえ、自己資本比率規制が厳格化されることとなったほか、定量的な流動性規制や、過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率が新たに導入された。総自己資本比率 10.5%、レバレッジ比率 3.0%以上等の基準が設けられている。

²⁵ <https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1054675&itemId=954&generaltype=0>

バーゼルⅢは、世界各国において 2013 年から段階的に実施されてきたが、2017 年 12 月には「バーゼルⅢの最終化パッケージ」として、リスクアセットの過度なばらつきを軽減するためリスク計測方法の見直しを 2022 年 1 月より段階的に行うことで合意、「最終化パッケージ」は 2028 年に完全実施される計画である。ただし、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、2020 年 3 月、世界的なコロナウイルスの感染拡大を受け、「最終化パッケージ」の適用開始を 2023 年に変更している。

中国では長年、銀行、保険、証券などの金融監督が複数の機関に分かれており、上述のように、銀行と保険を担当する中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）、証券を監督する中国証券監督管理委員会（CSRC）、そして通貨政策や一部のマクロ監督を担う中国人民銀行（PBoC）が並立していた。この分散型監督体制は、各部門の間で情報共有や権限の境界が曖昧で、特にシャドーバンキング、地方政府融資、金融持株会社のリスクなど、業態横断的な監督が十分に機能しないという問題を抱えていた。

こうした構造的な課題に加え、不動産市場の不安定化、地方政府債務の増大、中小金融機関のガバナンス問題などが顕在化したことが、監督体制改革の直接的な契機となった。特に、恒大集団などの不動産企業の経営危機や地方信用組合の経営不安は、監督の空白や重複の弊害を浮き彫りにした。

このような背景のもと、中国政府（国務院）は 2023 年 3 月の全国人民代表大会において、金融監督体制の抜本的再編を含む国家機構改革案を採択した。その中心に位置づけられたのが「国家金融監督管理総局（NFRA）」である。NFRA は 2023 年 5 月 18 日に正式に設立され、これに伴い旧 CBIRC は廃止された。新機関は、銀行・保険・信託・金融持株会社・地方金融機関など、証券を除くほぼすべての金融機関の監督を一元的に担うこととなった²⁶。

NFRA は国務院直属の行政機関であり、「統合監督」を旗印に、金融システムの安定とリスク防止を目的として設計されている。その監督手法は、従来の業態別監督から、機能別・行為別監督へと進化しており、金融商品の本質やリスク経路を直接把握することが特徴とされる。

組織面では、中国共産党中央金融委員会の下に位置づけられ、党委書記と局長を兼ねる形で、党の指導と行政運営を一体化した体制が敷かれた。これにより、中央レベルから地方金融機関までを包括的に管理し、地方政府の影響を受けやすかった地方銀行・信用社などの監督強化が期待されている。

NFRA の主要任務は、金融機関の設立・許認可、日常検査、リスクの早期警戒と是正措置、金融消費者保護、そして監督法規の策定である。また、金融活動の「全面的なカバー」を目指し、非銀行金融機関やフィンテック企業、第三者支払機関なども監督の対象に含める方針を明確にした。

NFRA の設立は、単なる組織再編にとどまらず、中国の金融監督モデルを「分散型」から「集中型・統合型」へ転換させる構造的改革と評価されている。これにより、リスクの早期発見と情報の集約化が進むとともに、責任の所在が明確化され、監督の透明性と予見可能性が高まると期待される。一方で、権限の集中が行政の硬直化を招くおそれや、地方金融機関の自律性低下といった副作用も指摘されている。

²⁶ https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/17521440.2025.2533816?utm_source=chatgpt.com#abstract 等各種記事から作成。

NFRAの初期重点としては、中小金融機関改革、地方金融リスクの整理、そして消費者保護と金融教育の強化が掲げられた。加えて、グリーン金融やデジタル金融に対するルール整備、ESG情報開示やリスク管理の標準化など、国際基準との整合を意識した政策も進められている。

現在、NFRAは人民銀行や証券監督委員会と連携しながら、マクロ・ミクロ両面の金融安定を目指す「新しい三位一体型監督体制」の中核を担っている。2025年にかけては、金融安定法（Financial Stability Law）の制定と並行して、NFRAが中国全土の金融秩序維持とリスク制御の中心的役割を果たす体制が整いつつある。

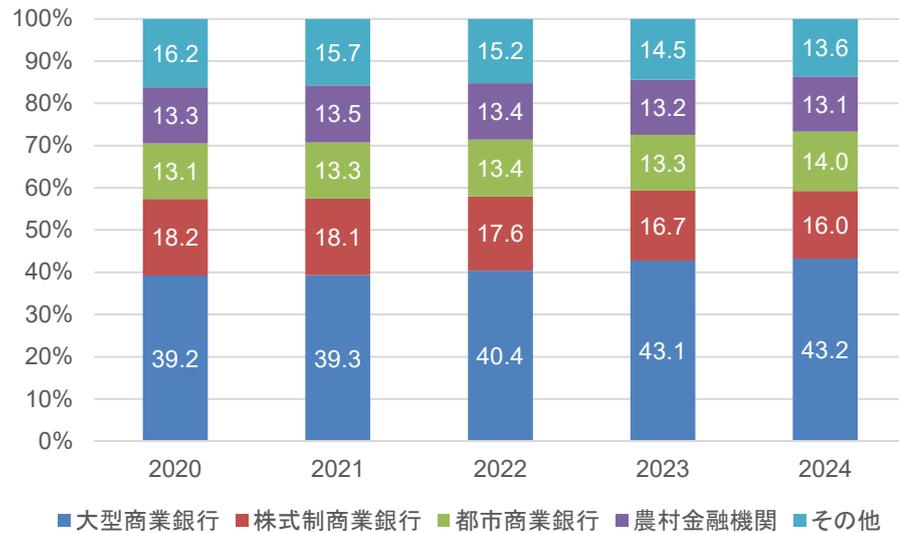
3. 中国の金融制度の特徴

中国の金融システムの最大の特徴は、間接金融を中心とする資金調達体制である。国内の非金融部門の資金調達の8割は銀行経由である。1949年に中華人民共和国成立後、1978年に鄧小平が改革・開放政策を打ち出すまでの社会主義計画経済の時代、金融セクターは「モノバンク」（単一銀行）制度の下で、国家が独占していた。つまり、金融は財政の付属物に過ぎず、資本主義国にみられる金融市場や金融機関も存在しなかった。中国人民銀行（人民銀行）が唯一の金融機関であり、人民銀行の下部組織として中国銀行、農村信用社などが、また財政部の下部組織として中国人民建設銀行があったが、これらの金融機関は、すべて中央政府の指令と計画に基づいて運営されていた。

改革・開放政策のもとで、金融システムにも大きな変化が現れた。1983年に人民銀行は中央銀行業務に専念し、従来行っていた商業銀行業務は四つの銀行に委譲された。すなわち、新設された中国工商銀行と中国農業銀行、人民銀行や財政部から独立した中国銀行と中国建設銀行の4大専門銀行である。この4大銀行は、それぞれ独自の役割を持つ専門銀行とされ、担当分野は中国工商銀行が一般工業、サービス業向けの金融、中国農業銀行が農村金融、中国銀行が外国為替業務、中国建設銀行は企業の設備投資、社会インフラ整備のための投融資とされた。

上記4大銀行に交通銀行、郵政儲蓄銀行を加えた大型商業銀行の総資産シェアは約4割を占めている（図表4）。

図表 4：中国の銀行業金融機関の資産シェア



(出所) 国家金融監督管理総局「銀行業金融機関資産割合図」を基に作成 (閲覧日：2025年11月48日)

4. 預金保険制度の枠組み

中国では長らく預金保険制度が存在しなかったが、中国国務院（政府）は2014年11月に預金保険条例案を公表し、その後2015年5月1日に正式に預金保険制度が発足した。1993年の「金融体制改革に関する決定」において設立方針が明記されて以降、20年越しで実現したものである。

預金保険保護の上限額は、一預金者一機関あたり元本と利息の合計50万元である。人民銀行は預金保険条例公布後の記者会見において、99%超の預金者の預金が全額保護されると説明している²⁷。

対象には、中国国内で設立された商業銀行（外資含む）、農村合作銀行、農村信用合作社など全ての預金取扱金融機関が含まれる。人民元/外貨、個人/法人預金を問わず保護の対象となるが、例外的に金融機関間（インターバンク）の預金及び銀行経営陣が自行に預け入れた預金は対象外となる²⁸。なお、流動性預金や貯蓄性預金などの区別は行われない。日本の制度と同様に、外国銀行の国内支店は保護の対象とならない。また、国内銀行の在外支店も対象外となる。

保険料は金融機関に課すこととし、保険料率は「基準料率」に「リスク別料率」を加える算出方式で、2015年に人民銀行が公布した「預金保険制度実施に関連する事項についての通達」（銀發[2015]147号）では、基準料率を0.016%とし、破綻リスクの高い金融機関には段階的に高い料率を課し、経営の健全化を促す方針を示した。なお、0.016%を超えない料率部分の保険料は損金算入が認められる²⁹。

預金保険ファンドの運営方法については、安全性、流動性や価値増大の原則のもとで、①中国人民銀行（人民銀行）への預金、②政府債券、中央銀行の手形及びその他

²⁷ 国务院法制办、中国人民银行负责人就「存款保险条例」答记者问（2015年3月31日）

http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/31/content_2840896.htm（閲覧日：2024年5月7日）

²⁸ 中国国務院「存款保险条例（中华人民共和国国务院令 第660号）」（2015年2月17日）

http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2843768.htm（閲覧日：2024年5月7日）

²⁹ 「关于银行业金融机构存款保险保费企业所得税税前扣除有关政策问题的通知（财税[2016]106号）」（2016年10月8日）

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2348847/content.html>（閲覧日：2024年5月7日）

安全とされる金融債券への投資、③国务院の認可を受けた資金運用方法に限定することとした。なお、資金運用を含めた預金保険制度の実務は、暫定的に人民銀行金融安定局が担当することになっている³⁰。

預金保険制度の導入を急いだ背景には、金利自由化への備えがある。これまで、人民銀行は、金融システムの安定化を図るために、銀行の貸付や預金金利に制限を設け、銀行等の金融機関に一定の収益を保証してきた。その結果、中国の銀行業は国有大手銀行によって独占され、中小企業の資金繰り難やシャドーバンキング（影の銀行）の膨張といった問題が深刻化してきた。こうした問題を是正するため、金利の自由化は喫緊の課題となっている。一方、金利規制を完全に撤廃すれば、金融機関がより厳しい競争に追い込まれ、体力の弱い銀行の破綻も想定されることから、金利を自由化する前にセーフティーネットとなる預金保険制度の整備は欠かせなかった。

預金保険制度の導入意義について、中国の専門家は、①預金者權益を保護したこと
で金融市場や金融システムに対する信用が高まり、金融リスクへの対応における市場メカニズムの形成や、長期安定した金融システムの維持に有効であること、②金融セーフティーネットの強化により、リスクの早期発見や金融機関によるリスク対応力の向上に寄与すること、③市場規律からの拘束力が高まり、公平な競争市場環境の創出により民営銀行と中小銀行の発展を促し、中小・零細企業への金融支援の拡大が期待されること、の3点を指摘した。なお、高利回りで人気を博している「理財商品（wealth management products）」は銀行窓口での販売が行われているものの、預金とは定義されていないことから保険の対象とはならない。

預金保険ファンドの設立以降、基金の規模は拡大の一途を辿っており、2018年末には約1,000億元にまで達した。金融機関が破綻した場合における預金保険の支払いの迅速化やリスクの隔離等の観点から、独立したファンド管理会社の設置を求める声が高まったことを受けて、中国人民銀行は2019年5月、預金保険基金管理会社を新たに設立した。

³⁰ 新浪財經「存款保險暫不設獨立公司 由央行下屬機構管理」（2015年4月8日）
<http://finance.sina.com.cn/china/20150408/162721909493.shtml>（閲覧日：2024年5月7日）

第2章 郵便貯金の概要

1. 設立目的・沿革概要

中国郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, 郵儲銀行）は、2007年3月に国有の中国郵政集団（China Post Group, 郵政集団）の全額出資によって設立された大型リテール商業銀行である。近年同行は中国における金融包摂（普惠金融）の普及に力を入れており、特に三農（農業、農村、農民）や中小企業、地域コミュニティ向けの融資において重要な役割を担っている。

郵儲銀行は全国に 39,224 カ所の営業拠点を開設し、約 13 万 1,816 台の現金取扱機（ATM 等）を設置している。個人顧客は 6 億 7,300 万人に上る。総資産は 17 兆 800 億元（対前年比+8.64%）、総負債は 16 兆 500 億元（対前年比+8.69%）である。貸出ローン残高は 8 兆 9,100 億元（対前年比+9.38%）、総預金額は 15 兆 2,900 億元（対前年比+9.54%）である。

営業利益は 3,491 億元（対前年比+1.81%）、純利益は 867 億元（対前年比+0.34%）を計上した³¹。

同行は中国国内で最大の顧客基盤を持ち、特に農村部でのプレゼンスが大きい

地域別でみると、全営業拠点の 29.8%が中部、26.4%が西部に立地しており、また従業員の 25.5%が中部、22.9%が西部に在籍するなど、両地域の構成比が高い³²。経済が発展している地域や都市部とは異なり、農村部や中部・西部地域では、金融に関連するインフラ施設が不足しており、金融サービスの拡充が期待されている状況にある。郵儲銀行は上述のように、農村部や中部・西部地域に多くの顧客や拠点網を有しており、今後、こうした地域において金融サービスの拡充を図ることが、将来的な成長基盤となると考えられている³³。

また、イギリスの金融誌「ザ・バンカー」が公表した 2024 年の世界のトップ 1000 行において、郵儲銀行は中核的自己資本のランキングで第 12 位（前年も 12 位）にランクインしている³⁴。

郵儲銀行の沿革概要は、以下図表 5 の通りである。郵儲銀行の根拠法は、商業銀行法である。

図表 5：郵儲銀行の沿革概要

年 月	沿革概要
1898 年 1 月	清朝（1636～1912 年）・光緒帝時代に郵政による送金サービス「郵政匯兌」が初めて提供される。
1918 年 11 月	中華民国政府（1912～1949 年）が「郵便貯金条例」を公布。
1919 年 7 月	郵政儲蓄銀行の前身である郵政貯金局が設立され、北京、天津、上海などの大都市を中心に郵政貯金業務を提供開始。

³¹ 以上の数値は中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」からとった 2024 年 12 月末のもの。

³² 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.123

³³ 中国郵政儲蓄銀行「中国郵政儲蓄銀行股份有限公司首次公开发行股票（A 股）招股说明书」p.166

³⁴ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.10

1942年7月	郵政貯金局は国民党官僚資本の傘下に入り、中央銀行、中国銀行、交通銀行、中国農民銀行、中央信託局と並んで「四行兩局」と称される。
1949年11月	中華人民共和国（中国、1949年10月成立）財務院の決定により、郵政貯金局（翌年廃局）の業務が新設の中国郵電部によって引き継がれ、中国人民銀行（人民銀行）の管轄下に入る。
1953年9月	郵政による貯金業務の提供が中止される。
1986年4月	郵電部により「郵政貯匯局」が設立され、同局管理のもとで郵便貯金業務が再開される。
1986年12月	「中華人民共和国郵政法」が制定され、同法の規定により郵政貯金業務は郵政企業によって運営されると明記された。
1990年1月	郵政貯金業務は、人民銀行の受託から自主運営に変更された。人民銀行に預けた郵貯資金に対して、従来の人民銀行による手数料支払いから、郵電部と人民銀行との協議によって決定された利子率で支払われることに収益モデルも大きく変わった。
1995年5月	「中華人民共和国商業銀行法」が制定され、郵政企業の提供する郵政貯金や振替業務は同法の規定が適応される。
2003年8月	政策の変更により郵貯で吸収した新しい資金は、人民銀行から預金準備率（年率1.89%）に準じた利息が支払われるとともに、債券投資や大口協議預金など、郵貯の自己裁量によって同資金の運営が認められる。2003年8月以前に人民銀行に預けた資金8,290億元は、人民銀行より従来の利息（年率4.131%）のままで支払われる。
2005年8月	国務院より「郵政体制改革案」が発表され、同案では、郵貯の自主運営を促すため、2005年8月以降、人民銀行に預けた8,290億元は5年間に渡って段階的に郵貯に返金されることになり、人民銀行による無リスクの利息優遇は打ち切られる。
2007年1月	郵政改革の一環として、規制機関の「国家郵政局」（交通運輸部管轄）と事業体の「中国郵政集団（郵政集団）」（財政部管轄）がそれぞれ設立される。
2007年3月	郵政集団の全額出資により「中国郵政儲蓄銀行有限責任公司」が設立され、郵政の貯金などの業務が同行に移管され、中国銀行監督管理委員会の監督のもとで営業開始。
2012年1月	国務院の同意及び中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、「中国郵政儲蓄銀行有限責任公司」は、有限会社から株式会社へと組織を変更し、「中国郵政儲蓄銀行股份公司 ³⁵ （Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）」に社名を変更した。
2015年12月	海外金融機関を含む10の戦略投資家へ新株発行・割当（議決権ベース17%）。
2016年9月	香港証券取引所（HKEx）へ上場。
2019年2月	銀保監会より、大型商業銀行に指定される。
2019年12月	上海証券取引所へ上場。
2022年1月	ダイレクトバンク「YOU+ Bank」を子会社として設立。

（出所）中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2023年）」、中国郵政儲蓄銀行公告、銀保監会HP、「Global Offering Prospectus」（2016年9月）など各資料を基に作成

³⁵ 股份公司是株式会社のことである

図表 6：中国郵政集団



(出所) 中国邮政集团 HP を基に作成

<http://www.chinapost.com.cn/html1/folder/181312/8230-1.htm> (閲覧日：2025年11月5日)

2. 経営形態

中国邮政儲蓄銀行（郵儲銀行）は、2007年3月に政府所有の中国邮政集団（郵政集団）全額出資で設立された。2012年1月、同行は従来の有限会社から株式会社へと組織変更された。郵政集団の組織図は図表6の通りである。

2012年の組織変更以降、同行は新規株式公開（IPO）の申請を進めた。ところが、2012年6月、前頭取の陶礼明氏と資金運営部部長の陳紅平氏が当局の取り調べを受けていることが明らかになった。両氏は違法な融資と収賄等の罪でその後司法当局に逮捕された模様である。中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission）によれば、株式公開企業は申請時から遡って3年内に取締役や幹部の大きな変更がないことが前提条件となっているため、同事件の影響で同行による株式公開が予定より大幅に遅れたと言われている。

2015年12月に郵儲銀行は戦略投資家を対象とした私募形式での新株発行による451億円の調達が発行されたことを発表した。これは、中国金融機関としては過去最大

の株式私募で、また 2011 年以降中国金融機関最大のエクイティファイナンスとなった³⁶。

この私募発行は合計で全株式の 16.92%に相当する新株を 10 の戦略投資家に割り当てたものである。10 の戦略投資家とは、UBS 銀行、JP Morgan Chase、DBS 銀行、カナダ年金基金投資委員会、Temasek、IFC、中国人寿保険、中国電信、Ant Financial³⁷、Tencent であり、郵儲銀行の株主構成は多様化した。戦略投資家への新株発行により、ガバナンス体制の整備に加えて、海外大手金融グループとの提携による経営技術の向上と、IT 関連企業との提携によるインターネット関連サービスの拡大が期待された。

2016 年 9 月には香港証券取引所（HKEx）への IPO を果たし、591 億香港ドル（約 76 億ドル）を調達した。市況の低迷から調達額は想定額をやや下回ったものの、2015 年以降の期間で世界最大の IPO となった³⁸。IPO により郵政集団の出資比率は 83%から 69%へと低下した。

香港証券取引所上場後、郵儲銀行は上海証券取引所（A 株）への上場を計画³⁹、2019 年 6 月 12 日に銀保監会より承認を受け⁴⁰、同年 12 月 10 日に A 株上場を果たした。上場にあたって全株式の 6%に相当する 51.72 億株の新株オファリング（51.72 億株）を実施した⁴¹。1 株あたりの発行価格は 5.5 円で、資金調達規模は、グリーンシュエーション行使分を含めて 327 億 1,394 万元に達し⁴²、中国本土では 2015 年の中国農業銀行以来となる大規模な IPO となった⁴³。新株発行によって調達した資金は、資本金に充当されている⁴⁴。2023 年 12 月末において、郵政集団の出資比率は 62.78%となっている⁴⁵。

2019 年 2 月に中国銀行保険監督管理委員会が開示した「銀行業金融機関法人リスト（2018 年 12 月末）」において、郵儲銀行は大型商業銀行に指定された⁴⁶。報道によると、郵儲銀行が提供するサービスの多様化、上場による株主構造の変化、事業規模の拡大等により、大型商業銀行に分類することが適切と判断されたとみられる⁴⁷。以降、大型商業銀行は中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行、交通銀行、郵儲銀行の 6 行となっている。

³⁶ 人民网「中国邮政儲蓄銀行成功引進戰略投資者」（2015 年 12 月 9 日）

<http://money.people.com.cn/n/2015/1209/c42877-27907122.html>

³⁷ アリババグループの金融事業体

³⁸ Reuters “Postal Savings Bank of China IPO raises \$7.4 billion after pricing at low end”（2016 年 9 月 21 日）

<http://www.reuters.com/article/us-china-post-bank-ipo-idUSKCN11R08G>

<http://www.wsj.com/articles/postal-savings-bank-of-china-taps-5-banks-to-lead-potentially-10-billion-ipo-1453884743>

³⁹ 中国郵政儲蓄銀行公告「建議 A 股發行」（2017 年 8 月 29 日）

⁴⁰ 中国郵政儲蓄銀行公告「關於 A 股發行上市及公司章程修訂獲中國銀保監會核准的公告」

⁴¹ 中国郵政儲蓄銀行「首次公开发行股票发行结果公告」（2019 年 12 月 4 日）

⁴² 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2019 年）」p.107

⁴³ 財新网「“巨无霸”郵儲銀行挂牌 开盘漲 1.82%」（2019 年 12 月 10 日）

<http://finance.caixin.com/2019-12-10/101492504.html>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

⁴⁴ 中国郵政儲蓄銀行「中国郵政儲蓄銀行股份有限公司首次公开发行股票（A 股）招股说明书」p.682、

「アニュアルレポート（2019 年）」p.171

⁴⁵ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2023 年）」p.158

⁴⁶ 中国銀行保險監督管理委員会「銀行業金融機構法人名单（截至 2018 年 12 月底）」（其他[2019]1 号）

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=267882&itemId=863&generalType=1>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

⁴⁷ 経済日報「郵儲銀行成第六家国有大行 拥有近 4 万个营业网点」（2019 年 2 月 18 日）

http://m.xinhuanet.com/gd/2019-02/18/c_1124127608.htm

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

郵儲銀行は、中国邮政集団（郵政集団）の一員として、同社の郵便局のネットワークや窓口などを活用してサービスを提供している。郵政集団の郵便局数は約 5 万 4,000 局、郵儲銀行はその 6 割強の約 3 万 1,700 局で金融サービスを提供している（2021 年末時点、最近の状況は不明）⁴⁸。残りの 5 割弱の郵便局では、中国邮政のサービスのみ提供されている。

『中国邮政儲蓄銀行代理営業機関管理弁法』（銀監発[2015]49 号）によれば、上記約 3 万 1,700 局の郵政集团公司及びその傘下の郵政ユニバーサルサービスを提供する各級拠点（郵便局）は郵儲銀行から委託を受け、代理で商業銀行業務を行なうこととされている。郵便局以外が郵儲銀行の代理店になることはできない。

郵儲銀行は代理業務を行なっている郵便局に対し委託手数料を支払っており、2024 年は、人民元預金代理手数料 117,814 百万元、決済業務代理手数料 6,085 百万元、販売及びその他コミッション代理手数料 6,426 百万元、合計 130,325 百万元であった⁴⁹。

郵儲銀行は郵政集団および各省郵政公司との間で業務委託契約を結んでおり、同行の営業支出の 52.1%が郵便貯金業務の委託費用である⁵⁰。

図表 7：中国邮政貯蓄銀行本店及び営業部



(出所) 現地にて撮影（2017 年）。営業部ではロボットが来店客を案内する。

⁴⁸ 中国邮政集団「アニュアルレポート（2016 年）」<http://www.chinapost.com.cn/html1/report/181428/6768-1.htm>
万国郵便連合（Universal Post Union）Statistics <https://www.upu.int/en/Universal-Postal-Union/Activities/Research-Publications/Postal-Statistics>

⁴⁹ 中国邮政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.353

⁵⁰ 中国邮政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.40

(2) 銀行支店、委託店舗（郵便局）における金融サービスの提供状況

銀行支店ではリテール向けサービスとして、預金、送金、ローン、デビットカード、クレジットカード、ウェルスマネジメント、その他金融サービスの仲介（保険等）など、幅広い金融サービスを提供している。

一方、委託店舗（郵便局）で取り扱うことができる金融サービスの内容は、2016年に郵儲銀行と中国邮政の間で締結された「**Agency Banking Business Framework Agreement**」において定められている。具体的には、預金、送金、外国為替などのサービスを提供しているほか、各種金融サービスの取次ぎ（デビットカード、クレジットカード、電子バンキング、国債の売買、個人預金の認証、バンカシュアランス、投資ファンド、ウェルスマネジメント等）も行っている⁵¹。

⁵¹ 中国邮政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2023年）」p.363

(3) 受託者の経営状況

受託者である郵政集団の財務諸表は下図の通りである。

図表 8：中国郵政集団の財務諸表（単位：億元）

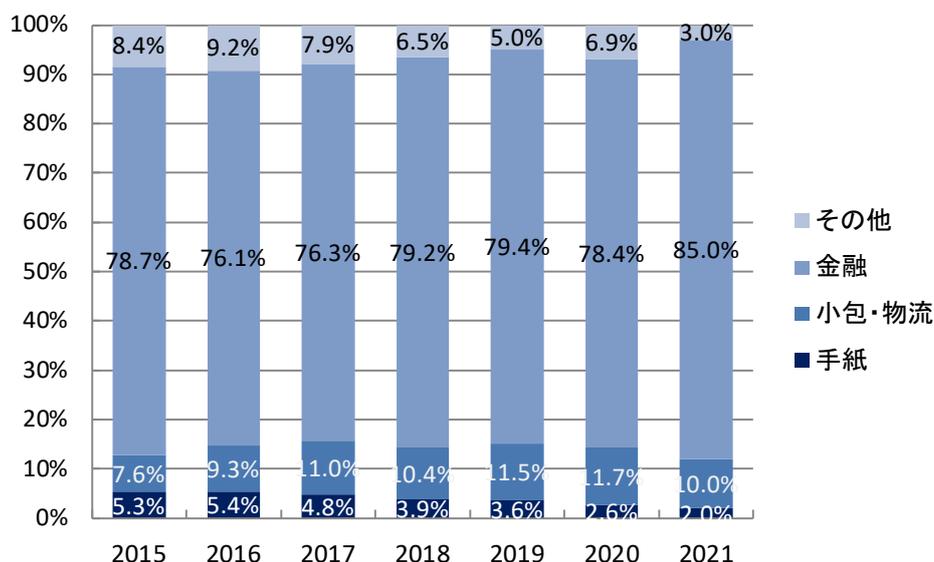
(億元)	項目	2020	2021	2022		
				構成比	伸び率	
貸借対照表	流動資産	24,516	28,913	31,666	21.5%	9.5%
	非流動資産	93,752	102,774	115,380	78.5%	12.3%
	資産合計	118,268	131,687	147,046	100.0%	11.7%
	流動負債	107,324	118,630	132,872	90.4%	12.0%
	非流動負債	3,469	4,585	5,488	3.7%	19.7%
	負債合計	110,792	123,215	138,360	94.1%	12.3%
	株主に帰属する収益	7,475	8,472	8,686	5.9%	2.5%
	負債・資本合計	118,268	131,687	147,046	100.0%	11.7%
損益計算書	営業収入	6,501	7,010	7,418	100.0%	5.8%
	営業総費用	5,738	6,237	6,712	90.5%	7.6%
	その他収益	157	54	40	0.5%	-25.1%
	営業利益	606	719	666	9.0%	-7.5%
	純利益	564	677	608	8.2%	-10.2%

(出所) 中国郵政集団 年次報告書 (2020年、2022年)、公司債券年度報告 (2021年)

(なお、2025年11月5日現在、年次報告書はHP上に掲載されていない)

2022年度の営業収入は7,418億元(前期比9.5%増)、営業利潤は666億元(同7.5%減)となった。また、万国郵便連合によると、中国郵政集団のサービス別収入構成では、金融に係る収入が全体の約8割を占めている。

図表 9：中国郵政集団のサービス別収入構成の推移



(出所) 万国郵便連合 (Universal Post Union, UPU), Postal Statistics を基に作成

<https://www.upu.int/en/Universal-Postal-Union/Activities/Research-Publications/Postal-Statistics> (2022年以降のデータは掲載されていない。閲覧日: 2025年11月5日)

(4) 店舗・ATM 配置戦略

郵儲銀行の中国国内にある約 4 万店舗の地域別内訳は、都市部に 12,097 カ所（構成比 30.52%）、郡部に 8,669 カ所（同 21.87%）、農村部に 18,865 カ所（同 47.60%）と、特に農村部の構成比が高いことが特徴となっている（2020 年 12 月末時点）⁵²。

中国の銀行セクターにおいても、他国と同様、オンラインバンキングやサービスのデジタル化が進んでいる。一方で郵儲銀行は、自行の広範な店舗網が顧客からの信頼確保に大いに寄与していること、複雑な金融商品の販売にはスタッフによる対面での接客が不可欠と考えていることから、今後も引き続き、店舗網を強化する方針である⁵³。

特に 2019 年以降は、店舗に①マーケティング・サービス拠点、②カスタマー・エクスペリエンス拠点、の 2 つの機能を持たせるべく、店舗の転換を進めている⁵⁴。①の機能については、顧客の属性や資産状況など、カスタマー・リレーションシップに係る各種データの統合を進めることにより、顧客の状況に適したソリューションを提供することが可能となっている。また、ウェルスマネジメント専門チームを設置し同分野のサービスを強化するとともに、リテールとコーポレート双方向けのサービスをワンストップで提供するなど、サービスの幅を拡大してきた。さらに、ショッピングセンター等を訪れる買い物客や、ビジネス顧客の活動範囲内に、積極的に出店してきた。

②については、店頭における作業の効率化を進め、カウンターでの各種手続きの所要時間を大幅に短縮するとともに、店頭設置されている Intelligent Teller Machine (ITM) の機能を拡張することにより、顔認証等で完結する手続きの範囲が拡大した。2024 年 12 月末現在、全国で 131,816 台（前年比 3,143 減）のセルフサービス機器（ATM を含む）を設置しており、うち 50,548 台（同 37 台減）が ITM となっている⁵⁴。

また、全国 7,040 か所に設置された「ケア・ステーション」においては、政府および社会保障サービス、書籍や文化資源、法律扶助、公的法律教育などの公共福祉サービスを受けることができる⁵⁵。

(5) DX の推進

中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）は 2007 年の設立以来、三農（農業、農村、農民）、都市部・地方部の住民、中小企業向けのサービスの提供に重点を置き、中国における金融包摂（普惠金融）を推進してきた。創業から 10 年以上経過した現在においてもそのスタンスに変化はない。一方、サービス面では、全国約 4 万カ所の拠点で提供されている伝統的な金融サービスに加えて、近年では PC・スマートフォンを活用したサービスや、IT・フィンテック企業との協業など、顧客の利便性を一層高めるべく、サービスのさらなる拡充に取り組んでいる。

⁵² 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2020 年）」p.68。委託店舗 31,763 店舗の内訳は、都市部に 8,568 カ所（構成比 29.79%）、郡部に 5,692 カ所（同 9.36%）、農村部に 17,503 カ所（同 60.85%）となっており、銀行支店と比較すると農村部の構成比が高くなっている。なお、2022 年、2024 年の「アニュアルレポート」ではこれらの内訳は開示されていない。

⁵³ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2022 年）」p.105

⁵⁴ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.117

⁵⁵ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2023 年）」p.117

同行によると、今後の成長の柱となるプロジェクトとして、①モバイルバンキング、②インターネットローン、③クレジットカード、④トランザクション・バンキング⁵⁵、⑤チャンネル・オペレーション⁵⁶の5件を急ピッチで進める計画である。また、これらの実現には次世代コアバンキングシステムの開発が不可欠であるとし、**2024**年には、経常収益の**3.52%**に相当する**123**億元のIT関連投資が行われた⁵⁷。今後も営業収入の**3%**以上の水準におよぶ積極的なIT投資を継続するとともに、**2023**年にかけて、IT人材を積極的に獲得する方針である⁵⁸。

特にリテール向けサービスに着目すると、既存の拠点ネットワークに関しては、店頭におけるスマートデバイスの導入や顧客管理データの構築などを通じて効率化を図りつつ、サービス面では政府系機関や有力IT企業との協業による商品の拡充を積極的に進め、「新しいリテール金融機関」への変貌を目指している⁵⁹。

さらに、**2020**年にはデジタル人民元のパイロットプログラムへの参画が承認されたことを受けて、デジタル通貨の利便性を高めるための独自システムの研究開発を継続している。

また、**2020**年**12**月には子会社の郵惠万家銀行（PSBC Youhui Wanjia Bank）が政府系銀行として初めてデジタル銀行の免許を取得、地方活性化に資する金融サービスプラットフォームを目指すことを明らかにした。**2022**年**1**月に完全子会社であるYOU+ Bankを設立し、個人や中小企業向けの融資や、デジタルチャネルを通じた国内外の決済、電子請求書の処理、金融債の発行、国債・金融債の売買、銀行間融資、外国為替の売買など、幅広いサービスを提供している⁶⁰。なお、YOU+ Bankは第**14**次**5**ヵ年計画に則り、「三農の顧客にサービスを提供し、小規模零細ビジネスを促進し、国民に利益をもたらす」ことをミッションとしている。**2024**年**12**月末時点の登録ユーザー数は**2,100**万人、預かり資産残高は**217**億元となった⁶¹。

4. 預金業務概要

個人預金の残高は**13兆0,419**億元、法人預金は**1兆5,986**億元と、圧倒的に個人預金残高が大きい（**2024**年末残高）。中でも定期預金の割合が大きく、個人定期預金は全預金の**68.2%**を占めている⁶²。

預金商品としては、要求払預金、定期預金、定額預金、通知預金を取り扱っている。要求払預金は、人民元に加えて、米ドル、ユーロ、香港ドル、英国ポンド、日本円、カナダドル、オーストラリアドルなどの複数通貨を取り扱っている⁶³。

定期預金には、①一括入金・一括引出定期預金（最低預入金：50元、預入期間：3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年）、②積立預金（毎月の積立額は5元以上、積立期間：1年、3年、5年）、③利息のみ引出可能な定期預金（最低預入金：5,000元、

⁵⁶ 同行のオンライン、オフライン上の様々なチャネルを融合することでシナジー効果をもたらす、新たなビジネスモデルの構築を目指す施策と推察される。

⁵⁷ 中国郵政儲蓄銀行「**アニュアルレポート（2024年）**」p.100

⁵⁸ 中国郵政儲蓄銀行「**2019 Annual Results Presentation**」p.13

⁵⁹ 中国郵政儲蓄銀行「**2019 Annual Results Presentation**」p.53

⁶⁰ 中国郵政儲蓄銀行「**アニュアルレポート（2023年）**」p.86

⁶¹ 中国郵政儲蓄銀行「**アニュアルレポート（2024年）**」p.96

⁶² 中国郵政儲蓄銀行「**アニュアルレポート（2024年）**」p.36

⁶³ 中国郵政儲蓄銀行ウェブサイト <https://www.psbc.com/cn/grfw/cdh/cxck/hqcx/>（閲覧日：2025年11月5日）

預入期間：1年、3年、5年）、④元本の分割引出が可能な定期預金（最低預入金：1,000元、預入期間：1年、3年、5年）、の4種類がある⁶⁴。

定額預金は、事前に預金期間を定めず、一括入金・引出を行う預金であり、預入額は50～500万元となる。預金期間が長いほど金利が高くなる特徴がある⁶⁵。

個人通知預金の預入額は5万～500万元であり、当行が引出日に公表したコールレートと預金日数から算出される利息を受け取ることができる。通常、要求払預金よりも有利なレートとなる⁶⁶。

図表 10：中国邮政貯蓄銀行窓口（上海浦電路郵政支局）



（出所）現地にて撮影（2017年）

5. 口座維持手数料等の導入状況

郵儲銀行が提供する各種サービスは、(1)無料で提供されるサービス、(2)政府が決定する価格で提供されるサービス、(3)市場価格で提供されるサービス、の3つに分類されている⁶⁷。

うち、個人の要求払預金に係る口座維持手数料は(3)に分類されているが、手数料一覧によると、2021年12月以降は無料となっている。

⁶⁴ 中国邮政儲蓄銀行ウェブサイト https://www.psbc.com/cn/grfw/cdh/cxck/dqcx/202010/t20201015_13443.html（閲覧日：2025年11月5日）

⁶⁵ 中国邮政儲蓄銀行ウェブサイト https://www.psbc.com/cn/grfw/cdh/cxck/qtex/202010/t20201015_13444.html（閲覧日：2025年11月5日）

⁶⁶ 中国邮政儲蓄銀行ウェブサイト https://www.psbc.com/cn/grfw/cdh/cxck/qtex/202010/t20201015_13445.html（閲覧日：2025年11月5日）

⁶⁷ 中国邮政儲蓄銀行ウェブサイト <https://www.psbc.com/en/FeeRate/>（閲覧日：2025年11月5日）

6. リスク性金融商品概要

2024年1月現在、郵儲銀行では、理財商品（ウェルスマネジメント商品）のほかに、投資信託、国債、保険、貴金属、外貨預金、仕組み預金などのリスク性金融商品を取り扱っている。

理財商品については、郵儲銀行は、理財商品の運用子会社（以下、「理財子会社」という）である「中郵理財有限責任公司」を2019年12月に創設し、同社の商品を郵儲銀行の店頭やウェブサイトにて取り扱っている。キャッシュマネジメント商品⁶⁸や固定収益商品、エクイティ型商品など、投資家向けの様々なウェルスマネジメント商品を取り次いでいる。

なお、理財商品の運用子会社設立は、中国金融当局による理財商品に対する管理強化が背景にある。人民銀行、銀保監会等は、2018年3月、「金融機関資産管理業務の規範化に関する指導意見」（銀発[2018]106号、以下、「指導意見」）を公布した。「指導意見」では、主要業務に「資産管理業務」が含まれない金融機関は、独立した法人地位を有する理財子会社を設立し、資産管理業務を行い、リスク隔離を強化するように求めていた⁶⁹。

「指導意見」の措置を受け、銀保監会は2018年12月、「商業銀行理財子会社管理弁法」（中国銀行保険監督管理委員会令2018年7号、以下「7号令」という）を公布し、商業銀行の理財子会社設立に関する条件や手続等について規定した。「7号令」の公布後、郵儲銀行を含む六大銀行のほか、招商銀行、光大銀行等の株式制商業銀行、杭州銀行、寧波銀行等の都市商業銀行も、銀保監会より理財子会社設立の承認を受けた。

7. 貸付業務概要

銀監会（当時）は2005年12月、福建省、湖北省、陝西省等で小規模な郵政貯金を担保にした融資を許可し、2006年3月より試験的に開始した⁷⁰。2007年の中国郵政儲蓄銀行設立以降、個人向け融資については2007年に農民、商家向け融資、2008年に個人事業主向け融資、2009年に小規模企業向け融資をそれぞれ開始し、段階的に融資対象を拡大した。また法人向け融資は2008年に銀監会（当時）の許認可を取得し、2009年に正式にスタートさせた。

設立経緯から貸付業務は預金受入に比して小規模であるが、貸付総額は8.91兆元、預貸比率は58.3%と前年より1.6%pt上昇した（2024年12月末）。貸付総額のうち、個人向け融資が4.77兆元（構成比53.5%）と、全体の過半を占める水準が続いている⁷¹。

さらに、個人向け融資の構成比をみると、約5割を住宅ローン、約3割を個人向けマイクロローン、約1割をその他個人向け融資が占めている（2023年12月末）。郵

⁶⁸ 投資対象が、①現金、②満期が1年以下の銀行預金、債券の買戻し、中央銀行手形、銀行間預金証明書、③397日以内に満期を迎える債券、銀行間市場・証券取引所市場で発行された資産担保証券、④銀保監会・中国人民銀行が認めた流動性の高いその他の通貨市場商品、に限定された商品。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-06/12/content_5617327.htm（閲覧日：2024年5月9日）

⁶⁹ 「金融機関資産管理業務の規範化に関する指導意見」（銀発[2018]106号）第13条

⁷⁰ 人民网「郵政儲蓄小額質押貸款“開閘試水”」（2006年7月7日）

<http://finance.sina.com.cn/roll/20060706/2221784666.shtml>

⁷¹ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.43

儲銀行は近年、地方部や中小零細企業向け金融サービスの発展に資するため、個人向けマイクロローンを拡充している。

2023 年末の個人向けマイクロローンの残高は 1 兆 5,370 億元と、前年末の 1 兆 3,920 億元から 10.4%増加した。今後もビッグデータ、インターネット、スマートフォン、AI 等の技術を活用するなど、融資の効率化を進めつつ、顧客利便性をさらに高める計画である⁷²。

郵儲銀行では様々な種類のマイクロローンが提供されている。Speedy Loan (Credit)は個人事業者（農民、商人）の生産・事業活動資金用のローンである。携帯電話で申し込み可能であり、最短 10 分間で融資が実行される。最大 30 万元、期間は最長 24 ヶ月となる。また、郵易貸-Speedy Loan (Morgage)は個人事業者向けのオンライン住宅ローンであり、最大 1,000 万人民币元、期間は最長 60 ヶ月となる⁷³。

郵儲銀行は上記のほかに、預金証書や国債を担保とする個人向け融資や、個人事業者向けのビジネスローンも提供している。個人事業者向けビジネスローンに関しては、融資金額の上限や期間、担保等の業種ごとの条件が、ウェブサイトを開示されている⁷⁴。

8. 金融包摂への取り組み

郵儲銀行は 2015 年 11 月、金融包摂（中国語では「普惠金融」）理念の実践を目的として、「中郵消費金融有限公司」を創設した。新会社は広州市を本拠点とし、中国全土で個人向け消費者金融サービスを提供している。

設立当初は郵儲銀行が筆頭株主として 61.5%、シンガポールの銀行最大手 DBS グループ・ホールディングスが第 2 位の株主として 12%をそれぞれ出資した。他に、中国航空大手の海航集団（HNA グループ）の渤海国際信託、テーマパーク運営大手の広東海印集団、第三者決済サービス事業者の LAKALA、小売事業者の広州市広百、不動産開発事業者の広東三正集団なども資本参加した。

今後はさらに、2022 年 1 月に設立されたダイレクトバンク子会社である YOU+ Bank を通じて、地域振興を進める。具体的にはフィンテックやインテリジェントなリスク管理機能をもとに、三農や小規模・零細企業の顧客に対して、インクルーシブなローンの提供や、オンラインとオフラインを組み合わせた新たなサービスなどを拡充する⁷⁵。2024 年 12 月末時点の YOU+ Bank のモバイルバンキングアプリ登録ユーザー数は 2,100 万人以上にのぼり、総資産は 128 億元以上に達した⁷⁶。

9. 送金・決済業務概要

⁷² 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.44

⁷³ 中国郵政儲蓄銀行 <https://www.psbc.com/cn/snfw/sngrfw/>（閲覧日：2025 年 11 月 7 日）

⁷⁴ 中国郵政儲蓄銀行 <https://www.psbc.com/cn/xqjrfw/xqyxdep/xwyd/index.html>（閲覧日：2025 年 11 月 7 日）

⁷⁵ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2020 年）」p.95

⁷⁶ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.96

郵儲銀行のデビットカード（緑卡）の発行枚数は10.37億枚⁷⁷、クレジットカードの発行枚数も3,998万枚に達した⁷⁸。デビットカードの年間利用額は7.8兆元（前年比約12%減）⁷⁹、クレジットカードは0.99兆元（同約13%減）となり、銀行カードに関連する手数料収入は105億9,300万元に達している（2024年）⁸⁰。

近年、同行は電話・通信料金、電気料金、税金等の収納代行や給与、年金、食料補助金などの支払い代行業務も積極的に手掛けており、2024年の収納・支払代行の取扱高はそれぞれ5.39億元、19,623億元となっている⁸¹。

10. インターネットバンキング

郵儲銀行は、e-バンキングのチャンネルとして、モバイルバンキング、オンラインバンキング、テレフォンバンキング、WeChatバンキング⁸²を展開している。

2020年1月には、WeChat PayやAlipay等の主要決済サービスを一つのプラットフォーム上で利用することができるモバイルバンキングサービス「PSBC Pay」の提供を開始した⁸³。郵便局の物理的拠点を中心に、その周辺地域の事業者をモバイルビジネスに誘導し、PSBC Payのデジタルチャンネルを通じて商社、消費者と結びつける「モバイルビジネス地区」を構築。一方、消費者は近隣の店舗においてクーポンを利用できる特典を受けることができる⁸⁴。モバイルバンキングについては、3億7,800万人のユーザーが利用しており（月間アクティブユーザーは8,184万人）、2023年度の取引高は17.8兆元（前期比11.2%増）に達した⁸⁵。

11. 国際業務概要

2014年12月で、中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）は3,821の国際送金窓口を開設し、754の販売拠点を傘下に持つ。

外貨預金商品として、郵儲銀行は下記の商品を提供している。2024年1月現在、米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、香港ドル、カナダドル、オーストラリアドル建ての預金を取り扱っている。

- ・ 外貨要求払預金（Demand Deposit）：最低預入額は1ドル。預入と引出は随時可能⁸⁶。

⁷⁷ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2020年）」p.69（2021年版以降はデビットカードの発行枚数は記載されていない）

⁷⁸ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.58

⁷⁹ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.58

⁸⁰ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.38

⁸¹ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.56

⁸² 郵儲銀行のWeChat公式アカウントを通じて、口座照会、投資、資産管理などのサービスを24時間年中無休で提供している。中国郵政儲蓄銀行ウェブサイト <https://www.psbc.com/cn/grfw/grdzyh/wxyh/wxyhjs/>（閲覧日：2025年11月7日）

⁸³ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2021年）」p.60

⁸⁴ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2021年）」p.112

⁸⁵ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.112

⁸⁶ 中国郵政儲蓄銀行（閲覧日：2025年11月7日）

https://www.psbc.com/en/products_and_services/personal/sbu/202011/t20201124_45666.html

- ・ 満期払い定期預金（Lump-Sum Time Deposit）：最低預入額は50ドル。期間は3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、5年の定期があり、元金と金利は満期時に引き出せる⁸⁷。

他に、譲渡性預金証書（Certificate of Deposit, CD）、外貨持出許可証（携帯証⁸⁸、Foreign Currency Holding Certificate）の発行などの商品・サービスがある。

また、万国郵便連合（Universal Post Union）の国際郵便為替、MoneyGram、Western Union を利用した国際送金を行っている。Western Union を利用した送金について、件数ベースのシェアで商業銀行最大となっている。

12. 付随業務概要

保険代行販売では、郵儲銀行は、グループ会社の中郵人寿保险股份有限公司（China Post Life Insurance Company Limited）と事業提携している。中郵人寿保险股份有限公司は2009年9月9日に中国郵政集団によって設立された生命保険会社である。全国約20,000の郵便局を通じて保険販売を行っている。2024年に郵儲銀行が代行販売した長期保険の代行販売手数料は7.6億元（前期比72%減）となった⁸⁹。

13. 資金運用

債券、銀行間預金、プロジェクトファイナンス、手形等の割引、シンジケートローン、個人向けの有担保融資やマイクロ・クレジットで資金運用している。

なお、郵儲銀行はグリーンインクルーシブファイナンス商品を積極的に開発している。例えば、汚染防止・エネルギー資源の保護・環境保護・エコロジカル農業・グリーンビルディング・グリーン消費等の分野について、中小零細企業や消費者、農家向けのグリーンファイナンス商品の研究・開発・促進を行い、融資を行っている⁹⁰。

14. 窓口取扱時間

2017年の窓口取扱時間は、企業取引は平日午前8:30から午後5:00。土日祝日は休み。個人の預金取引は平日午前8:30から午後5:00。土曜午前10:00から午後4:00。日曜も営業する場合がある。祝日は休み。一部の店舗では冬季、夏季で営業時間に違いがある⁹¹。

⁸⁷ 中国郵政儲蓄銀行（閲覧日：2025年11月6日）

https://www.psbc.com/en/products_and_services/personal/sbu/202011/t20201124_45665.html

⁸⁸ 中国では、個人が外貨現金を国外に持ち出す場合に、持出外貨現金が5,000米ドル相当以内であれば、許認可が不要だが、持出外貨現金が5,000米ドル相当超から1万米ドル相当以内のときは、銀行で外貨持出許可証を発行する必要がある。1万米ドル相当の外貨の国外持ち出しは原則的に認められていないが、一定の条件を満たす場合に限り、所在地の外貨管理局で手続きを行えば外貨持出許可証を得ることができる。

（国家外汇管理局 海关总署关于印发「携带外币现钞出入境管理暂行办法」的通知 汇发[2003]102号）

<http://m.safe.gov.cn/safe/2003/0828/5444.html>

⁸⁹ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.355

⁹⁰ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.100～

⁹¹ 中国郵政儲蓄銀行ウェブサイト

15. 他行、他業種との業務提携

郵儲銀行は2013年11月に「微信（Wechat）銀行」サービスを導入した。微信銀行は、チャットサービスの微信（WeChat）と銀行サービスが融合して誕生した⁹²。微信のシステムと自らのシステムとの融合を図り、微信ユーザー向けに自らの電子バンクサービス（デビットカードの残高照会、現金振替、クレジットカードの返済、ローン申請、カード新規登録申請、携帯電話料金のチャージ、公共料金の支払）を提供するとともに、チャットサービスの機能を活かしたリアルタイムの顧客対応サービスも提供を開始した。同行の導入を機に、他の大手銀行も追随して「微信銀行」サービスを開始し、市場が一気に拡大した。

直近では2019年11月、アリババグループの金融会社であるアントフィナンシャルと包括的な戦略的協力協定を締結した。両者は電子決済、インターネットローン、決済サービス等の分野において、金融技術分野の協力関係を深めることに合意した⁹³。アントフィナンシャルはアリペイの他にも、様々な金融テクノロジーを有しており、郵儲銀行が有する拠点網、リテール顧客層との融合が期待されている。

2020年8月には、「食」を軸としたライフスタイル事業（ケータリング、テイクアウト、旅行、レジャー、エンタテインメント等）を展開するEコマース大手、美团（Meituan）と、オンライン金融サービス、クレジットカード、デビットカード、個人ローン、および中小零細企業の金融サービス等の分野で協力関係を結ぶことを公表した⁹⁴。郵儲銀行が全国に有する拠点網と美团が有するライフスタイル情報を共同で活用することが狙いとなる。今後、両社が持つ「オンライン」と「オフライン」の資産を融合することで、より高品質な金融サービスを生み出し、「金融サービスエコシステム」を構築する計画である。

他方、農業セクター向けサービスについては2016年3月にBGI Agricultureグループとの戦略的提携を発表した。郵儲銀行は最先端の農業技術に関する知見を獲得し、農業の近代化につながる金融サービスに注力していく方針である⁹⁵。

⁹² 2013年7月2日、中国大手銀行の招商銀行によって初めて導入された。

⁹³ 中国郵政儲蓄銀行「邮储银行与蚂蚁金服签署全面深化战略合作协议」（2019年11月27日）
<http://www.psbc.com/cn/PsbcDemeanour/PSBCDynamic/62951.html>

⁹⁴ 「邮储银行与美团签署战略合作协议 共建金融服务生态体系」（2020年8月11日）
<http://www.psbc.com/cn/PsbcDemeanour/PSBCDynamic/72171.html>

⁹⁵ 中国郵政儲蓄銀行「PSBC and BGI Agriculture Reach Strategic Cooperation」（2016年4月1日）
<http://www.psbc.com/en/index/psbcnews/32.html>

16. 財務諸表

中国邮政儲蓄銀行（郵儲銀行）の財務諸表は以下の図表 11 の通りである。

図表 11：中国邮政儲蓄銀行の財務諸表（百万円）

貸借対照表

科目	2020	2021	2022	2023	2024
資産総額	11,353,263	12,587,873	14,067,282	15,252,866	17,084,910
顧客向け貸付	5,716,258	6,454,099	7,210,433	8,148,893	8,913,202
（貸倒損失引当金）	203,897	216,900	232,723	233,648	229,058
（顧客向け純貸付）	5,512,361	6,237,199	6,977,710	7,915,245	8,684,144
投資証券及びその他金融資産	3,914,650	4,348,620	4,958,899	5,387,588	6,004,127
現金及び中銀預金	1,219,862	1,189,458	1,263,951	1,337,501	1,314,703
負債総額	10,680,333	11,792,324	13,241,468	14,770,015	16,053,261
顧客預金	10,358,029	11,354,073	12,714,485	13,955,963	15,287,541
銀行株主に帰属する權益	671,799	794,091	824,225	954,873	1,029,669
純資本額	784,579	945,992	1,003,987	1,165,404	1,244,111
コアTier 1純資本額	542,347	635,024	679,887	780,106	824,191
その他Tier 1純資本額	127,954	157,982	140,126	170,152	200,141
リスクウエイト資産	5,651,439	6,400,338	7,266,134	8,187,064	8,617,743

損益計算書

科目	2020	2021	2023	2022	2024
経常収益	286,537	319,107	335,391	342,912	349,133
（うち利息純収益）	253,378	269,382	273,593	281,803	286,123
（うち手数料及びコミッション純収益）	16,495	22,007	28,434	28,252	25,282
営業支出	167,984	190,995	208,680	225,142	6,096
税前利益	68,136	81,454	91,364	91,599	94,592
当期純利益	64,318	76,532	85,355	86,424	86,716
銀行株主に帰属する純利益	64,199	76,170	85,224	86,270	86,479
経営活動から発生する純キャッシュフロー	161,772	109,557	474,914	263,337	397,276

（出所） 中国邮政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2024年）」

第3章 民間リテール金融機関の概要

中国の金融セクターでは、リテール金融分野においても大型商業銀行の存在感が強い。ここでは総資産規模で第1位の中国工商銀行、第2位の中国建設銀行、第3位の中国農業銀行を比較する。いずれも大型商業銀行に分類されているものの、リテール向けビジネスの構成比が4割程度を占めるなど、リテール金融機関としての側面を持っている。

1. 中国工商銀行（ICBC）

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

中国工商銀行の2024年末の総資産は48.8兆元となり、前期比で9.2%増加した。資産規模で世界最大の銀行であり、中国国内の全銀行業金融機関の資産444.6兆元に対するシェアは11.0%となった。

顧客預金残高は34.8兆元（前期比3.9%増）となった。うち、個人預金は18.5兆元（構成比53.2%）、法人預金は15.5兆元（同44.5%）を占めている。個人預金は2022年末の14.5兆元から27.5%増加した。

一方、顧客向け貸付は28.4兆元（前期比8.8%増）であり、うち個人向け融資は8.9兆元（構成比31.6%）、法人向けは17.5兆元（同61.6%）、その他1.3兆元となった（金額はグロスベース）⁹⁶。

2023年末の顧客数は個人顧客が7.40億人、法人顧客が1,206万社となっている⁹⁷。

図表12：中国工商銀行の総資産、預金残高、融資残高の推移（億元）

	2020	2021	2022	2023	2024
顧客向け貸付	186,243	206,672	232,123	260,864	283,722
投資金融資産	85,911	92,578	105,273	118,497	141,536
総資産	333,451	351,714	396,097	446,971	488,217
顧客預金	251,347	264,418	298,705	335,212	348,370
銀行・金融機関預金	27,843	29,210	31,856	33,699	45,901
負債	304,355	318,961	360,958	409,205	448,345
純資産	29,095	32,753	35,138	37,766	39,872

(注) 表中の顧客向け貸付はネットベース

(出所) 中国工商銀行「アニュアルレポート（2024年）」、CBIRC

⁹⁶ 中国工商銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.10

⁹⁷ 中国工商銀行「アニュアルレポート（2024年）」p.85

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

中国工商銀行の普通預金、定期預金、通知預金の利率は下図の通りとなる。なお、大型商業銀行 6 行のうち郵儲銀行を除く 5 行は、同じ利率となっている。

図表 13：中国工商銀行の預金利子

			預金利子
普通預金			0.05%
定期預金	満期払い 定期預金	3ヵ月	0.65%
		6ヵ月	0.85%
		1年	0.95%
		2年	1.05%
		3年	1.25%
	積立預金	1年	0.65%
		3年	0.85%
		5年	0.85%
通知預金		1日	0.10%
		7日	0.30%

(出所) 中国工商銀行ウェブサイト

<https://www.icbc.com.cn/ICBC/EN/FinancialInformation/RMBDepositLoanRate/RMBDepositRate/> (閲覧日：2025年11月7日)

満期払い定期預金の最低預入額は 50 元、通知預金は 50,000 元となっている。ただし、定期預金に関しては、より有利な利率のキャンペーン預金商品を複数提供しており、それぞれ最低預入額が異なっている。なお、口座維持手数料については郵儲銀行と同様、国家発展改革委員会と銀監会の「開発改革価格規則（2017 年）第 1250 号」の特例に基づき、顧客からの申請に応じて免除している。

(3) 提供商品の現状

中国工商銀行は貯蓄商品として、積立預金、年金貯蓄預金、教育預金等を提供している⁹⁸。積立預金（RMB Installment Fixed Deposit）は、顧客が設定した金額を毎月預け入れ、満期日に元本と利息の両方を引き出す商品である。最低預入金額は 5 円で上限金額は設けられておらず、預金期間は 1 年、3 年、5 年となる。年金貯蓄預金（RMB Annuity Savings Deposit）は、顧客が預入時に条件や引き出し方法を設定する。最低預入金額は 1,000 円で、預金期間は 1 年、3 年、5 年である。教育預金は、義務教育以外の教育資金を貯蓄するサービスであり、4 年生以上の小学生を対象とする。最低預入金額は 50 元、上限は 20,000 元、預金期間は 1 年、3 年、6 年となる。利子収入に対して税の優遇を受けられることが特徴である⁹⁹。

⁹⁸ 中国工商銀行ウェブサイト <https://www.icbc.com.cn/en/column/1438058327061184652.html> (閲覧日：2025年11月7日)

⁹⁹ 中国工商銀行ウェブサイト <https://www.icbc.com.cn/en/column/1438058387178143789.html> (閲覧日：2025年11月7日)

リスク性金融商品については、外貨為替取引やオープンエンド型ファンド、確定拠出ファンド、国債証券（Certificate Treasury Bond）などを取り扱っている¹⁰⁰。また、ウェルスマネジメント子会社である ICBC Wealth Management の商品を提供している。

中国工商銀行の店頭およびウェブサイトでは、工銀安盛人壽（ICBC-AXA）や瑞泰人壽、復星聯合（Fosun United）、鼎城人壽（Dingcheng）などのブランドの傷害保険、医療保険、定期保険、年金保険、家族財産保険などを取り扱っている¹⁰¹。

個人向けの貸付商品は、「ICBC Happy Loan」ブランドとして、住宅ローン、消費者ローン、ビジネスローン等、20種類以上のローンを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

2024 年末現在、中国本土以外では、香港、マカオ、インドネシア、マレーシア、タイ、カザフスタン、ニュージーランド、ヨーロッパ（ルクセンブルクを本拠地とし、フランス、ベルギー、オランダ、イタリア、スペイン、ポーランド、ギリシャに支店・駐在員事務所を展開）、英国、ロシア、トルコ、オーストリア、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ペルーに、子会社を有する¹⁰²。

また、本土では、ICBC Credit Suisse Asset Management Co., Ltd（出資比率 80%、資金調達や分配、アセットマネジメント）、ICBC Financial Leasing Co., Ltd.（出資比率 100%、航空、海運、エネルギー、鉄道等の、大型機器の金融リース）、ICBC-AXA Assurance Co., Ltd.（出資比率 60%、生命保険、健康保険、傷害保険等）、ICBC Financial Asset Investment Co., Ltd.（出資比率 100%、デットエクイティスワップを試験的に実施）、ICBC Wealth Management Co., Ltd.（出資比率 100%、ウェルスマネジメント商品の提供）などの子会社を有している。

主な関連会社としては、アフリカ最大の商業銀行である Standard Bank Group Limited（南アフリカ）の 19.59%の株式を保有している¹⁰³。

(5) ESG 投資

中国工商銀行は 2024 年度、持続可能な成長を銀行経営の中核に据え、「グリーン・金融包摂・テクノロジー・安全・信頼」の五大戦略分野を推進した。これにより、経済的価値の創出と社会的責任の両立を図り、中国および国際的な金融市場でのリーダーシップを強化している。

同行はグリーンファイナンスを最重要施策と位置づけ、グリーン融資残高は 5.4 兆人民元に達した。省エネ、再生可能エネルギー、クリーン交通などの分野で支援を拡大し、年間約 1 億 4,000 万トンの CO₂削減効果を実現した。さらに、内部の資金移転価格（FTP）制度を活用して、支店レベルでもグリーンローンを優遇する仕組みを整備した。

¹⁰⁰ 中国工商銀行ウェブサイト <https://www.icbc.com.cn/en/column/1438058389145272593.html>（閲覧日：2025 年 11 月 7 日）

¹⁰¹ 中国工商銀行ウェブサイト <https://www.icbc.com.cn/en/column/1438058389145272495.html>（閲覧日：2025 年 11 月 7 日）

¹⁰² 中国工商銀行「アニュアルレポート（2024 年）」p.212

¹⁰³ 中国工商銀行「アニュアルレポート（2023 年）」p.63

環境面では、気候変動リスクを信用・投資リスク管理に統合。高炭素産業に対する融資を抑制し、低炭素・循環型経済への転換を金融面から支援している。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に準拠した開示を進め、気候リスクの評価・報告の透明性を高めた。

社会面では、金融包摂と地域支援を重視し、中小企業・農村部・低所得層への資金供給を拡充。2024年末時点で中小企業向け融資は前年比12%増加した。高齢者や障がい者向けのサービス改善にも取り組み、バリアフリー店舗の整備や高齢者向けアプリの改良を進めた。

また、地方振興戦略に沿って、農村経済・インフラ整備・新エネルギー事業への金融支援を強化。地域社会への融資や技術支援を通じて、都市と農村の格差是正に寄与している。

テクノロジー面では、デジタルバンキングの高度化を推進。モバイルバンキング利用者数は4億人を超え、法人向けオンライン金融サービスも拡大した。AI・ビッグデータ・ブロックチェーンを活用し、信用評価やリスクモニタリングの精度を向上させている。

ガバナンス面では、取締役会直轄のESG委員会を中心に、サステナビリティ推進体制を整備。銀行の定款に「環境保護・社会的責任・調和的社会的構築」を目的として明記し、意思決定にESG観点を組み込んだ。

人的資源面では、社員教育と職場の多様性を推進。グリーン金融、ESG、データセキュリティなどに関する研修を強化し、年間延べ4.9万人が参加した。女性管理職の比率も上昇傾向にある。

社会貢献活動として、教育支援、災害救援、地域福祉活動を継続実施。特に教育格差是正を目的とした奨学金事業やデジタル教育支援を拡充した。

サプライチェーン全体にもESG評価基準を導入し、取引先・顧客に対しても環境・社会面での責任を共有する枠組みを確立。サステナブルな取引慣行の浸透を進めている。

今後の展望として、同行は「グリーン・デジタル・インクルーシブ・セーフ・グローバル」を柱とした金融モデルへの転換を加速させるとともに、中国の「カーボンピーク・カーボンニュートラル」目標に整合する金融戦略を深化させる方針である。

同時に、気候変動リスクの不確実性、サプライチェーンのESGリスク、デジタル化に伴うサイバーリスクなど、将来の課題も明記し、これらに対するリスク管理体制の強化を進めると報告している¹⁰⁴。

¹⁰⁴ <https://v.icbc.com.cn/userfiles/resources/icbc/td/download/2025/esg2024en.pdf>

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

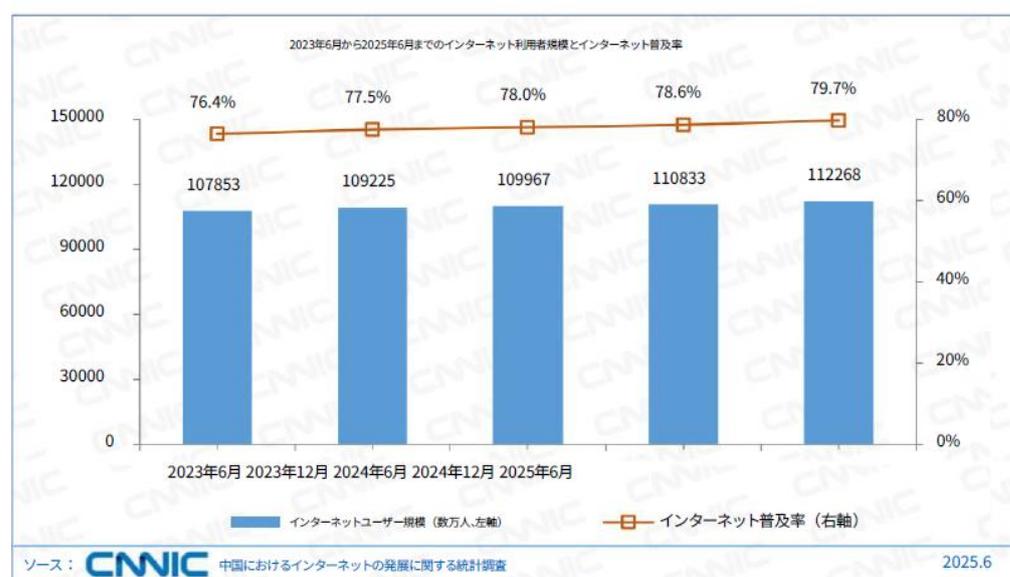
(1) フィンテックの動向

① 全般

中国では、2013年が「インターネット金融元年」と呼ばれているように、2013年以降、モバイル決済をはじめ、消費者金融、P2P レンディング、資産運用、信用評価等の様々なインターネット金融サービスが急激に普及した。特にモバイル決済は先進国を上回る水準で発展を遂げている。

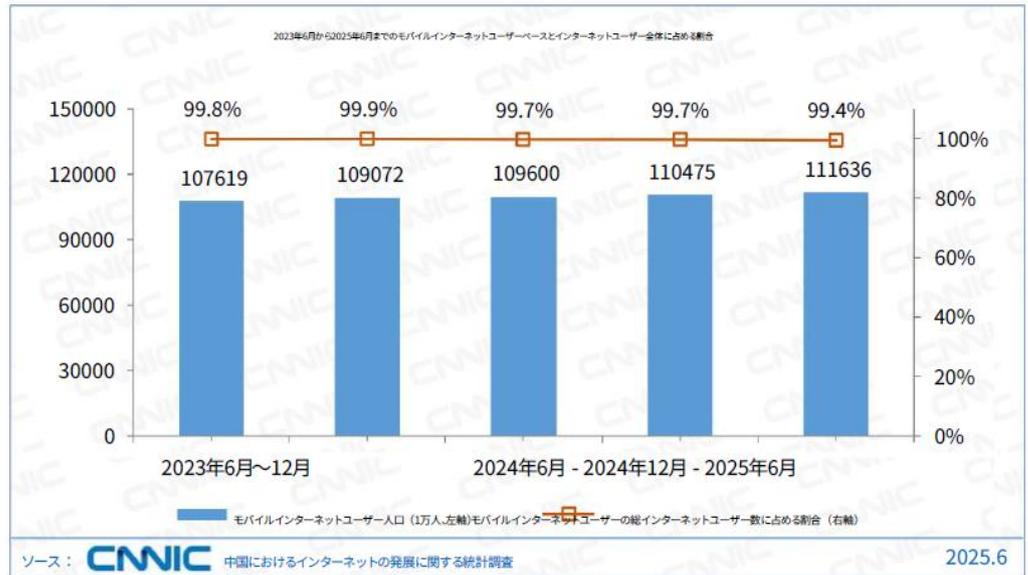
モバイル決済等のインターネット金融が発展した背景には、インターネットの安定した普及が挙げられる。中国のインターネットユーザー数は2025年6月には11億2,268万人に増加し、インターネット普及率も79.7%に達した(図表14)。このうち、モバイルインターネットユーザー数は、インターネットユーザー数の99.4%を占める11億1,636万人の規模に発展している(図表15)。

図表14：インターネットユーザー数、インターネット普及率



(出所) 中国互联网络信息中心「第56次中国互联网络发展状况统计报告」(2025年6月)

図表 15：モバイルインターネット利用者数



(出所) 中国互联网络信息中心「第 56 次中国互联网络发展状况统计报告」(2025 年 6 月)

人民銀行は 2019 年 8 月、「フィンテック開発計画 (2019-2021)」を公表し、フィンテックの重要性についてあらためて強調するとともに、計画の基本原則、開発目標、主要タスクを提示した。2021 年までに中国のフィンテックを国際的にもトップレベルにまで引き上げることが目的として掲げられた¹⁰⁵。

同計画を受けて、中国の主要都市ではフィンテックのための「規制のサンドボックス (Regulatory Sandbox)」が相次いで導入され、2019 年 12 月、人民銀行はまず北京市においてサンドボックスを試験導入し実証実験を行うことを公表した¹⁰⁶。2020 年 3 月に第一弾として、①IoT に基づく製品追跡認証管理とサプライチェーンの資金調達 (中国工商銀行)、②零細企業向けファイナンス (中国農業銀行)、③中信銀行スマートトークン商品 (中信銀行、中国銀聯、度小満、携程)、④AiBank Inside 商品 (CITIC aiBank)、⑤Rapid Review Rapid Loan 商品 (寧波銀行)、⑥モバイル POS イノベーション・アプリケーション (中国銀聯、シャオミ、京東数科) の 6 件のプロジェクトが採択された¹⁰⁷。さらに 2020 年 8 月には第二弾として 11 件、2020 年 12 月には 5 件のプロジェクトが認可されている¹⁰⁸。2021 年以降も、上海、重慶、深圳、雄安新区、杭州、蘇州、広州、成都等、サンドボックスを実施する都市は増加している。

2022 年 1 月、人民銀行は「フィンテック開発計画 (2022-2025)」を公表した。重要項目として、デジタル化能力の強化、データの共有・応用の推進、グリーンなデ

¹⁰⁵ 人民銀行「中国人民银行印发《金融科技 (FinTech) 发展规划 (2019—2021 年)》」(2019 年 8 月 23 日)
http://www.gov.cn/xinwen/2019-08/23/content_5423691.htm

¹⁰⁶ 人民銀行「北京市在全国率先启动金融科技创新监管试点工作」(2019 年 12 月 5 日)
<http://beijing.pbc.gov.cn/beijing/132026/3934323/index.html> (閲覧日：2024 年 5 月 16 日)

¹⁰⁷ China Banking News “First Batch of Trial Applications for Beijing’s Fintech Sandbox Revealed” (2020 年 1 月 15 日)
<https://www.chinabankingnews.com/2020/01/15/first-batch-of-trial-applications-for-beijings-fintech-sandbox-revealed/>
 (閲覧日：2024 年 5 月 16 日)

¹⁰⁸ China Banking News “Beijing Unveils Third Round of Projects for Its Fintech Sandbox” (2021 年 12 月 28 日)
<https://www.chinabankingnews.com/2020/12/28/beijing-unveils-third-round-of-projects-for-its-fintech-sandbox/> (閲覧日：2024 年 5 月 16 日)

ータセンターの建設、デジタル技術の深化、セキュア・高効率なイノベーションシステムの構築、スマートな金融サービスの深化、フィンテックに対する監督管理体制の形成、フィンテック人材の育成などの施策を提示している¹⁰⁹。

他方、規制当局は、フィンテックサービスによる金融アクセスの拡大を評価しつつも、「一部オンラインプラットフォーム企業の金融サービスは無免許で運営されており、規制逃れや不公正な競争、消費者の権利の侵害など、重大な違反行為に関与している」ことを理由に、規制を強化する方向にある。2020年2月、銀保監会は銀行に対し、オンラインでの小口融資事業者との共同融資に関して融資残高の50%を上限とすることなど、規制強化を表明した（詳細は第4章3.「(1)顧客データを活用したビジネス動向」参照）¹¹⁰。また、人民銀行は2021年4月にフィンテック企業13社（テンセント、バイトダンスなど）を召喚し、金融事業の免許取得、決済ツールとその他の金融商品との不適切な連携の解消、顧客情報の独占の禁止（認可された信用情報機関の利用）、金融持ち株会社の設立など、事業の是正を求めた¹¹¹。

2022年6月には、中央全面深化改革委員会（CCDR）において、大規模な決済プラットフォーム企業に対する規制を強化し、フィンテックサービスの健全な発展を促進する計画が承認された¹¹²。これは、「大規模な決済・フィンテックプラットフォーム企業を原点に立ち返らせること」、および「決済、その他の金融活動を完全に規制下に置くこと」を求める内容となる。

2023年5月、銀保監会（CBIRC）は、国家金融監督管理総局（National Financial Regulatory Administration）に置き換えられた。国家金融監督管理総局は、証券業を除く金融業界全体の監督を行う新たな規制機関である¹¹³。フィンテックの規制も担当するものと思われる。

中国証券規制委員会（CSRC）は引き続き、証券業に関連するフィンテック業界を監督する。また、人民銀行は、フィンテックの通貨の発行・流通に関わる面の監督を担当する。

② 最近の傾向

中国のフィンテック（FinTech）業界では、近年「成長から統制・安定重視」へと明確に舵が切られている。特に規制環境が大きく変化している。

主な動き

・市場拡大と成長ドライバー

中国のフィンテック市場規模は、2025年に約51.28億ドルと推定され、2030年には約107.55億ドルに達すると予測されている。

支払い（デジタルペイメント）が2024年時点で約59.1%を占め、今後「ネオバンキング」など新たなサービスが19.63%の成長率で拡大が見込まれている。

¹⁰⁹ China Banking News “Chinese Central Bank Releases 2022 – 2025 Fintech Development Plan”（2022年1月6日）
<https://www.chinabankingnews.com/2022/01/06/chinese-central-bank-releases-2022-2025-fintech-development-plan/>（閲覧日：2024年5月16日）

¹¹⁰ 銀保監会「中国銀保監会有关部门负责人就《关于进一步规范商业银行互联网贷款业务的通知》答记者问」（2021年2月20日）
<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=967470&itemId=915&generalType=0>（閲覧日：2022年9月20日）

¹¹¹ 人民銀行「金融管理部门联合约谈部分从事金融业务的网络平台企业」（2021年4月29日）
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4241211/index.html>（2022年9月20日）

¹¹² 中国共産党新聞「加快构建数据基础制度 加强和改进行政区划工作」（2022年6月23日）

¹¹³ <https://jp.reuters.com/article/world/4-idUSKBN2XAoNH/>

モバイルアプリでの利用が 74.8%を占め、地方都市や中小都市（Tier 2/3）が新たな成長の舞台になりつつある¹¹⁴。

また、国家的にはデジタル人民元（e-CNY）の展開やモバイル/QR決済の普及が進んでおり、金融包摂（個人・中小企業の金融アクセス向上）も推進されている。

・規制強化・統制のフェーズへ

革新的な成長フェーズから、「同業同規制（＝フィンテックも銀行などと同じ基準で監督する）」という流れに転じている。

特に、オンライン・レンディング（デジタル貸出）、オンライン銀行、第三者決済などの分野で、従来の“軽めの規制”から、貸出資本の自己保有要件、利率上限、ライセンス要件、データ保護義務などが強化されている¹¹⁵。

加えて、データ保護・サイバーセキュリティ、国外データ送信、個人情報・決済データの国内保管などが厳格化し、海外・クロスボーダーサービス、外国企業の参入ハードルも上がっている。

③ 資産運用業務

アリババ社は、自社が運営するモバイルアプリ「アリペイ」口座にチャージされた資金を MMF で運用する「余额宝」というサービスを 2013 年に開始した。このサービスはアリペイ利用者のニーズに合致したため、多額の銀行預金も吸収し、2022 年 9 月時点で 7,600 億元を超えるに至った。

これに対し、CSRC は、余额宝を含む主要 MMF が資本市場、金融システムに与える影響を考慮し、2023 年 2 月 27 日に大型 MMF 規制を発表した。対象は、純資産が 2,000 億元以上または 5,000 万人以上の投資家を有する MMF である。

これらの規制の影響か、過去には「世界最大級の MMF」と言われていた余额宝が、その後、他のファンドに抜かれたという報道がある¹¹⁶。

④ 融資業務

アリババ傘下のアントフィナンシャル社は、自社が運営するスコアリングサービス「芝麻信用」に基づき、「花咲」、「借呗」という小口融資業務を行っており、他にも同様のサービスを提供している会社もある。

これに対し、銀保監会は 2021 年 2 月、オンラインの小口融資業者との共同融資について銀行に対する規制案を発表し、融資総額について上限等が設けられた。

(2) キャッシュレス化の状況

世界銀行が発表した「世界金融包摂データベース 2021（The Global Findex Database 2021）」によると、中国における金融機関の口座保有率（15 歳以上、2021 年）は 88.7%と世界平均（74.0%）を上回る水準であった。

¹¹⁴ https://www.mordorintelligence.com/industry-reports/china-fintech-market?utm_source=chatgpt.com

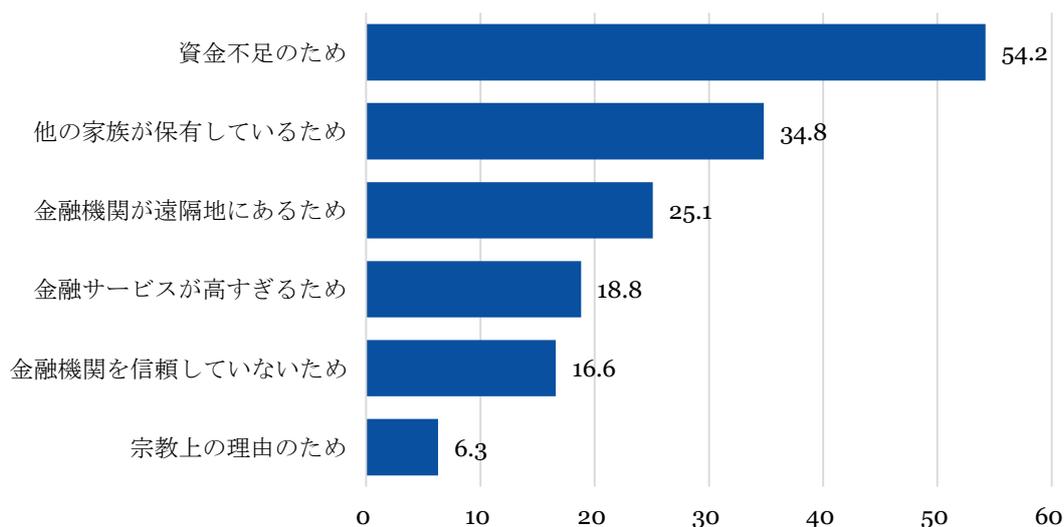
¹¹⁵ https://chinacrunch.nestech360.net/chinas-fintech-regulation-tightens-on-digital-lending-and-online-banking/?utm_source=chatgpt.com

¹¹⁶ https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2019-09-06/PXDZ366S972801?utm_source=chatgpt.com

世界銀行は所得水準に応じて世界諸国・地域を「高所得国・地域」、「上位中所得国・地域」、「下位中所得国・地域」、「低所得国・地域」の4つに分け¹¹⁷、中国を「上位中所得国」に分類しているが、中国は「上位中所得国」の平均（83.8%）も上回った。

中国において、金融機関の口座を保有していないと回答した人のうち、54.2%が、口座を保有しない理由として「資金不足」を挙げている（図表 16）。

図表 16：金融機関の口座を保有していない理由（2021年、複数回答）

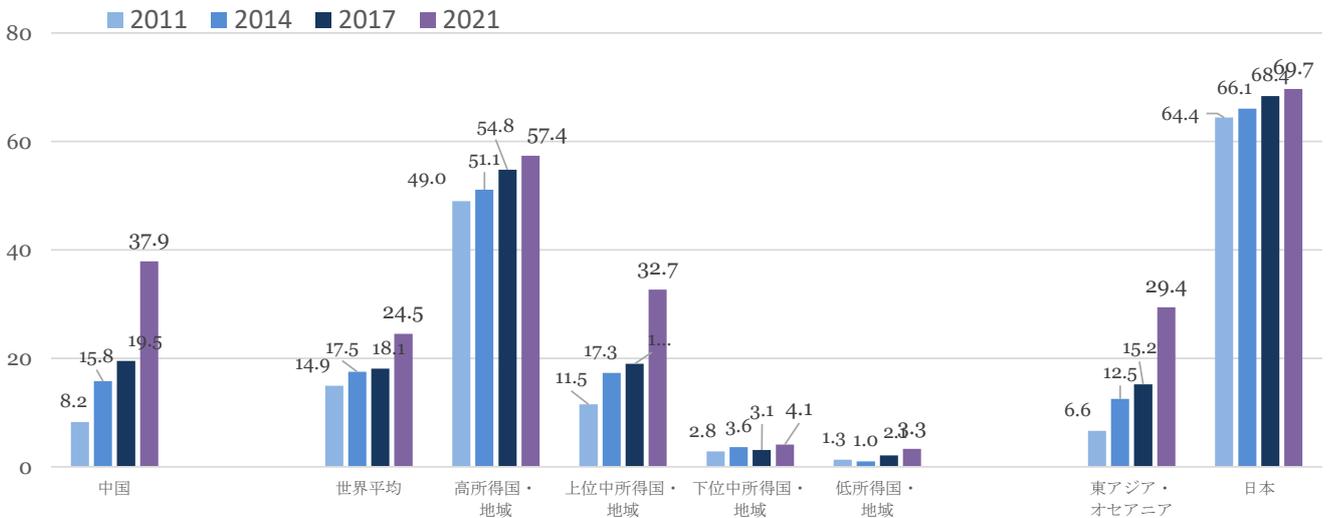


（出所）The World Bank 「Global Financial Inclusion (Global Findex) Database」を基に作成

中国におけるクレジットカード保有率を他国・地域と比較してみると、中国は37.9%（2021年）と、世界平均（24.5%）、上位中所得国平均（32.7%）を上回る水準であった（図表 17）。

¹¹⁷ 高所得国・地域とは2021年の一人当たりGNIが12,695ドルを超える国・地域を、上位中所得国とは4,096～12,695ドルの国・地域を、下位中所得国とは1,046～4,095ドルの国・地域を、低所得国とは1,046ドル未満の国・地域を指す。
The World Bank 「New World Bank country classifications by income level: 2021-2022」
<https://blogs.worldbank.org/opendata/new-world-bank-country-classifications-income-level-2021-2022>（閲覧日：2024年6月24日）

図表 17：クレジットカード保有比率（15歳以上）

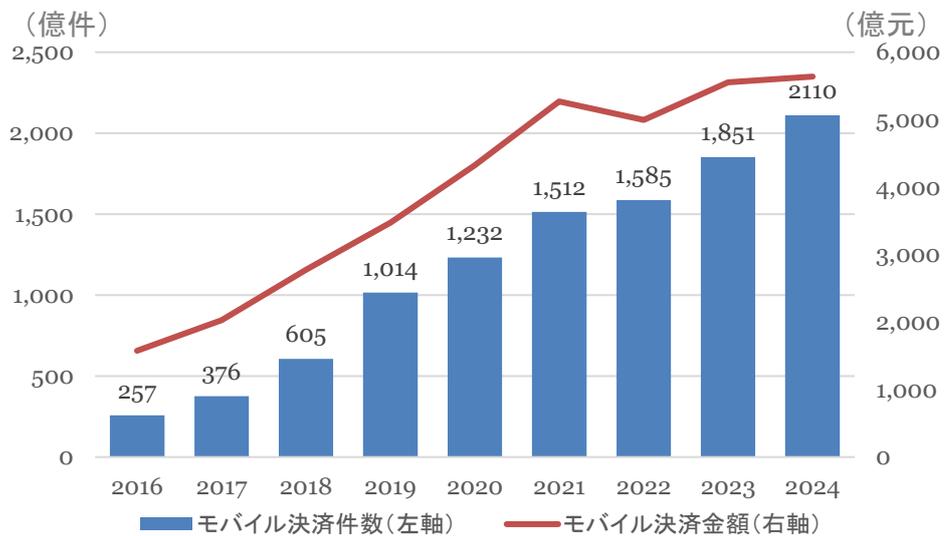


(出所) The World Bank 「Global Financial Inclusion (Global Findex) Database」を基に作成

(3) モバイル決済の動向

モバイルインターネットの普及に伴い、モバイル決済も着実に増加している。中国人民銀行の調査によると、2023年のモバイル決済件数は1,851億件、決済金額は5,553億元となった。決済金額は約11%増加と、増加傾向が続いている。

図表 18：モバイル決済数



(出所) 中国人民銀行「支付体系运行总体情况」2024

急速に発展するモバイル決済市場を支えるのは、アリペイ、ウィーチャットペイといった銀行業以外の異業種からインターネット決済事業に参入した第三者決済機関と呼ばれる事業者である。

電子商取引の進展やモバイルインターネットの普及に伴い、第三者決済機関は自社プラットフォームによる決済サービスを提供するだけでなく、クレジットカードの返済、公共料金の支払、金融商品の販売といったサービスの拡充を図り、決済額も急速に拡大した。

また iResearch によると、第三者決済機関のモバイル決済額のうち、アリペイが 55.4%、ウィーチャットペイが 38.8% のシェアを占め、2 社で 94% の規模に達しているという（2020 年第 1 四半期）。

・モバイル決済の最近の動き

中国におけるモバイル決済（スマホ等での支払い）には、ひとまず既に日常的に普及している基盤の上で、次の段階・拡張フェーズに入っているという特徴がある。以下、最近の動向を整理する。

利用浸透率・市場規模は拡大を続けている。

2023 年時点でサードパーティーによるオンライン支払い（いわゆるモバイル・決済アプリ等を通じたもの）が約 340 兆元（＝約 48 兆米ドル）に達したという報告がある¹¹⁸。

市場調査によると、「中国のモバイル決済市場（モバイルウォレット、スマホ決済向け）＝2024 年時点で約 100 億米ドルと評価され、2032 年には約 484 億米ドルに成長（年平均 21.8% 成長）する見込みというものもある¹¹⁹。

オフライン（実店舗）でも QR コード決済、NFC などを使った接近決済が広く普及している。

技術・決済インフラの特徴としては、QR コード決済が非常に主要となっている点が特徴的である。例えば 2022 年には QR コード決済が国内モバイル決済の 95.8% を占めたというデータもある（脚注 118 と同じ）。

また、スマホ＋アプリで個人間送金、店頭支払い、公共交通、デジタルウォレット、といった多様な用途が 1 つの仕組みに統合されてきている。

最近では、NFC、バイオメトリクス（指紋・顔認証・手のひら静脈・生体認証）、そして 5G・IoT との結び付きも注目されている。

主なプレイヤーとしては、アリペイとウィーチャットペイが市場を圧倒しており、オンライン・オフラインともに非常に高いシェアを持っている。

銀聯（UnionPay）など国家系カード／決済ネットワークもモバイル決済アプリを展開しているが、上記 2 強ほどの浸透ではない。

(4) リテール決済に関する法規制の状況

① 第三者決済機関に対する規制

上述のように、中国ではモバイルを中心に第三者決済機関による決済サービスが急速に普及している。中国のリテール決済の中心的役割を果たしている第三者決済機関

¹¹⁸ https://english.cgsb.edu.cn/knowledge/article/mobile-payments-in-china-look-at-the-future-of-digital-payments/?utm_source=chatgpt.com

¹¹⁹ https://www.verifiedmarketresearch.com/product/china-mobile-payments-market/?utm_source=chatgpt.com

が登場したのは1999年といわれており¹²⁰、モバイル決済で最大のシェアを占めるアリババグループは2003年にアリペイによる決済サービスの提供をはじめ、2004年に第三者決済機関（浙江支付宝网络科技有限公司）を設立した¹²¹。またテンセントは翌年の2005年に第三者決済機関を設立した¹²²。

第三者決済機関を設立した後、アリペイ、テンセントともにユーザー数を拡大させ、第三者決済市場は急速に発展していった。しかし市場形成当初、金融当局は第三者決済機関に対して「寛容・観察」的態度をとり、リスクを承知で敢えて数年間は規制を設けず、新興産業の育成を図る姿勢をとっていたため、第三者決済市場は参入基準や監督管理等が不明確なまま、市場規模が拡大していった¹²³。

2010年に入り、人民銀行は第三者機関に対する監督管理に着手した。同年6月、人民銀行は「非金融機関決済サービス管理弁法¹²⁴」（以下、「弁法」）を、同年12月に「非金融機関決済サービス管理弁法実施細則¹²⁵」（以下、「細則」）を公布し、第三者決済機関に対する規範化を行った。「弁法」および「細則」では、第三者決済機関を人民銀行の監督管理の対象とし、第三者決済サービスに従事する事業者に対して、人民銀行がコンプライアンス性、技術の安全性等を審査のうえ交付する「決済業務許可証」の取得を義務付けたほか、最低登録資本金、出資者要件等についても規定し、第三者決済市場の参入基準を明確にした。

2011年5月には、決済業界における自主規制機関として「中国支払清算協会（Payment & Clearing Association of China）」が設立された¹²⁶。人民銀行が協会の業務主管を務めている。中国支払清算協会は設立以降、「オンライン決済業界自律公約」、「モバイル決済業界自律公約」、「モバイル決済業界リスク防止ガイドライン」といった規範的文書を公布し、第三者決済市場をはじめとするインターネット決済市場における秩序の安定、リスク防止を図るほか、監督当局の委託を受け、決済機関に対する監督管理を実施している。

2015年7月、人民銀行、工業情報化部、財政部等は連名で「インターネット金融発展に関する指導意見」（銀発[2015]221号、以下、「指導意見」）を公布した¹²⁷。「指導意見」では、急速に発展したインターネット金融に小規模・零細企業や低所得者層の資金調達・運用ニーズにこたえるなど、金融包摂の面において寄与があったことは認めつつも、P2Pレンディングをはじめとした金融サービスが野放図に拡大した結果、監督管理制度の未整備や投資家・消費者保護の欠如が顕著になり、金融リスクが高まりつつあることを指摘し、こうした金融リスクを防止し、インターネット金融の秩序ある健全な発展を促すために制定した、と説明している。

¹²⁰ 1993年3月よりサービスの提供を開始した首信易支付（設立当時の名称は「首都电子商城网上支付平台」）
<https://www.beijing.com.cn/product/product02.jsp>

¹²¹ 2008年1月に会社名を「支付宝（中国）网络技术有限公司」に変更した
支付宝知托付-大事记 <https://ab.alipay.com/i/dashiji.htm>（閲覧日：2024年2月1日）
iResearch「2017年中国第三方支付市场监测报告」（2017年8月14日）p.30

¹²² テンセントは2005年に財付通（テンペイ）を設立。2013年よりインスタントメッセージングアプリのウィーチャットにウィーチャットペイの機能を追加した

¹²³ 中国人民银行、世界銀行「全球視野下的中国普惠金融：实践、经验与挑战」（2018年2月11日）p.64-68
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3481224/index.html>（閲覧日：2024年5月16日）

¹²⁴ 中国人民银行令[2010]第2号「非金融机构支付服务管理办法」
http://www.gov.cn/flfg/2010-06/21/content_1632796.htm（閲覧日：2024年5月16日）

¹²⁵ 中国人民银行公告[2010]第17号「非金融机构支付服务管理办法实施细则」
<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/3586420/index.html>（閲覧日：2024年5月16日）

¹²⁶ 中国支付清算协会 HP：<http://www.pcac.org.cn/eportal/ui?pagelId=594977>（閲覧日：2022年9月20日）

¹²⁷ 中国人民银行等十部委发布《关于促进互联网金融健康发展的指导意见》（2015年7月18日）
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2813898/index.html>（閲覧日：2024年5月20日）

「指導意見」ではインターネット金融サービスを①インターネット決済、②P2P レンディング・小口貸付、③クラウドファンディング、④ファンド、⑤保険、⑥信託・消費者金融の6分野に分類し、それぞれ所管する金融当局を指定し、インターネット決済については、人民銀行が管轄当局に指定された。

「指導意見」を受け、人民銀行は2015年12月、「非銀行決済機関インターネット決済業務管理弁法」（中国人民銀行令[2015]第43号、以下、「43号令」）を公布し、2016年7月より実施した¹²⁸。「43号令」では、第三者決済機関に対して顧客の詳細な本人確認を要求し、本人確認のレベルに応じて口座を3種類に分け、提供可能な決済サービスを制限するといった措置を開始した（図表19参照）。

図表19：「非銀行決済機関インターネット決済業務管理弁法」に基づく口座管理、本人確認方法

口座種類	決済機能	決済限度額	本人確認方法
I 類口座	消費、振替	口座開設日から累計 1,000 元	非対面方式で最低 1 種の外部ルートにより本人確認を実施
II 類口座	消費、振替	年間累計 10 万元	対面方式、または非対面方式で最低 3 種の外部ルートにより本人確認
III 類口座	消費、振替、理財商品	年間累計 20 万元	対面方式、または非対面方式で最低 5 種の外部ルートにより本人確認

（出所）「人民銀行『非銀行支付机构网络支付业务管理办法』答记者问」を基に作成¹²⁹

上述の顧客口座の管理強化のほか、第三者決済機関が顧客から委託支払業務の前払い金として預かる資金（以下、「準備金」）についても段階的に規制強化が行われている。第三者決済機関は準備金を運用し、大きな収益源としていた。しかし金融当局は第三者決済機関の業務範囲が決済機能だけではなく、資産運用やその他の金融領域に拡大していることを問題視し、その収益源である準備金に関する規制を強化した。

人民銀行はまず、2013年6月、「決済機関顧客準備金預入弁法」（中国人民銀行公告[2013]第6号）を公布し、第三者決済機関に対して、準備金を管理する専用口座を開設し、準備金は自己資金と分別管理を実施し、流用、占用、転貸等を禁止すると規定した。

2016年10月、国務院は「インターネット金融リスクに対する特別整備実施方案」（国弁発[2016]21号）を、人民銀行等は「非銀行決済機関リスクに対する特別整備業務実施方案」（銀発[2016]112号）を公布し、第三者決済機関の準備金に対する規制をさらに強化する方針を示した。国務院および人民銀行の実施方案では、第三者決済機関に対して、準備金を流用、占用等してはならないと再度、明確に規定したほか、準備金を預け入れる専用口座の開設は人民銀行または条件を満たした商業銀行に限定し、準備金の専用口座資金に対する利息の支払いも禁止した。

さらに人民銀行は2017年1月、「決済機関顧客準備金集中預入管理実施に関する事項についての通達」（銀弁発[2017]10号）を公布し、第三者決済機関に対して、同

¹²⁸ 中国人民銀行公告[2015]第43号「非銀行支付机构网络支付业务管理办法」（2015年12月28日）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5061699.htm（閲覧日：2024年5月20日）

¹²⁹ 人民銀行有关负责人就「非銀行支付机构网络支付业务管理办法」答记者问（2015年12月28日）

年4月17日より準備金の一定比率（12～24%、平均20%程度）を人民銀行の専用口座に入金するように要求した。人民銀行は同年12月、2018年2～4月にかけて準備金の預入比率を10%ずつ引き上げるとし、2018年に公布した「決済機関顧客準備金全額集中預入管理に関する事項についての通達」（銀弁発[2018]114号）では、同年7月9日より再度、段階的に準備金の預入比率を引き上げ、2019年1月14日には預入比率を100%にするとした。

国務院は、2023年12月にノンバンク決済機関に対する監督管理条例を公表、2024年5月に施行された。この条例においては、ノンバンクが決済業務を行うためには政府の認可が必要であること、資本金は1億元以上でなければならないこと、一定水準以上のシステムを有し、コンプライアンスを遵守しなければならないこと、個人情報情報を厳格に管理すること、違法行為があった場合の処罰の強化等が定められている。「管理弁法」は人民銀行レベルのものであったが、本条例は国務院レベルに格上げされている¹³⁹。

2024年5月から施行されている条例の内容は以下のとおりである。

・登録要件・参入基準

非銀行決済機関の登録資本金は最低1億元とされている。

資本・資産・ガバナンス構造（株主・実質支配者・役員等）に関して厳格な適格性審査が導入されている。

・決済事業の分類／事業モデルの明確化

事業類型を明確化することで、形態ではなく実質に即した監督を行う姿勢が強調されている。

・預かり資金の保全

預託資金を自己担保、保証、貸出に転用してはならない、と明記されている。

また、決済機関は、国内取引に関して国内処理システムを用い、資金決済を中国国内で完結すべき旨の定めがある。

・ガバナンス・株主・実質支配者・役員適格性

決済機関の株主構成、実質支配者、役員・監督者・高管（上級管理職）について、適格性審査（“適格性評価”）を行う制度が設けられている。

・利用者保護・情報保護・手数料透明性

決済機関は、料金・手数料を明確に表示し、利用者に分かりやすく説明する義務が

また、個人情報の収集・保存・利用にあたり、最小限の原則、暗号化保存、利用目的説明、顧客の同意取得などが定められている。

・リスク管理・監督・監査・分類管理

決済機関には取引モニタリングシステム、顧客リスク格付け、不正・マネロン・テロ資金供与に対応する義務がある。

¹³⁹ https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6920724.htm

② 網聯の構築

上述の国务院「インターネット金融リスクに対する特別整備実施方案」（国弁発[2016]21号）、人民銀行「非銀行決済機関リスクに対する特別整備業務実施方案」（銀発[2016]112号）では、準備金に対する規制強化のほか、第三者決済機関の決済業務に対して、決済資金の透明化、集中化を実現するため、「網聯」と呼ばれるインターネット決済のクリアリングプラットフォームを構築する方針を示した。実施方案では、従前の第三者決済機関が複数の銀行と接続し決済を行うモデルを廃止し、第三者決済機関の決済はすべて人民銀行が構築する「網聯」に接続することを要求した。2017年3月に網聯プラットフォームのテスト運用が始まり、2018年6月30日以降、第三者決済機関が受理する決済業務は、すべて「網聯」経由の決済に切り替わった。

③ QRコード決済に対する規制強化

中国人民銀行は2017年12月、「バーコード決済業務規範（試行）」（銀発[2017]296号、以下、「規範」）を公布し、2018年4月より施行した。「規範」では、QRコード決済を含むバーコード決済をリスク対応力に応じてA～D級の4段階に分類し、決済時に必要となる認証要素およびバーコードの性質（動的または静的）により、ユーザーの一日あたりの限度額を設定した（図表20参照）。

静的バーコードとは紙に印刷されたQRコード等のことを指し、1日あたりの限度額を500元に設定している。一方、動的バーコードとは、有効期間、使用回数等に制限があり、繰り返し使用されることが防止可能なものを指し、デジタル証明書、電子署名、安全性が確保されたルートで生成されるワンタイムパスワード、指紋認証等のバイオメトリクスといった認証要素との組み合わせにより、限度額を設定している¹³¹。

人民銀行の説明によると、QRコード等のバーコード決済は偽造等の犯罪が多く、マネーロンダリング等の温床となっており、また、バーコード決済は銀行カード等の決済ツールと比較し、安全性に問題があるため、バーコード決済に対する規制を強化したとしている。

図表 20：「バーコード決済業務規範（試行）」に基づくバーコード決済限度額

リスクレベル	バーコード	認証要素	1日あたり限度額
A級	動的バーコード	デジタル証明書および電子署名を含む2種類以上の有効な認証要素	顧客との協議で確定
B級	動的バーコード	デジタル証明書および電子署名を含まない2種類以上の有効な認証要素	5,000元
C級	動的バーコード	1種類の有効な認証要素	1,000元
D級	静的バーコード	—	500元

¹³¹ 人民銀行「バーコード決済業務規範（試行）」、新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范（试行）』」（2017年12月28日）、新京报「静态扫码支付 每日限额500元，你够用吗？」（2018年3月21日）
新华网：http://www.xinhuanet.com/fortune/2017-12/28/c_129777403.htm（閲覧日：2022年9月20日）
新京报：<http://www.bjnews.com.cn/finance/2018/03/21/479834.html>（閲覧日：2022年9月20日）

(出所) 人民銀行「バーコード決済業務規範(試行)」、新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范(试行)』」(2017年12月28日)、
新京报「静态扫码支付 每日限额500元,你够用吗?」(2018年3月21日)に基づき作成

(5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX

銀保監会のデータによると、2024年1月24日現在、国内の銀行拠点数は225,290カ所となった。2019年6月からの4年半で、8,000カ所超が閉鎖されている。各行が積極的にサービスのオンラインへのシフトを進めているのに加えて、特に2020年年初以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて人々が他人との接触を敬遠するようになったことも影響したとみられる¹³²。

他方で、各銀行の店舗は依然として、ブランドプロモーションを行う場であるとともに、ウェルスマネジメントやコンサルティングなどの対面サービスを提供するための場として重要な役割を果たしている。国内主要銀行は、店舗を閉鎖するだけでなく、大都市主要店舗の「スマート支店」への転換も積極的に進めている。スマート支店はAIや5Gの技術を活用し、サービスの自動化や視覚的識別、生体認証、音声認識、手続きの自動化などを通じて、サービス品質の向上と人件費削減を同時に実現することが期待されている。

例えば中国建設銀行は、2018年4月に同国初となる無人店舗を上海に開店した。案内や接客はロボットが担当し、IDカードや顔認証による本人確認後、口座開設や送金、両替などの手続きを行うことができる¹³³。また、中国銀行は2019年5月に北京において、生体認証や顔認証、音声分析、手続き自動化などの技術を駆使した「スマート支店」を開店した¹³⁴。

商業銀行によるATMの設置台数は、モバイル決済をはじめとするキャッシュレス決済の普及に伴い、足元では減少傾向にある。2024年末時点の設置台数は前年比580万2,700台で、一人あたりのATM台数は中国全土で5.70台と、前年比4.83%減少した。銀行カードによる現金引出額も2024年は33.26兆元と前年比9.57%の減少となった。(図表21)¹³⁵。

(出所) 中国人民銀行「支付体系运行总体情况」を基に作成

なお、オンラインバンキングやモバイルバンキングによる取引件数・金額の増加傾向は持続している。2024年、銀行全体の電子決済取引は3,016.68億件、3,426.99兆元となったが、うち、オンラインバンキングは948.88億件(前年比20.0%減)、2,798.32兆元(同1.2%増)、モバイルバンキングは2,109.8億件(同13.95%増)、563.7兆元(同1.51%増)となった¹³⁶。

¹³² NNA「銀行が半年で1700店舗を閉鎖 ネットへ移行、コロナも影響」(2020年7月29日)
China Banking News “Digitisation of Chinese Finance Drives Closure of over 2800 Brick-and-Mortar Bank Branches in 2020” (2020年12月15日) <https://www.chinabankingnews.com/2020/12/15/digitisation-of-chinese-finance-drives-closure-of-over-2800-brick-and-mortar-bank-branches-in-2020/> (閲覧日: 2024年5月20日)

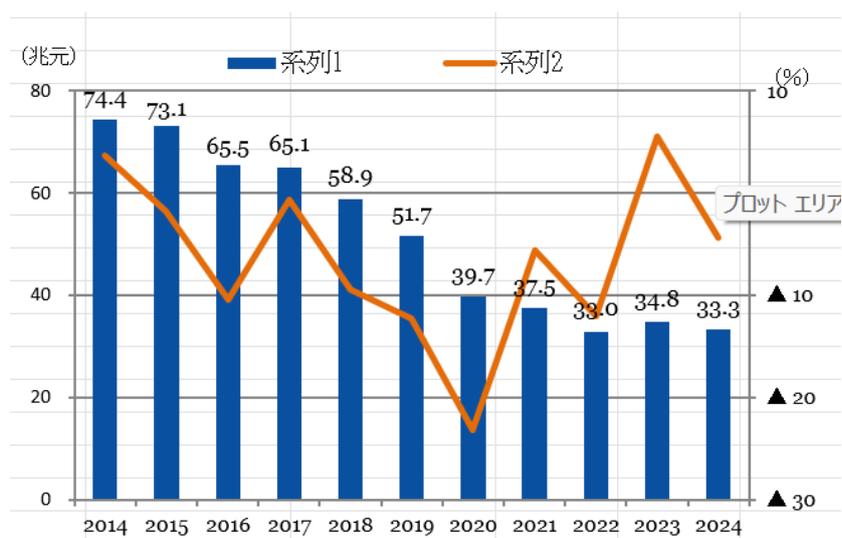
¹³³ JETRO「建設銀行、国内初の無人銀行を開業」(2018年4月17日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/04/9d671044c9587b88.html> (閲覧日: 2024年5月20日)

¹³⁴ China Banking News “Bank of China Launches 5G-driven Smart Branch in Beijing” (2019年6月3日)
<https://www.chinabankingnews.com/2019/06/03/bank-of-china-launches-5g-driven-smart-branch-in-beijing/> (閲覧日: 2024年5月20日)

¹³⁵ 中国人民銀行「支付体系运行总体情况」<https://www.pbc.gov.cn/zhifujiesuansi/128525/128545/128643/index.html>

¹³⁶ 人民銀行「2024年支付体系运行总体情况」

図表 21：銀行カードによる現金引出額



(6) インターネット専門銀行

中国では、1998年に招商銀行がオンラインバンキングサービスを開始して以来、大半の商業銀行がオンラインバンキングを展開してきた。しかし、民営銀行の解禁を機に、2014年以降は民間企業によるインターネット専門銀行が相次いで創設され、急成長を遂げている。代表的なインターネット専門銀行として、テンセント系のWeBank（深圳前海微衆銀行、または微衆銀行）、アリババ系のMYbank（浙江網商銀行、または網商銀行）、バイドゥ系のAiBank（中信百信銀行、または百信銀行）が挙げられる。

WeBank、MYbankはいずれも、インターネット事業で築いた顧客基盤や第三者決済サービスで構築した決済プラットフォーム、AI技術を活かし、インターネット専門銀行として、個人や中小企業向けの融資を含めた金融サービスを展開している。

AI技術は、審査等の手続きに活用されており、申請から融資決定までに数分しかかからない。2022年末の貸出残高は、2行合わせて約5,652億元と前年末の約4,401億元から約3割増加している¹³⁷。銀行がない農村、担保に乏しい零細企業や自営業者など既存の銀行が融資の対象としてこなかった人に資金が供給されやすくなっている。また、両行の2022年末における不良債権率も1%台（微衆銀行：1.47%、網商銀行1.94%¹³⁸）にとどまっており、これは、返済が滞ってモバイル決済が凍結されると中国では生活に支障を来すため、返済の優先順位が高いためと見られている¹³⁹。

なお、テンセント系のWeBankは、最初の民営銀行として2014年12月に設立された。主要株主はテンセント（SNSサービス）、百業源集団（飲料メーカー）、立業集団（電機メーカー）である。中小企業、個人向けのサービスに特化しており、2022年末時点の顧客数は、個人顧客が約3.62億人に及ぶ¹⁴⁰。2022年末の総資産は4,739億元（前期比8%増）、貸付残高は3,370億元（28%増）、預金残高は3,554

¹³⁷ 深圳前海微衆銀行「アニュアルレポート（2022年）」、浙江網商銀行「アニュアルレポート（2022年）」

¹³⁸ 深圳前海微衆銀行「アニュアルレポート（2022年）」、浙江網商銀行「アニュアルレポート（2022年）」

¹³⁹ 日本経済新聞「中国スマホ銀、農村席巻」（2019年8月10日）

¹⁴⁰ 深圳前海微衆銀行「アニュアルレポート（2022年）」

億元（18%増）と、いずれも増加している¹⁴¹。店舗を持たず、WeBank App と呼ばれるスマートフォン上のアプリケーションを通じて、預金の引き出しや送金、資産管理等の各種サービスを提供している¹⁴²。

同行のコア事業は、「小口、短期、無担保」を特徴とする個人向けマイクロファイナンス、「微粒貸（Weilidai）」である。テンセントが運営する SNS（QQ、WeChat）のアプリケーション上で、属性や発信内容をもとに選別したユーザーに対し、融資の招待通知が発信される。1日単位での借入・返済が可能であり、スマートフォンでの融資申請からわずか1分で口座に入金されるなど、IT技術を駆使し顧客の利便性を高めたサービスが支持を集めている。微粒貸は、伝統的銀行からは低利で借り入れることができない層を対象としており、2020年は顧客の80%を「最終学歴が大学未満」、78%を「非ホワイトカラー」が占めた¹⁴³。

アリババ系のMYbankも、WeBankと同様、2015年に民営銀行として開業した。主要株主は螞蟻科技集団、万向三農集団（農業関連サービス）、寧波市金潤資産経営（PE投資）、上海復星工業技術（機器の製造販売）、である。MYBankは、中小零細企業による資金調達難や、農村部における金融サービスの欠如の解消を使命として、同分野に特化したサービスを提供している¹⁴⁴。2022年末の口座数（主に中小企業および中小企業の経営者）は5,000万件、総資産は4,411億元（前期比4%増）、貸付残高は2,282億元（30%増）、預金残高は2,584億元（30%増）となった。

同行は、アリババの電子商取引プラットフォームと、アリペイの決済機能から構築した信用情報をもとに、これまで金融サービスにアクセスできなかった中小零細企業や個人を対象に、少額・短期のマイクロクレジットローンを提供している。また、農村部では地方自治体と協力し、行政・公共サービスを通じて収集したビッグデータを活用することで地域限定の信用評価モデルを構築し、2019年以降、無担保ローンを農家に提供することが可能になった¹⁴⁵。

一方、検索エンジン大手のバイドゥ（百度）と、中信集団（CITIC Group）傘下のAiBankは、CITIC銀行が有する金融リスク管理機能や金融商品の研究開発機能、拠点網に、バイドゥが有する人工知能やビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの技術を組み合わせることで、「O+O（オンライン+オフライン）」型のサービスを展開している¹⁴⁶。

AiBankの2022年末の総資産額は969億元（前年比22%増）、貸付残高は718億元（23%増）、預金残高348億元（39%増）となった。

なお、「3. 最近の金融動向 (1)顧客データを活用したビジネス動向」に後述の通り、非金融事業で収集した顧客データの活用や、商業銀行等とのパートナーシップに基づくインターネットローンの提供については、2021年以降、規制が強化される方向である。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

¹⁴¹ 深圳前海微衆銀行「アニュアルレポート（2022年）」

¹⁴² 深圳前海微衆銀行ウェブサイト <https://www.webank.com/#/product>

¹⁴³ 深圳前海微衆銀行「アニュアルレポート（2020年）」p.18

https://stdd.webankcdn.net/epss/upload/www/pdf/annual_report_2020.pdf

¹⁴⁴ 網商銀行ウェブサイト <https://www.mybank.cn/about.htm>

¹⁴⁵ 網商銀行「アニュアルレポート（2019年）」p.3

<https://gw.alipayobjects.com/os/bmw-prod/1761aae9-53a5-426b-b632-1b61a7d619b1.pdf>

¹⁴⁶ 百信銀行ウェブサイト <https://www.aibank.com/about.html>

2014年、中国人民銀行はデジタル通貨専門チームを創設し、デジタル通貨制度のフレームワークや主要技術、発行・流通環境、国際的な慣行に関する調査を開始した。さらに2017年、人民銀は主要商業銀行や関連機関等とともにデジタル通貨研究所を設立し、デジタル通貨の導入に向けた研究開発を本格化した。2020年5月、人民銀総裁の易綱氏が「深圳、蘇州、雄安、成都の4都市において、クローズドな環境でのデジタル人民元（DCEP, Digital Currency Electronic Payment）のパイロットテストを実施済みである」ことを明らかにした¹⁴⁷。また、2021年2月には深圳と北京において、抽選に当選した国民（深圳では10万人、北京では5万人）に200元分のデジタル人民元を無料で配布し、実際に店舗で使用させる実験も行った。2022年2～3月に開催された北京オリンピック・パラリンピックの開催地域でも実証実験が行われたほか、2022年9月のアジア競技大会が開催される浙江省等のその他主要都市においても実験が行われた。2023年9月以降は国際クレジットカードとの連携が可能となるなど、実証実験の対象は拡大しているが、正式導入に向けたタイムスケジュールは公表されていない。

デジタル人民元は現金通貨を代替するものとして発行されることから、ビットコイン等の仮想通貨とは異なり、常に現金と等価で交換され利息は発生しない。また、中央銀行である人民銀が発行主体となるが、中国では二段階の発行プロセスが採用される予定である。人民銀はまず、商業銀行に対してデジタル人民元を発行する。その際、人民銀のバランスシート上では、商業銀行から受け入れた準備金から発行額と等価が差し引かれ、同額が人民銀の負債に計上される。次に、商業銀行に口座を持つユーザーは、スマートフォンのアプリケーションを通じて、商業銀行の口座の預金残高の一部または全部を、デジタル人民元として出し入れすることができる。

アリペイやウィーチャットなどの第三者決済サービスが、インターネットに接続された状態を前提にサービスを提供しているのに対し、デジタル人民元は、「ウォレット」の役割を果たすアプリケーションにデジタル通貨が入っていれば、オフラインでも2台の端末を近づければ資金の授受が可能である。なお、2021年2月の実証実験では、スマートフォンを保有しない層や高齢者等を対象としたカード式のデバイスも導入された。金額表示機能を用いていつでも残高を確認することが可能であり、さらに指紋認証付きの高機能バージョンも導入された¹⁴⁸。

中国政府にとっては、通貨をデジタル化することにより通貨の動きをデータとして追跡できることから、マネーロンダリングや脱税の監視強化が可能となる。ユーザー側としては、インターネットの通信環境が脆弱な地域でも利用可能であることから、例えば農村部などにおいても、キャッシュレスで資金を授受することができるなどのメリットがある。

人民銀行の易綱総裁は、2023年7月19日、デジタル人民元を使用した取引が6月現在で1兆8,000億元に達したと発表した¹⁴⁹。取引件数は9.5億で、ウォレットの新規開設件数は1.2億件とのことである。

¹⁴⁷ 中国人民銀行 「中国人民银行行长易纲在“两会”期间就金融保市场主体等问题接受《金融时报》《中国金融》记者采访」 <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4028235/index.html>

¹⁴⁸ JIJI.COM 「「遅くとも2022年までに」実用化秒読みに入ったデジタル人民元 アメリカ慎重、EUは前のめり。「中央銀行デジタル通貨」の国際標準争いも」 https://www.jiji.com/jc/v4?id=foresight_00336_202103080001（閲覧日：2024年1月31日）

¹⁴⁹ <https://www.reuters.com/markets/asia/chinas-digital-yuan-transactions-seeing-strong-momentum-says-cbank-gov-yi-2023-07-19/>

同年 12 月 7 日、人民銀行とシンガポール通貨当局（Monetary Authority of Singapore）は、両国の旅行者がデジタル人民元を使用するパイロットプロジェクトを開始することを発表した¹⁵⁰。

また、2024 年 5 月 27 日には、香港の住民も中国の銀行口座を持つことなくアプリでデジタル人民元のウォレットを開設し、中国で買物を行うことができるようにするプロジェクトの開始が発表された¹⁵¹。

人民銀行は同じく 5 月に、外国人旅行者がアプリでデジタル人民元のウォレットを開設する際のガイドを発行した¹⁵²。

・最近の動き

2024 年 6 月時点で、デジタル人民元の試行導入地域は 23 都市・15 省となっている。

また、同時点で、累計取引件数が約 2.64 億件、金額ベースで約 830 億元となっており、取扱事業者（加盟店舗・サービス提供者）は 457 万件に上るとされている¹⁵³。

さらに、2025 年 9 月末時点では、累計取扱額が 14.2 兆元に達し、個人ウォレット数 2.25 億、取引件数 33.2 億件となったと公表されている¹⁵⁴。

制度面では、デジタル人民元は電気・公共料金・交通・教育・医療などでも利用拡大中である。

このように、デジタル人民元試行から拡張フェーズにあり、利用規模・導入地域ともに一定の拡大を示している。国内支払いインフラ（リテール支払い・公共サービス連携）として着実に足場を固めつつあることが読み取れる。

PBOC は、2025 年 10 月 27 日の発表で、デジタル人民元管理制度をさらに精緻化し、国内銀行に対する運営者資格の拡大を支援する、としている¹⁵⁵。

クロスボーダーでの利用については、PBOC が、2025 年 3 月 17 日に ASEAN10 各国、中東諸国 6 各国とデジタル人民元の決済システムを接続したという報道もある¹⁵⁶。

この国際化動向は、デジタル人民元を中国国内の支払いのみに留めず、海外・越境決済、あるいは中国から世界へ通じる通貨・支払い基盤として位置づけようとする戦略の現れと見ることもできる。特に、既存の決済インフラ（銀行間・国際送金）に依存しない新たなチャンネルをつくるという意味で注目される。

(8) IT 人材の育成・活用状況

国務院が 2022 年 1 月に発表した「第 14 次五ヵ年計画（2021-2025）デジタル経済発展計画」¹⁵⁷では、政府として、デジタルイノベーションを一層強化する方向性が明

¹⁵⁰ <https://www.centralbanking.com/fintech/cbdc/7960426/digital-yuan-pilot-announced-between-china-and-singapore>

¹⁵¹ <https://english.news.cn/20240517/5350265c5213479bb0074811c18e1672/c.html>

¹⁵² China issues e-CNY user guide to optimize mobile payment for foreigners (www.gov.cn)

¹⁵³ https://en.ncsti.gov.cn/home/gridview/202406/t20240613_164615.html?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁴ https://investinchina.chinadaily.com.cn/s/202510/29/WS6901d1b7498e368550336f22/chinas-digital-rmb-transactions-top-14-2-trillion-yuan.html?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁵ https://english.www.gov.cn/news/202510/27/content_WS68ff773dc6d0oca5f9a07189.html?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁶ https://www.eecenter.org/post/yuan-adoption-tracker-update-q1-2025?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁷ 中国国務院「国務院关于印发“十四五”数字经济发展规划的通知国发〔2021〕29号」

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/12/content_5667817.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

確に掲げられた。具体的な施策として、①デジタルインフラのレベルアップ、②データ要素の機能の十分な発揮、③産業のデジタル化転換の推進、④デジタル産業の発展推進、⑤公共サービスのデジタル化レベルの持続的な向上、⑥デジタルエコノミーのガバナンスシステムの整備、⑦デジタルエコノミーのセキュリティーシステムの強化、⑧デジタルエコノミー分野における国際協力の展開、が明示されている¹⁵⁸。デジタル人材の育成も含めた総合的な発展を推し進め、デジタル産業の対 GDP 比を、2020 年の 7.8%から 2025 年の 10%へと引き上げる計画である。

主要なリテール金融機関でも、IT 人材育成を積極化させている。例えば郵儲銀行では、上記の第 14 次五ヵ年計画を受けて、技術力の強化や人材育成を進めている。銀行全体としてエキスパートの選抜と育成を進めるとともに、若手管理職の育成を積極的に推進し、IT 人材の割合を継続的に増加させている（2020 年：2.31%→2021 年：2.76%→2022 年：3.27%→2023 年：3.58%）¹⁵⁹。

(9) 生成 AI の活用状況

中国政府は 2023 年 7 月、主要国で初めて生成 AI に関する規制「生成式人工知能サービス管理暫行弁法」を公布した¹⁶⁰。中国ではアリババの「通義千問」や百度の「文心一言」、科大訊飛の「星火認知」など様々な生成 AI が開発されているが、これらが政府の公式見解と異なる意見を発信することに対する規制としての色彩が強い。特に第 4 条では「国家転覆の扇動や社会主義体制の転覆、国家の安全と利益を脅かす」生成 AI を禁ずることが明記されている（第 4 条）。また、生成 AI サービスの提供者は、管轄当局からの認可を取得しなければならないとされている（第 23 条）。

2024 年 5 月 23 日、国家情報セキュリティ標準化技術委員会（NISSTC）は、「生成 AI 基本セキュリティ要件」という規制案を発表した¹⁶¹。ここでは大きく分けて以下の 3 点が示されている。

- ・ AI モデルを訓練（AI に大量のデータを学習させ、特定のプロセスを遂行させるプロセス）するデータの安全性・完全性を確保すること。
- ・ AI モデルを潜在的な脅威から守り、そのライフサイクルにおける完全性を確保すること。
- ・ リスクを効果的に軽減するために必須な安全措置を明確にすること。

2025 年 11 月 1 日にこのセキュリティ要件は発効した¹⁶²。

・金融業界での活用状況

中国全体では、生成 AI プロダクトのユーザー数がかなりの規模に達している。例えば、2024 年 6 月時点で生成 AI プロダクトのユーザー数が 2.3 億人という報道がある¹⁶³。また、産業として生成 AI 関連企業が 4,500 社超、生成 AI サービス用の大規模

¹⁵⁸ JETRO 「デジタルエコノミー発展に向けた 5 ヵ年規画を発表」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/850c3e39d22e7716.html>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁵⁹ 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2023 年）」p.104

¹⁶⁰ 「生成式人工知能サービス管理暫行弁法」 http://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁶¹ <https://www.china-briefing.com/news/china-releases-new-draft-regulations-on-generative-ai/>

¹⁶² https://digitalpolicyalert.org/change/8857?utm_source=chatgpt.com

¹⁶³ https://global.chinadaily.com.cn/a/202412/01/WS674c190ba310f1265a1d06d4.html?utm_source=chatgpt.com

モデル（大規模言語モデルなど）も 200 以上登録されており、産業の裾野が広がっているというデータがある¹⁶⁴。

金融機関もこの流れを受けており、ある調査によれば、中国の金融業界の中で、生成 AI を「既に採用している」と答えた割合が 83%と高水準であるとの報告もある¹⁶⁵。

主な活用シーンとしては、内部運営管理（チャットボットによる顧客対応、問い合わせの自動化、マーケティング営業支援など）、対顧客サービス（生成 AI を使った 24 時間対応のカスタマーサービス、説明資料・レポート作成などのコンテンツ生成など）、リスク管理・運用効率化（与信審査補助、詐欺検知、顧客行動のモニタリング・分析など）が挙げられる¹⁶⁶。

(10) 訪中外国人の決済手段の改善

中国国内における決済手段についてかねてより訪中外国人の不満が高まっていた。

中国では、外国のクレジットカードはほとんど使うことができず、現金決済も難しい。多くの小売店ではアリペイやウィチャット・ペイしか使用できず、海外からの観光客にはハードルが高いことが指摘されている¹⁶⁷。

そこで、中国国務院は 2024 年 3 月 7 日、「決済サービスの向上の支払いの利便性に関する意見」を公表した。この中では、

- ・海外クレジットカードの受入れ環境を向上する。
- ・現金利用環境の改善を継続する。
- ・モバイル決済の利便性をさらに向上させる。
- ・消費者の支払手段を選択する権利を保護する。
- ・決済サービスの広報・宣伝を引続き強化する。

旨を明記している¹⁶⁸。

これを受けて、中国人民銀行は、同年 3 月 14 日に「**外籍来华人员支付指南（Payment and settlement guide in China）**」を発行し、銀行クレジットカード、モバイル決済及び現金ごとにその使用方法について、外国人観光客向けにわかりやすく説明している¹⁶⁹。

また、人民日報オンラインによると、PBOC と主要決済プラットフォームが連携し、海外電子ウォレットから中国の QR コードを直接読み取って支払えるシステムが一部導入された¹⁷⁰。

これにより、観光客がわざわざ中国版アプリを登録・紐付けせずとも、自国ウォレットで支払いが完結することとなる。

¹⁶⁴ https://www.globaltimes.cn/page/202410/1321127.shtml?utm_source=chatgpt.com

¹⁶⁵ https://www.semafor.com/article/07/09/2024/china-leads-world-in-generative-ai-use?utm_source=chatgpt.com

¹⁶⁶ https://www.nri.com/jp/knowledge/publication/kinyu_itf_202509/files/itf_202509_07.pdf?utm_source=chatgpt.com

¹⁶⁷ <https://www.bloomberg.com/news/articles/2023-08-16/china-s-open-for-travel-but-few-tourists-are-coming-or-going>

¹⁶⁸ 国务院办公厅关于进一步优化支付服务提升支付便利性的意见_其他_中国政府网 (www.gov.cn)

¹⁶⁹ http://guayaquil.china-consulate.gov.cn/tztg/202404/t20240403_11275768.htm

¹⁷⁰ https://en.people.cn/n3/2024/1218/c90000-20255193.html?utm_source=chatgpt.com

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

中国では1978年の「改革開放政策」の採択以降、計画経済から市場経済への移行が徐々に進められた。その過程で、特に沿岸部の都市部では、集中的な投資や積極的な企業誘致が行われ、経済が集積した結果、所得が急上昇した。他方で、内陸部の農村部は経済成長から取り残され、沿岸部との所得格差が急激に広がることとなった。

中国の歴代政権は、格差が社会の安定を脅かしかねない課題であると捉え、様々な格差解消策を講じてきた。例えば江沢民（在任期間：1989～2002年）が2000年に提唱した「西部大開発プロジェクト」では、西部地域への大規模なインフラ整備を実施した。また、戸籍制度改革（農村戸籍者の都市部への移動制限の緩和）なども行われた。

2010年代以降も、格差の解消は重要なテーマとなっている。2015年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議では、「第13次五ヵ年計画（2016～2020年）」が採択され、最終年度である2020年までの「小康社会（ややゆとりのある社会）の全面的実現」に向けた各種目標が設定された。とりわけ貧困の根絶が重要課題として掲げられ、特定の産業の発展、転職、移住、教育訓練、医療支援等を通じて、貧困脱却を目指すことが明示された¹⁷¹。

さらに2016年11月、国家発展改革委員会と国務院貧困削減・開発指導小組事務局は「第13次五ヵ年計画 脱貧困攻略計画」を策定した¹⁷²。第13次五ヵ年計画の貧困脱却目標を実現するための具体的な施策を提示するとともに、2015年時点の「貧困者数5,630万人、貧困村数12.8万村、貧困県数：832県」を、2020年には全てゼロにすること、貧困農村の水道普及率を2015年の75%から2020年には83%へ、貧困県の義務教育修了率を同90%から93%へと引き上げるなどの数値目標が設けられた。

2020年10月には中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議が開催された。第13次五ヵ年計画の「小康社会の全面的実現」の成果を高く評価したうえで、2021年から開始する「第14次五ヵ年計画（2021～2025年）」および「2035年長期目標」が採択された¹⁷³。「社会主義現代化の基本的実現」の目標達成に向けて、特に農村部の復興を主要課題の1つに掲げている。具体的には、農村部の低所得人口と未開発地域を支援するためのメカニズム、そして貧困への逆戻りを防ぐためのメカニズムを構築する方針を明らかにしている。

(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

中国政府が経済政策の方針において、初めて金融包摂に言及したのは、2013年11月、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下、「決定」）である。「決定」では、「金融市場システムの改善」という項目において、金融業の対内・対外開放や多層的資本市場システムの改善等とともに、「金融包摂の発展」を

¹⁷¹ 中央人民政府「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm（閲覧日：2024年1月31日）

¹⁷² 中央人民政府「国务院关于印发“十三五”脱贫攻坚规划的通知」国发〔2016〕64号
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/02/content_5142197.htm（閲覧日：2024年1月31日）

¹⁷³ 中央人民政府「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标的建议」¹⁷³ 中央人民政府
http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content_5556991.htm

改革の要点の1つに掲げた¹⁷⁴。また2015年3月に李克強首相が行った政府活動報告では「金融包摂の発展を強化し、すべての市場主体が金融サービスの恩恵を受けられるようにする」と言及した¹⁷⁵。

上述の方針を受け、国務院は2016年1月、「金融包摂推進発展計画（2016-2020年）」（国発[2015]74号、以下、「計画」）を発表した¹⁷⁶。「計画」では金融包摂を「機会均等とビジネスの持続可能な発展の原則に則り、負担可能なコストにより、金融サービスを必要とする社会各層に適切かつ効果的な金融サービスを提供すること」と定義している。「計画」では、小規模零細企業、農民、都市部の低所得者層、貧困層、身体障害者、高齢者等を重点的な対象とし、従前の金融システムでは十分な金融サービスを受けることが難しかった人々に対しても均等な機会を供与し、合理的な価格で金融サービスが受けられるシステムを構築する方針を示した。また2020年までに、小康社会（ややゆとりある社会）の全面的実現に相応しい金融包摂サービスシステムを構築し、金融包摂の発展水準が国際的にみて中上位の水準に達することを目標としている。

「計画」の発表を受け、銀监会（当時）は2016年2月、「2016年金融包摂発展推進業務に関する指導意見」（銀監弁発[2016]24号）を公表した¹⁷⁷。同指導意見では、金融包摂に関連する統計システムおよび金融機関に対する考課システムの構築を目標の一つに据えたほか、小規模零細企業向け融資の安定した増加を図るため、小規模零細企業向け金融サービスの多様化や、資金回転周期に合わせた柔軟な貸出期間・返済方式の設定を促した。加えて、農業関連融資を継続的に拡大するため、低コストで再現性があり、容易に推進可能な農村金融サービスの開発・促進、中西部の貧困地区における金融サービスセンターの拡充なども目標に掲げられた。

また、銀监会等は農民、中西部地区の貧困層に対する金融包摂の発展推進を図るため、2016年12月に甘肅省臨洮県および和政県を金融包摂テスト地域に¹⁷⁸、2017年7月に河北省阜平県を金融包摂モデル地域に指定し¹⁷⁹、農民の信用情報の構築や金融サービスセンターの設立等により、農村や貧困地域における金融サービスの向上を図った。

さらに銀监会等は2017年5月、大型商業銀行および中型商業銀行に対し、銀行内に「金融包摂事業部」を設立し、小規模零細企業、三農、イノベーション、貧困地域に対して効果的な資金供給を行い、金融サービスの普及を促すように要求した¹⁸⁰。

2019年3月に公表された「中小零細企業向け金融サービスの品質と効率をさらに向上させるための通達」（銀保監弁発[2019]48号）では、一社あたり1,000万元未満の中小零細企業向け融資を積極化するため、同ローンの増加率が他のローンの増加率を下回ってはならないこと、および同ローンの融資対象社数が前年同期を下回って

¹⁷⁴ 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」 http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm

¹⁷⁵ 「政府工作报告 2015年3月5日在第十二届全国人民代表大会第三次会议上」

http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-03/16/content_2835101.htm

¹⁷⁶ 国务院「关于印发推进普惠金融发展规划（2016—2020年）的通知」（国发[2015]74号）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/15/content_10602.htm

¹⁷⁷ 中国银监会办公厅「关于2016年推进普惠金融发展工作的指导意见」

<http://www.waizi.org.cn/law/49554.html>

¹⁷⁸ 中国银监会 中国保监会 甘肃省人民政府关于印发临洮县、和政县普惠金融试点实施方案的通知（银监发[2016]52号）

¹⁷⁹ 中国银监会 中国保监会 河北省人民政府关于印发创建阜平县普惠金融示范县方案的通知（银监发[2017]36号）

¹⁸⁰ 中国银监会办公厅关于推进大型商业银行普惠金融事业部设立工作的通知（银监办发[2017]62号）

关于印发大中型商业银行设立普惠金融事业部实施方案的通知（银监发[2017]25号）

はならないことが、目標として明示された。また、大型商業銀行に対し、2019 年末の同ローンの残高を年初比 30%増加させることを要求した¹⁸¹。

2020 年 6 月の「貧困緩和のためのマイクロ・クレジットに関する方針のさらなる改善に関する通達」（銀保監弁発[2020]28 号）では、「計画」の最終期限である 2020 年 12 月末に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が特に大きかった中小零細企業向けの支援を拡大することを決定した¹⁸²。

また、2021 年 4 月に公表された「中小零細企業向け金融サービスの品質をさらに向上させるための通達」（銀保監弁発[2021]44 号）では引き続き、大型商業銀行に対し、中小零細企業向けローンの残高を年初比 30%増加させること、「初めての借り手（first-time borrower）」への融資を強化すること、テクノロジー分野等の戦略分野に属する中小零細企業向けに、資金調達や決済を容易にするためのサービスプログラムを開発すること、などを要求した¹⁸³。

銀保監会のほか、財政部、人民銀行も「計画」に対応するため、金融包摂に関連する政策を相次いで実施した。財政部は 2016 年 5 月、「金融包摂の発展に関する専項資金管理弁法」（財金[2016]85 号）を公布し、金融包摂の発展に向け、中央財政資金を①県レベルの金融機関による農業関連融資の拡大に対する奨励金、②農村金融機関の費用補助、③イノベーション・小規模零細企業向け融資に関する奨励・補助、④ PPP 関連融資に対する奨励金の 4 項目に充当する政策を実施した。

人民銀行は 2017 年 9 月、小規模零細企業向け融資や農業関連融資等の金融包摂に関する一定の条件を満たした金融機関に対して、預金準備率を 5%pt～15%pt 引き下げる優遇措置を発表し¹⁸⁴、2018 年 1 月 25 日に実施した¹⁸⁵。人民銀行の説明によると、中小零細企業向け貸出や農業関連貸出の貸出総額に占める比率が、新規貸出ベースまたは貸出残高ベースで 1.5%に達している場合には、預金準備率を 0.5%pt 引き下げ、上述の比率が 10%に達している場合には 1%pt 引き下げるとしている。なお、この預金準備率引き下げに関する優遇措置の対象となる「小規模零細企業向け貸出額」は当初、1 社あたり「500 万元未満」であったが、2019 年 1 月にその条件が「1,000 万元未満」に引き上げられ、優遇措置の対象となる貸出の範囲が拡大された¹⁸⁶。

図表 22：金融包摂に関する主な政策

当局	期日	法令
國務院	2016 年 1 月	「金融包摂推進発展計画（2016-2020 年）」（国発[2015]74 号）

¹⁸¹ 中国银保监会 財政部 中国人民银行 国务院扶贫办关于进一步规范和完善扶贫小额信贷管理的通知（银保监发[2019]48 号）
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=270800&itemId=878&&generaltype=1>
 （閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁸² 中国银保监会 財政部 中国人民银行 国务院扶贫办关于进一步完善扶贫小额信贷有关政策的通知（银保监发[2020]28 号）
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=913551&itemId=878&&generaltype=1>
 （閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁸³ 中国银保监会 中国银保监会办公厅关于 2021 年进一步推动小微企业金融服务高质量发展的通知（银保监发[2021]49 号）
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=979396&itemId=861&generaltype=1>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁸⁴ 中国人民银行决定对普惠金融实施定向降准政策（2017 年 9 月 30 日）
<http://www.gov.cn/xinwen/201710/5229404.htm>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁸⁵ 新华网「中国人民银行：普惠金融定向降准预计 25 日实施」（2018 年 1 月 18 日）
http://www.xinhuanet.com/money/2018-01/18/c_129793908.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

¹⁸⁶ 中国人民银行决定调整普惠金融定向降准小微企业贷款考核标准（2019 年 1 月 2 日）
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3735226/index.html>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

銀保監会 (銀監 会)	2016年2月	「2016年金融包摂発展推進業務に関する指導意見」(銀監弁発[2016]24号)
	2016年12月	「臨洮県、和政県における金融包摂試行実施方案の印刷公布に関する通達」(銀監発[2016]52号)
	2017年5月	「大型商業銀行における金融包摂事業部設立業務を推進することに関する通達」(銀監弁発[2017]62号)
	2017年5月	「大中商業銀行における金融包摂事業部設立実施方案の印刷公布に関する通達」(銀監弁発[2017]25号)
	2017年7月	「阜平県における金融包摂モデル県の創設方案の印刷配布に関する通達」(銀監弁発[2017]36号)
	2018年2月	「2018年銀行業による小規模零細企業向け金融サービスの高品質発展を推進することに関する通達」(銀監弁発[2018]29号)
	2019年3月	「銀行および保険業界で農村の活性化に貢献し、貧困削減を支援することに関する通達」(銀保監弁発[2019]38号)
	2019年3月	「中小零細企業向け金融サービスの品質と効率をさらに向上させるための通達」(銀保監弁発[2019]48号)
	2019年5月	「貧困緩和のためのマイクロ・クレジットの管理のさらなる規制と改善に関する通達」(銀保監弁発[2019]24号)
	2020年3月	「中小零細企業向け金融サービスの「段階的拡大、品質向上、コスト削減」の促進についての通達」(銀保監弁発[2020]29号)
	2020年6月	「貧困緩和のためのマイクロ・クレジットに関する方針のさらなる改善に関する通達」(銀保監弁発[2020]28号)
	2021年4月	「中小零細企業向け金融サービスの品質をさらに向上させるための通達」(銀保監弁発[2021]44号)
財政部	2016年5月	「金融包摂の発展に関する専項資金管理弁法」(財金[2016]85号)
人民銀行	2017年9月	「金融包摂に向けて的を絞った預金準備比率引き下げを実施することに関する通達」(銀発[2017]222号)
	2018年4月	4月25日より預金準備率を1%pt引き下げ ¹⁸⁷
	2018年6月	7月5日より預金準備率を0.5%pt引き下げ ¹⁸⁸
	2018年10月	10月15日より預金準備率を1%pt引き下げ ¹⁸⁹
	2018年12月	新たな資金供給ツールとして TMLF (Targeted Medium-term Lending Facility) を創設すると発表 ¹⁹⁰ 。2019年1月23日に第一弾として2575億元の資金供給を実施

¹⁸⁷ 中国人民银行決定下调部分金融机构存款准备金率以置换中期借贷便利(2018年4月17日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3522107/index.html> (閲覧日:2024年1月31日)

¹⁸⁸ 中国人民银行決定通过定向降准支持市场化法治化“债转股”和小微企业融资(2018年6月24日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3564334/index.html> (閲覧日:2024年1月31日)

¹⁸⁹ 中国人民银行決定下调部分金融机构存款准备金率置换中期借贷便利(2018年10月7日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3639441/index.html> (閲覧日:2024年1月31日)

¹⁹⁰ 中国人民银行決定创设定向中期借贷便利 定向支持金融机构向小微企业和民营企业发放贷款(2018年12月19日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3719703/index.html> (閲覧日:2024年1月31日)

2019年1月	2017年9月に発表した金融包摂領域の預金準備率引き下げの優遇措置に関する条件緩和措置を発表 ¹⁹¹
2019年1月	全商業銀行を対象とした預金準備率引き下げを発表。1月15日と25日に0.5%ptずつ段階的に引き下げ、合計1%ptの引き下げを実施すると発表 ¹⁹²
2019年5月	約1,000行の中小銀行を対象とした預金準備率引き下げ措置を発表 ¹⁹³
2019年9月	全商業銀行を対象とした預金準備率引き下げ(0.5%pt)を9月16日に実施するほか、省級行政区域内のみで営業する都市商業銀行を対象に、10月15日と11月15日に0.5%ptずつ段階的に引き下げ、合計1%ptの引き下げを実施すると発表 ¹⁹⁴
2020年1月	全商業銀行を対象とした預金準備率引き下げ(0.5%pt)を1月6日に実施すると発表 ¹⁹⁵
2020年3月	条件を満たす商業銀行に対して、預金準備率引き下げの優遇措置を発表。従来、1社あたり与信額が1,000万元以下の小規模零細企業向け貸出額が一定の条件を満たす銀行に対し、0.5~1.5%ptの引き下げ措置が採られていたが、3月16日以降、引き下げ幅を0.5~1.0%pt拡大すると発表。さらに、条件を満たす株式制商業銀行に対しては、1%ptの追加の引き下げを実施 ¹⁹⁶
2020年4月、5月	新型コロナウイルス感染拡大による打撃が懸念される中小零細企業への融資を拡大するため、農村商業銀行、農村合作信用銀行、農村信用社、村鎮銀行の預金準備率を、4月、5月でそれぞれ0.5%ptずつ引き下げ。
2021年12月	預金準備率が既に5.0%の金融機関を除き、0.50%ptの引き下げを実施 ¹⁹⁷
2022年4月、12月	預金準備率が既に5.0%の金融機関を除き、それぞれ0.25%ptの引き下げを実施
2023年5月、9月	預金準備率が既に5.0%の金融機関を除き、それぞれ0.25%ptの引き下げを実施
2024年2月	預金準備率が既に5.0%の金融機関を除き、0.5%ptの引き下げを実施

(出所) 銀保監会 HP、財政部 HP、人民銀行 HP を基に作成

上述の措置のほか、人民銀行は2018~19年、預金準備率引き下げを6回実施し(2018年4月、7月、10月、2019年1月、5月、9月)、商業銀行に対して預金準備

¹⁹¹ 中国人民银行決定調整普惠金融定向降准小微企业贷款考核标准(2019年1月2日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3735226/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹² 中国人民银行決定于2019年1月下調金融机构存款准备金率置換部分中期借貸便利(2019年1月4日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3737919/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹³ 中国人民银行決定从2019年5月15日开始对中小銀行实行較低存款准备金率(2019年5月6日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3820253/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹⁴ 中国人民银行決定于2019年9月16日下調金融机构存款准备金率(2019年9月6日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3886672/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹⁵ 中国人民银行決定于2020年1月6日下調金融机构存款准备金率(2020年1月1日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3953630/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹⁶ 中国人民银行決定于2020年3月16日定向降准, 釋放長期資金5500億元(2020年3月13日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3989112/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

¹⁹⁷ 中国人民银行決定于2021年12月15日下調金融机构存款准备金率(2021年12月6日)

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4407661/index.html> (閲覧日: 2024年1月31日)

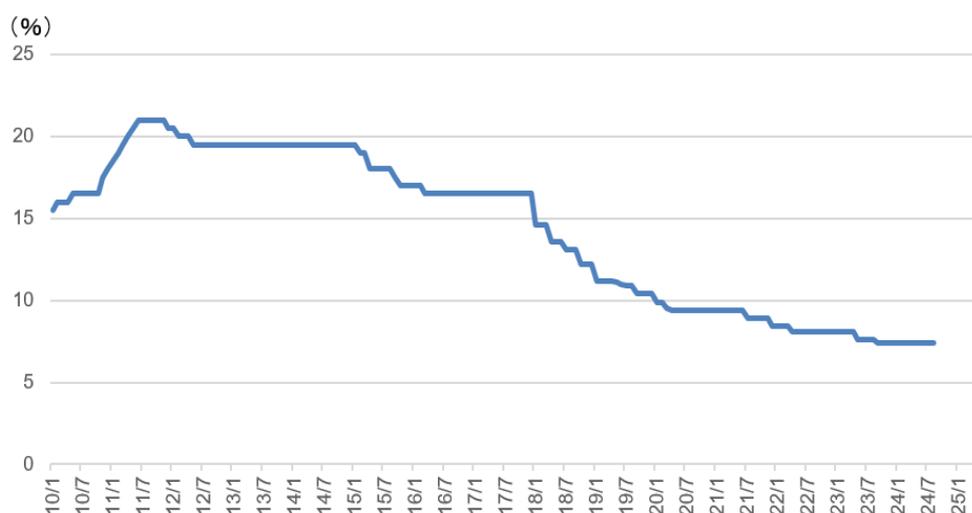
率引き下げにより放出された資金を小規模・零細企業向け融資に使用するように奨励した。

また、2019年5月には農村部に拠点を置く中小銀行を対象に、預金準備率を引き下げると発表した¹⁹⁸。引き下げの対象となるのは、地元県レベル行政区域内のみで営業する農村商業銀行、または他の行政区に出先機関を設けているが資産規模が100億元未満の農村商業銀行で、預金準備率は従来の11.5%から8%に引き下げられ、引き下げ措置は5月15日、6月17日、7月15日の3回に分けて実施された。この措置に伴う、流動性放出額は約2,800億元と言われており、中小銀行に対し、小規模・零細企業向け融資を奨励することが狙いとされている¹⁹⁹。

2020年1月には、全商業銀行を対象とした預金準備率引き下げが実施された。また、3月には、上述の「小規模零細企業向け貸出額」の条件を満たす銀行に対する預金準備率引き下げに係る優遇措置が緩和され、預金準備率の引き下げ幅が0.5～1.0%pt拡大されたほか、条件を満たす株式制商業銀行に対しては、1%ptの追加の引き下げが実施された²⁰⁰。

さらに2020年以降も、新型コロナウイルス感染拡大を受け、特に経営への深刻な影響が懸念される企業向けの融資を拡大する狙いから、法定預金準備率の引き下げは度々行われている（図表31）。

図表 23：法定預金準備率の推移（金融機関平均）



（出所）中国人民銀行（閲覧日：2024年1月31日）

預金準備率引き下げ措置のほか、2018年12月には、小規模・零細企業や民間企業の資金調達支援策として、新たな資金供給ツールであるTMLF（Targeted Medium-term Lending Facility）を創設すると発表した²⁰¹。TMLFは、銀行の民間企業および

¹⁹⁸ 中国人民銀行決定从2019年5月15日开始对中小银行实行较低存款准备金率（2019年5月6日）

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3820253/index.html>（閲覧日：2024年1月31日）

¹⁹⁹ 中国人民银行有关负责人表示：建立对中小银行实行较低存款准备金率的政策框架 深化金融供给侧结构性改革（2019年5月6日）<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3821281/index.html>（閲覧日：2024年1月31日）

²⁰⁰ 中国人民银行决定于2020年3月16日定向降准，释放长期资金5500亿元（2020年3月13日）

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3989112/index.html>（閲覧日：2024年1月31日）

²⁰¹ 中国人民银行决定创设定向中期借贷便利 定向支持金融机构向小微企业和民营企业发放贷款（2018年12月19日）

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3719703/index.html>（閲覧日：2024年1月31日）

小規模零細企業向け貸出の増加状況に応じて、銀行に対して資金を供給する制度で、貸出期間は最長 3 年、金利は通常の MLF よりも 0.15%pt ほど低く設定されている。的を絞った政策により、銀行に対して長期的かつ安定した資金を供給することを目的としている。

小規模・零細企業向け貸出に関する政策については、2019 年 3 月の全国人民代表大会（全人代）²⁰²や同年 4 月の国務院常務会議²⁰³において、大型商業銀行 5 行を中心に、貸出残高を前年比 30%拡大させる方針が示されている。

さらに 2020 年 6 月、人民銀行は、銀保監会、財政部、国家発展改革委員会（NDRC）、工業・情報化部と共同で、新型コロナウイルス感染拡大の影響が特に深刻な中小零細企業の資金繰りと資金調達を支援する施策を公表した。資金繰りに係る支援としては、中小零細企業の元利返済に関して、2021 年 3 月 31 日までの猶予期間を設けることを銀行に要求した。資金調達面では、人民銀は 4,000 億元の再融資枠を設け、地方の銀行が新規に中小零細企業向けに信用貸付を行った場合、融資額の 40%を人民銀が貸し付けることとした。

2019 年 7 月 2 日の夏季ダボス会議の開幕式において、李克強首相が小規模・零細企業向け金融支援を強化する方針を示していることから²⁰⁴、今後も中国政府による中小企業支援策や金融機関に対する小規模零細企業向け融資の奨励策等が実施されるものと考えられる。

(3) 提供される金融商品・サービス

「第 4 章 2. (2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり」で前述の通り、銀保監会は 2019 年 3 月に「中小零細企業向け金融サービスの品質と効率をさらに向上させるための通達」（銀保監弁発[2019]48 号）を公表し、普惠型小微企业貸款（クレジットが 1,000 万元未満の中小零細企業向け包括金融ローン）の融資残高の拡大を求めてきた。

普惠型小微企业貸款²⁰⁵の全金融機関合計残高は、2022 年末の 23.6 兆元から 2023 年末の 29.1 兆元へと、約 23%増加した²⁰⁶。うち、大型商業銀行の残高は 8.6 兆元から 11.6 兆元へと約 35%増加した。

(4) 政策評価と方向性

中国における金融包摂に関する進展状況に関して、人民銀行は 2020 年 10 月、「2019 年中国金融包摂指標分析報告」（以下、「分析」）を公表した。「分析」に

²⁰² 政府工作报告—2019 年 3 月 5 日在第十三届全国人民代表大会第二次会议上（2019 年 3 月 16 日）

http://www.gov.cn/premier/2019-03/16/content_5374314.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

²⁰³ 李克強主持召开国务院常务会议 听取 2019 年全国两会建议提案承办情况汇报等（2019 年 4 月 17 日）

http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-04/17/content_5383963.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

²⁰⁴ 李克強出席 2019 年夏季达沃斯论坛开幕式并发表特别致辞（2019 年 7 月 2 日）

http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-07/02/content_5405341.htm（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

²⁰⁵ 「金融包摂領域の小規模零細企業向け貸出」とは、与信規模が—社あたり 500 万元を下回る小規模零細企業貸出、個人事業主および小規模・零細企業事業主向け経営性貸出のことを指す。2019 年より、小規模・零細企業の支援拡大策の一環として、与信規模が—社あたり 500 万元から 1,000 万元に引き上げられた。

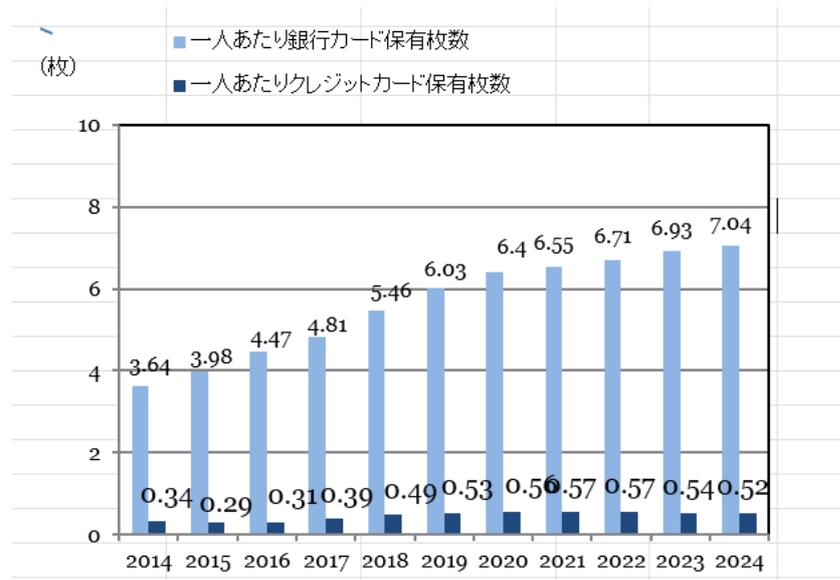
²⁰⁶ 銀保監会「银行业金融机构普惠型小微企业贷款情况表」

<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1109311>（閲覧日：2024 年 6 月 25 日）

よると、銀行拠点カバー率²⁰⁷は96%に達し、また、10万人あたりのATM設置数は78台となった。いずれも前年から微減している。

個人による銀行口座保有は増加傾向にあり、2024年末時点において、個人の銀行口座数は前年比2.6%増加の148億4千万口座に達した²⁰⁸。銀行カードの発行枚数は前年比+1.3%の99億1,300万枚で、一人あたり銀行カード保有枚数は7.04枚（2023年：6.93枚）、一人あたりクレジットカード保有枚数は0.52枚（2023年：0.54枚）であった。（図表24参照）。

図表 24：銀行カード・クレジットカード保有枚数



上述のように、銀行拠点網や銀行口座・銀行カード保有数は普及に進展がみられる。また、資金調達難・コスト高といった問題が指摘されている小規模・零細企業向け貸出も徐々に改善傾向にある。「(3)提供される金融商品・サービス」に記載の通り、普惠型小微企业贷款の全金融機関合計残高は、2021年末の19.1兆元から2022年末の23.6兆元へと、約24%増加した²⁰⁹。

(5) 中国における金融教育

中国における金融教育は、個人の資産形成能力の向上よりも、金融リスクの抑制及び社会安定の維持を主目的として展開されてきた点に特徴がある。改革開放以降の急

²⁰⁷ 「銀行拠点カバー率」とは、銀行等の預金取扱機関拠点を有する郷・鎮の、郷・鎮総数に占める比率を指す（「分析」p.9）

²⁰⁸ 一人あたり銀行カード保有枚数は、前年末の全国常住人口に基づき、人民銀行が推計したもの
人民銀行「中国支付体系发展报告 2016」p.101、「2023年支付体系运行总体情况」p.2

²⁰⁹ 銀保監会「银行业金融机构普惠型小微企业贷款情况表」
<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1054683&itemId=954&generaltype=0>（閲覧日：2024年1月31日）

速な市場経済化に加え、フィンテックの普及や個人投資家の増加により、投資詐欺や過剰債務が社会問題化したことが、その背景にある²¹⁰。

中国の金融教育は、文部教育当局ではなく、PBOCを中心とする金融行政機関が主導している。PBOCは金融消費者保護を重要な政策課題と位置づけ、「金融知識普及活動」や「金融教育宣伝月間」を通じて、全国規模で金融リスクに関する啓発を行っている²¹¹。これらの活動では、高利回り投資への警戒、元本保証の不存在、違法投資勧誘や詐欺への注意喚起が重点的に扱われている。

学校教育においては、金融教育は独立した教科として制度化されていない。小中高校では、思想政治教育や数学、社会科の一部として、貯蓄の重要性や健全な消費観といった価値観教育が中心である²¹²。大学段階では経済・金融系学部を中心に専門教育が行われるが、一般学生を対象とした実践的なパーソナルファイナンス教育は限定的である。

一方、社会人向けの金融教育は、銀行・証券会社およびフィンテック企業によって補完されている。特にアリペイやウィチャット・ペイといったデジタル決済プラットフォームでは、信用スコア管理や金融商品のリスクに関する教育コンテンツがアプリ内で提供されている²¹³。

以上より、中国の金融教育は、投資を積極的に促すものではなく、国家管理の下で個人の金融行動を抑制・誘導するリスク防止型金融教育として位置づけられ、今後も社会安定を重視した形で継続・強化されていくものと考えられる。

3. 最近の金融動向

(1) 顧客データを活用したビジネス動向

アントフィナンシャルは「支付宝（アリペイ）」を通じて、利用者の消費や支払い、借入や返済に関する膨大なデータを蓄積してきた。これら情報を強みとして、それぞれの利用者に適切なローン商品を提案し、パートナーである商業銀行とともに融資を行ってきた。同様に、テンセントやJD ドット・コムなどの大手IT企業も独自で構築した顧客データを活用し、金融サービス事業を拡大させてきた。

しかし、当局はこれをオンライン金融事業者による「信用データの独占」とみなし、他の小口融資事業者や大手銀行に対して不公正な競争状態を引き起こしているとして、規制を強化することを明らかにした。

具体的には2021年2月、銀保監会は「商業銀行のインターネットローン事業のさらなる規制に関する通知」を公表し、各商業銀行に対し、①インターネットローンのリスクの評価、管理は自らが主導しなければならない、リスクの引受の外部委託を行ってはならないこと、②パートナーである小口融資事業者（アントフィナンシャル等）と共同で融資する場合、パートナー側の融資比率を30%以上としなければならないこと、③単一のパートナーと実施するインターネットローンの融資残高は、銀行の正

²¹⁰ OECD, *Financial Literacy and Financial Education in China*, OECD/INFE Financial Education Studies.

²¹¹ 中国人民銀行金融消費者權益保護局「金融知識普及活動工作報告」（各年版）。

²¹² World Bank, *Financial Consumer Protection and Literacy in China*.

²¹³ 徐忠（中国人民銀行副総裁）「中国における金融リスク防止と金融消費者保護に関する講演」

味 Tier1 資本の 25%を超えてはならないこと、④全パートナーを含めたインターネットローンの残高は、銀行の融資残高合計の 50%を超えてはならないこと、⑤地方銀行については、登録されている地域以外の顧客に対してインターネットローンを提供してはならないこと、などが定められている²¹⁴。

以上、中国当局が市場の公平性を重視するスタンスへとシフトし規制を強化する中、膨大な顧客データの収集・分析・利用を強みとしてきたフィンテック企業については、ビジネスモデルの変革が求められている。

(2) 高齢化対策

中国国家統計局のデータによれば²¹⁵、が 2022 年現在、香港、マカオ、台湾を除いた総人口は 14.21 億人であり、うち、65 歳以上の高齢者は 2.10 億人と、全体の 14.8%を占めた。今後も少子高齢化が一層進む見通しであり、高齢者に対する金融包摂への取り組みが不可欠となっている。

特に、高度なテクノロジーを活用した近年の各種サービスは、インターネットやスマートフォンを使えない高齢者にとって利用のハードルが極めて高く、高度化が進みすぎると、高齢者が各種サービスから取り残される懸念が生まれている。

このような背景から、国家評議会情報局は 2020 年 11 月、「スマートテクノロジーの利用が困難な高齢者向けの実施計画」を公表した²¹⁶。ここでは高齢者の日常生活のあらゆる場面において、従来のサービス提供方法を維持する必要性を示す一方で、高齢者が適応できるようなスマートテクノロジー製品・サービスを推進する方向性も示している。

特に金融サービス面では、商店や飲食店、ショッピングモールなど高齢者の利用頻度が高い施設における支払いや、公共サービス料金の支払い等において、現金やデビットカードの利用を拒否してはならないこととする。また、金融機関や第三者決済機関、オンラインショッピングプラットフォームに対しては、オンラインでのユーザー登録や支払い等のプロセス最適化を促すとともに、文字サイズの拡大や音声による読み上げ機能、簡易版のサービスの提供などを通じて、高齢者にとっても使い勝手の良いスマートバンキングの普及を目指すものとしている。

第 5 章 参考

(1) リテール拠点における感染症対策

現状、中国では新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、様々な場所に設けられた検問所においてヘルスコードの提示が求められている²¹⁷。各銀行のリテール拠点においても、立ち入りの際にはヘルスコードの提示が求められている。たとえば中国

²¹⁴ 銀保監会「中国银保监会办公厅关于进一步规范 商业银行互联网贷款业务的通知（银保监办发[2021]24 号）（2021 年 2 月 19 日）<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/governmentDetail.html?docId=967445&itemId=861&generalType=1>（閲覧日：2024 年 7 月 31 日）

²¹⁵ <https://www.stats.gov.cn/sj/ndsj/2023/indexeh.htm>

²¹⁶ 人民銀行「务院办公厅关于印发关于切实解决老年人运用智能技术困难实施方案的通知」（国办发〔2020〕45 号）http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/24/content_5563804.htm（閲覧日：2024 年 7 月 31 日）

²¹⁷ 個人の行動履歴等から判定した安全度を「赤、黄、緑」の QR コードで表示する電子健康証明システム。スマートフォンのアプリ上で利用する。

農業銀行では、顧客・従業員の双方に対し、店舗への立ち入りにあたっての登録、検温、ヘルスコードの提示を要求している²¹⁸。

また、各金融機関の拠点では清掃・換気・消毒を定期的に行っているが、特に拠点内に設置されている設備・機器、および現金については、消毒作業の管理を強化している銀行が多いとみられる。また、現金を介した感染拡大を不安視する顧客が多いことから、現金を取り扱う際に店員に使い捨てのゴム手袋を着用させたり（中国建設銀行）、紙幣識別機の紫外線消毒機能を利用したり（中国通信銀行）と、現金をめぐる感染症対策を強化している銀行がみられる²¹⁹。

²¹⁸ 中国農業銀行「アニュアルレポート（2020年）」p.21

²¹⁹ Global Times “Chinese banks ramp up cash disinfection and distribution measures amid strong demand over festival season”（2021年2月9日）（閲覧日：2024年7月31日）

< 出所資料一覧 >

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ IMF "World Economic Outlook October 2020"
- ・ 日本銀行金融研究所「中国農村金融制度改革の現状と課題：銀行業金融機関の再生と三農政策に呼応した取組みの中間評価」（2010年4月）
- ・ 日本政策投資銀行「中国における企業向け金融の実態と展望」（2005年）
- ・ CEIC Data「CEIC database」
- ・ Universal Post Union「Postal Statistics」
- ・ The World Bank「Global Financial Inclusion (Global Findex) Database」

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ 全国人民代表大会 HP
- ・ 国務院 HP
- ・ 財政部 HP
- ・ 中国人民銀行 HP
- ・ 中国銀行保険監督管理委員会 HP
- ・ 中国証券監督管理委員会 HP
- ・ 中国商務部 HP
- ・ 国家外貨管理局 HP
- ・ 国家稅務總局 HP
- ・ 国家市場監督管理總局 HP
- ・ 中国証券投資基金業協會 HP
- ・ 中国支払清算協會 HP
- ・ 中国インターネット協會 HP
- ・ 国家開發銀行 HP
- ・ 中国輸出入銀行 HP
- ・ 中国農業發展銀行 HP
- ・ 香港工業貿易署 HP
- ・ マカオ貿易投資促進局 HP
- ・ 全国人民代表大会常務委員会「商業銀行法」（2015年改正）
- ・ 国務院「金融体制改革に関する決定」（1993年）
- ・ 国務院「国家開發銀行の設立に関する通達」（1994年）
- ・ 国務院「中国輸出入銀行の設立に関する通達」（1994年）
- ・ 国務院「中国農業發展銀行の設立に関する通達」（1994年）
- ・ 国務院「預金保險知識に関する専門家の問答」（2014年）
- ・ 国務院による「中華人民共和国外資銀行管理條例」の修正に関する決定（2014年）
- ・ 国務院「預金保險條例（中華人民共和國國務院令 第 660 号）」（2015年2月17日）
- ・ 国務院、中国人民銀行「国务院法制办、中国人民银行负责人就『存款保险条例』答记者问」（2015年3月31日）
- ・ 国務院「关于印发『推进普惠金融发展规划（2016-2020年）』的通知」（国发[2015]74号）
- ・ 国務院「国务院关于修改〈中华人民共和国外资保险公司管理条例〉和〈中华人民共和国外资银行管理条例〉的决定」（国务院令 第 720 号）
- ・ 財政部「中国の金融制度改革とその課題」（1992年3月）
- ・ 財政部、国家稅務總局「关于儲蓄存款利息所得有关个人所得税政策的通知」（财税[2008]132号）
- ・ 財政部、国家稅務總局「关于银行业金融机构存款保险保费企业所得税税前扣除有关政策问题的通知」（财税[2016]106号）
- ・ 財政部「关于印发『普惠金融发展专项资金管理办法』的通知」（财金[2016]85号）

- 中国人民銀行「金融機構信貸收支統計」
- 中国人民銀行「非金融機構支付服務管理辦法」（中國人民銀行令[2010]第2號）
- 中国人民銀行「非金融機構支付服務管理辦法實施細則」（中國人民銀行公告[2010]第17號）
- 中国人民銀行「中國支付體系發展報告」
- 中国人民銀行「支付體系運行總體情況」
- 中国人民銀行「農村地區支付業務發展總體情況」
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定下調存貸款基準利率並降低存款準備金率」（2015年10月23日）
- 中国人民銀行、工業情報化部、公安部等「關於促進互聯網金融健康發展的指導意見」（銀發[2015]221號）
- 中国人民銀行「非銀行支付機構網絡支付業務管理辦法」（中國人民銀行公告[2015]第43號）
- 中国人民銀行「人民銀行有關負責人就『非銀行支付機構網絡支付業務管理辦法』答記者問」（2015年12月28日）
- 中国人民銀行「關於印發《條碼支付業務規範（試行）》的通知」（銀發[2017]296號）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定對普惠金融實施定向降準政策」（2017年9月30日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定下調部分金融機構存款準備金率以置換中期借貸便利」（2018年4月17日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定通過定向降準支持市場化法治化“債轉股”和小微企業融資」（2018年6月24日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定下調部分金融機構存款準備金率置換中期借貸便利」（2018年10月7日）
- 中国人民銀行、世界銀行「全球視野下的中國普惠金融：實踐、經驗與挑戰」（2018年2月11日）
- 中国人民銀行「中國普惠金融指標分析報告2019」（2020年9月）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定創設定向中期借貸便利定向支持金融機構向小微企業和民營企業發放貸款」（2018年12月19日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定調整普惠金融定向降準小微企業貸款考核標準」（2019年1月2日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定於2019年1月下調金融機構存款準備金率置換部分中期借貸便利」（2019年1月4日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定從2019年5月15日開始對中小銀行實行較低存款準備金率」（2019年5月6日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行有關負責人表示：建立對中小銀行實行較低存款準備金率的政策框架深化金融供給側結構性改革」（2019年5月6日）
- 中国人民銀行、中國銀行保險監督管理委員會「中國小微企業金融服務白皮書」（2019年6月24日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定於2019年9月16日下調金融機構存款準備金率」（2019年9月6日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定於2020年1月6日下調金融機構存款準備金率」（2020年1月1日）
- 中国人民銀行「中國人民銀行決定於2020年3月16日定向降準，釋放長期資金5500億元」（2020年3月13日）
- 中國銀行業監督管理委員會「農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見」（2006年）
- 中國銀行業監督管理委員會「商業銀行自己資本比率管理規則」（2004年2月）
- 中國銀行業監督管理委員會「中國銀行業のパーゼル実施に関する指導意見」（2007年2月）
- 中國銀行業監督管理委員會「中國銀行業の新監督管理基準の実施に関する指導意見」（新基準）（2011年5月）

- 中国銀行業監督管理委員会「商業銀行資本管理規則（試行）」（2012年6月）
- 中国銀行業監督管理委員会「アニュアルレポート 2013年～2017年」
- 中国人民銀行「中国金融穩定報告」（2012年、2015年～2016年）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于 2016 年推进普惠金融发展工作的指导意见」（银监办发[2016]24号）
- 中国銀行業監督管理委員会、中国保險業監督管理委員会、甘肅省人民政府「关于印发临洮县、和政县普惠金融试点实施方案的通知」（银监发[2016]52号）
- 中国銀行業監督管理委員会、中国保險業監督管理委員会、河北省人民政府「关于印发创建阜平县普惠金融示范县方案的通知」（银监发[2017]36号）
- 中国銀行業監督管理委員会「国家开发银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 2 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国进出口银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 3 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国农业发展银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 4 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于外资银行开展部分业务有关事项的通知」（银监办发[2017]12号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于推进大型商业银行普惠金融事业部设立工作的通知」（银监办发[2017]62号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于印发大中型商业银行设立普惠金融事业部实施方案的通知」（银监发[2017]25号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于修改『中国银监会外资银行行政许可事项实施办法』的决定」（银监会令 2018 年第 3 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于 2018 年推动银行业小微企业金融服务高质量发展的通知」（银监办发[2018]29号）
- 中国銀行保險監督管理委員会「关于进一步放宽外资银行市场准入有关事项的通知」（银保监办发[2018]16号）
- 中国銀行保險監督管理委員会「中国普惠金融发展情况报告（摘编版）」（2018年9月28日）
- 中国銀行保險監督管理委員会「中国银保监会关于《国务院关于修改〈中华人民共和国外资银行管理条例〉的决定（征求意见稿）》公开征求意见的公告」（2018年10月25日）
- 中国銀行保險監督管理委員会「商业银行理财子公司管理办法」（中国银行保险监督管理委员会令 2018 年 7 号）
- 中国銀行保險監督管理委員会「银行业金融机构法人名单（截至 2018 年 12 月底）」（其他[2019]1号）
- 中国銀行保險監督管理委員会「郭树清就银行业保险业扩大对外开放接受采访」（2019年5月1日）
- 中国銀行保險監督管理委員会「银行业监管统计指标季度情况表（2019年）」
- 中国証券監督管理委員会「中国証券監督管理委員会香港証券及期貨事務監察委員會聯合公告」（2014年4月10日）
- 国家外貨管理局、税関総署「关于印发『携带外币现钞出入境管理暂行办法』的通知」（汇发[2003]102号）
- 国家稅務總局「关于做好对储蓄存款利息所得暂免征收个人所得税工作的通知」（国税函[2008]826号）
- 中国金融学会編『中国金融年鉴 1995』
- 中国保險年鑑編委會『2013 中国保險年鑑』
- 商務部電子商務情報化司「中国电子商务报告（2017年）」
- 中国証券投資基金業協會「中国证券投资基金业年报（2016年）」（2018年1月11日）
- 国家開發銀行「アニュアルレポート」
- 中国農村發展銀行「アニュアルレポート」
- 中国インターネット協會「中国互联网金融报告（2014年）」
- 中国インターネット情報センター「第 43 次中国互联网络发展状况统计报告」（2019年2月）

- Australia Chamber of Commerce 「ANZ becomes first Australian bank to receive Retail RMB license in China」 (2012年3月5日)
- 日本国外務省ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】

- 鳳凰網財經「郵便儲蓄銀行、2015年に上海と香港市場に上場？」 (2014年6月26日)
- 農林中金総合研究所「最近の中国における農村金融の現状と特徴」 (2013年)
- 李立栄「中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展 –インターネットを活用したサービスの多様化–」第15回パーソナルファイナンス学会 (2014年)
- 日本経済新聞「中国スマホ銀、農村席卷」 (2019年8月10日)
- Caixin、「Can Grown-Up Postal Savings Bank Manage Risk?」、(2011年11月30日)
- Deloitte、「Taxation and Investment in China 2016」 (2016年)
- Excite ニュース「民間資本の農村銀行への出資を奨励–銀行当局幹部」 (2012年3月12日)
- Post & Parcel 「Postal Savings Bank of China extends USD 10.2 billion in small loans」 (2009年8月20日)
- 新浪財經「存款保险暂不设独立公司 由央行下属机构管理」 (2015年4月8日)
- Reuters “UPDATE 2-China's Postal Savings Bank \$7 bln stake sale pulls in UBS, JPMorgan” (2015年12月9日)
- Reuters, 「中国の金利規制復活報道、人民銀が否定」 (2016年6月28日)
- Reuters “Postal Savings Bank of China IPO raises \$7.4 billion after pricing at low endPostal Savings Bank of China Taps Five Banks to Lead up to \$10 Billion IPO” (2016年9月27日)
- Wall Street Journal “Postal Savings Bank of China Taps Five Banks to Lead up to \$10 Billion IPO” (2016年1月27日)
- 新华网「中国人民银行: 普惠金融定向降准预计25日实施」 (2018年1月18日)
- 新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范(试行)』」 (2017年12月28日)
- 人民网「邮政储蓄小额质押贷款“开闸试水”」 (2006年7月7日)
- 新京报「静态扫码支付 每日限额500元, 你够用吗?」 (2018年3月21日)
- 财新网「邮储的考验」 (2011年11月28日)
- 财新网「张金良:推进邮储银行回归A股 加快网点转型」 (2019年3月29日)
- 财新网「“巨无霸”邮储银行挂牌 开盘涨1.82%」 (2019年12月10日)
- 经济日报「邮储银行成第六家国有大行 拥有近4万个营业网点」 (2019年2月16日)
- 经济参考报「邮储银行“回A”迈重要一步 最高融资额或达326亿元」 (2019年6月13日)

【郵政公社・郵貯等】

- 中国郵政集団「アニュアルレポート」
- 中国郵政集団「中郵消費金融公司獲準籌建」 (2015年1月)
- 中国郵政儲蓄銀行「中国郵政儲蓄銀行股份有限公司公告」 (2012年6月)
- 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート」
- 中国郵政儲蓄銀行「大事記」 (2013年8月2日)
- 中国郵政儲蓄銀行「預貸金利表」
- 中国郵政儲蓄銀行「外貨預金」
- 中国郵政儲蓄銀行「2015年度世界トップ1000行中第23位にランクイン」 (2014年7月2日)
- 中国郵政儲蓄銀行「電子バンク利用者1億人突破」 (2014年8月1日)
- 中国郵政儲蓄銀行董事長インタビュー「金融包摂の推進力と引率者を目指す」 (2014年10月23日)
- 中国郵政儲蓄銀行「個人貯金5兆元を突破」 (2015年1月5日)
- 中国郵政儲蓄銀行 (「中国郵政儲蓄銀行董事長李国華: 堅持自主可控踐行普惠金融」 (2015年1月13日)

- 中国郵政儲蓄銀行「2015 年度世界トップ 1000 行中総資産第 23 位」(2015 年 7 月 9 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「郵政儲蓄銀行はリスクマネジメント最優秀行として表彰」(2015 年 12 月 24 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「Li Guohua Proposes to Promote Inclusive Financial Development with Digital Technology at GPMI External Seminar」(2016 年 3 月 10 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「PSBC and BGI Agriculture Reach Strategic Cooperation」(2016 年 4 月 1 日)
- 中国郵政儲蓄銀行公告「建議 A 股發行」(2017 年 8 月 29 日)
- 中国郵政儲蓄銀行公告「關於中郵理財有限責任公司獲准籌建的公告」(2019 年 5 月 29 日)
- 中国郵政儲蓄銀行公告「關於 A 股發行上市及公司章程修訂獲中國銀保監會核准的公告」(2019 年 6 月 12 日)
- 中国郵政儲蓄銀行公告「中國證監會受理 A 股發行上市申請材料」(2019 年 6 月 26 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「中国邮政储蓄银行股份有限公司首次公开发行股票(A 股)招股说明书」(2019 年 11 月 6 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「首次公开发行股票发行结果公告」(2019 年 12 月 4 日)
- 中国郵政儲蓄銀行「關於全資子公司中郵理財有限責任公司獲准開業的公告」(2019 年 12 月 4 日)

【金融機関等 HP】

- 中国工商銀行
- 中国農業銀行
- 中国建設銀行

【その他】

- 路国英、張治安主編『中国金融法律知识手册』(1996 年)
- 童適平『中国の金融制度』勁草書房(2013 年)
- 中国社会科学院『中国国家资产负债表 2015』(2015 年)
- 李扬、张晓晶、常欣等『中国国家资产负债表 2018』中国社会科学出版社(2018 年 11 月)
- iResearch「中国第三方移动支付行业研究报告」
- iResearch「年中国第三方支付市场监测报告」
- iResearch「中国移动 NFC 支付行业研究报告」
- iResearch「中国小微企业融资研究报告」
- iResearch「中国第三方支付年度数据发布」
- iResearch「中国第三方支付行业数据发布」
- iiMedia Research「中国第三方移动支付市场研究报告」
- iiMedia Research「年上半年中国第三方支付移动支付市场研究报告」
- iiMedia Research「中国移动支付市场研究报告」
- 易观「中国智能 POS 行业专题分析」
- 易观「中国第三方支付互联网支付市场季度监测报告」
- BigData-Research「中国第三方支付移动支付市场发展报告」
- PriceWaterhouseCoopers、「Foreign Banks in China, 2011」